

平成 25 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 25 年 6 月 6 日～6 月 14 日

熊本県菊陽町議会

平成25年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 6	木	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 7	金	一般質問（4人）
6 / 8	土	休会
6 / 9	日	休会
6 / 10	月	一般質問（4人）
6 / 11	火	休会
6 / 12	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 13	木	休会
6 / 14	金	議案審議（議案第27号～報告第5号）質疑・討論・表決・発議・閉会

平成25年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	小林久美子 (P23～)	1. 待機児童の状況とその対策について	①今年度の待機児童数と現在の状況はどうか ②町内の公立保育園の入園数・認可保育園の入園数はどうなっているのか （定員との関係ではどうか） ③次年度の待機児童予想はどうか ④今後、待機児童解消にむけた施策についてどのように考えているのか ⑤保育士の待遇改善について町はどう考えているのか
		2. T P Pについて	①これまでの日米事前協議では、日本側が一方的に譲歩させられている。これでは、国益を守れないのではと懸念する。町長の見解を問う ②T P P参加で、地域経済、労働、生活にどのような影響がでるのか。町執行部としても、研究されているのか ③町には、ソニーや富士フイルムなどの大企業があるが、輸出が増えて恩恵をこうむるのか ④安倍政権は、成長戦略として、10年間で農業所得を倍増するとしているが、このことについて、町長の見解を問う
2	渡邊 裕之 (P37～)	1. 弁護士資格者の職員任用について	全国的に問題になっている司法試験合格者、弁護士資格者の就職難。自治体での任用によりその能力を活かし、若き法律家を守る事が出来る。法制担当、議会事務局等に弁護士資格者、また法科大学院卒で未資格者等の任用を考えるべきではないか
		2. 空き家対策と定住者促進の施策について	①空き家の状況はどうなっているか。また、今後の見込みはどうか ②定住者促進のための施策の考えはないか ③条例化及び推進事業の活用は考えられないか
		3. コミュニティデザインによる地域の活性化について	テーマ型コミュニティを推進し、人のつながりを作り、コミュニティへの参加、活性化を促す施策の考えはないか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		4. 観光資源としてバイク愛好者の拠点について	町のPRと観光資源として阿蘇までのツーリングの途中の休憩、集合、イベント場所としてバイクショップ、愛好者などと連携した拠点作りの提供、支援ができないか
3	野田 恭子 (P52～)	1. 稼ぐ自治体を目指すことについて	①第5期菊陽町総合計画の行財政運営の充実・強化、効率的・効果的な行政運営、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応可能な自治体として。例えば大津町では町のホームページにバナー広告を載せているが、本町ではできないのか ②他の自治体ではゴミ袋に広告を載せているが、本町ではできないか ③F B良品（自治体運営型通信販売サービス）は、できないか
		2. 婚活支援について	①少子化・未婚・晩婚化について町はどのように考えているのか ②婚活を自治体に取り組むことについて、どう考えるか
4	甲斐 榮治 (P63～)	1. 平成25年3月議会に提出された請願について	①地域公民館の建設費補助金の増額要求に対して、町としての考え方をどう整理したか。 また、何か具体的方策を検討したか ②防犯灯の電気料金全額町負担要求に対して、町の基本的考え方をどう整理したか。 また、何か具体的方策を検討したか
		2. 菊陽町立菊陽中部小学校改築について	①現在の進捗状況を示せ。予定と実際上の工程に問題はないか ②校舎建設工事に関連する問題点の解決はどうか。（防空壕跡・スカイビレッジの防風対策・工事による振動対策など。） ③総事業費の見込みはどうか。既に確定した費用の提示と今後発生する費用（概算）の提示を求める ④学年によっては中学校に入ってもなお仮設校舎での授業を余儀なくされる状況があるが、子どもたちや保護者の納得は得られているか。また、必要な対策は考えているか
		3. 菊陽町立菊陽中学校増改築事業について	①県内及び町内業者の活用を含めて、工事等の発注の大方針を問う ②総工費概算の積算の精度はどうか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			③本事業の他に地方債を必要とする事業がいくつかあるが、本事業費を組むにあたって、公債費負担比率に配慮したか。その結果はどうだったか
5	石原 武義 (P83～)	1. 防災への取組について	昨年の災害を教訓として ①気象情報の伝達、避難勧告指示の伝達についてどういう検証をしたのか ②検証結果を地域防災計画にどう反映したのか ③町、消防団、消防署、近隣自治体、町長との情報の共有を密にする必要がある。どう取り組んできたのか
		2. 消防団の活動について	①消防団の活動は、救命活動等で大きな力を発揮する。装備の充実も必要である。提案した命の笛、おんぶ紐の装備についてどう取り組んだか ②大きな災害では、近隣自治体との広域相互応援体制の確立が必要である。どう考えるか ③大きな災害として、地震が予想される。消防団員の活動のひとつとして、家具固定指導を協力してもらえないか
		3. し尿処理跡地の利用計画について	①平成19年に利用の仕方について地元の方と話し合われているが、その後、結論は出たのか ②桜の名所、もみじの名所にして、いこいの場として活用したらどうか
		4. 道州制への移行について	①行政の効率化に必要なか。どう判断しているか ②住民の福祉の向上という観点からどう判断しているか ③全国市町村会は反対しているが、その大きな理由は何か
6	川俣 鐵也 (P97～)	1. 町の均衡ある発展地域間格差の是正について 対象地区：菊陽南小校区	①他の校区と比較した世帯、人口の減少、高齢化の現状説明を求める ②人口の増減の象徴として、南小学校の児童数の過去の推移及び将来の見込み等について説明を求める ③町づくりの基本となる第5期菊陽町総合計画には、この地域間格差の視点がないが、町として問題としていないのか

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
			④町都市計画マスタープラン（の地区構想）では、これが問題視されているが、町が考える解決策はあるのか ⑤地域間格差という大きな問題を解決すべき町の今後の基本方針と具体的施策、計画はあるのか
		2. 役場を中心とした文教地区としての町の構想について	久保田台地の活用は考えられないか（例えば） ①総合体育館 ②総合グラウンド ③専門学校 等々
		3. さんさん公園を中心にした継続的發展について	さんさん公園を中心にした地区の継続的發展のための具体的対策は考えているか ①総合交流ターミナルさんふれあ ②ふれあい広場とスポーツ広場の利活用について
7	吉山 哲也 (P110～)	1. 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年4月17日法律第41号）について	①当該法律施行後、町においては検討されたか ②当該法律を、どのように認識しているか ③今後当該法律の趣旨に沿った方針を、町は策定しないのか
		2. 地域コミュニティの育成支援について	①地域コミュニティ活性化に向けて、地域コミュニティ育成支援を、町はどのように考えているか ②その取組の現状はどうか。また、そこに課題はないのか ③今後、課題解決に向けた具体的方策はどう考えているか
		3. 災害時要援護者避難支援計画について	①7.12北部豪雨災害後の要援護者避難支援計画の課題をどう認識しているか ②要援護者避難支援計画の見直しの方向性はどうか (1)支援体制 (2)個人情報保護法制との関係

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
8	吉本 孝寿 (P122～)	1. 学校給食における米飯給食と地元農産物の推進について	①学校給食は、「食べることを学ぶ時間」だと考える。 昔、学校給食は食糧の少ない時代に栄養不足を補う目的で始まり、その時はアメリカなどの外国から小麦粉や脱脂粉乳などを贈ってもらい、パンと牛乳を基本にした献立だった。 そして、私たちはいつの間にか、パンを主食にする食事にすっかり慣れてしまい、おかずがなくてもおいしく、調理の手間のかからないパンや麺を主食にした食事をする機会が非常に多くなった。このことは偏った栄養素の摂取につながり、多くの生活習慣病の要因になっている。 そこで、何千年も前から日本人の主食であり、国内で一番たくさん採れる米を主食とした日本食を学校給食に提供することが、子どもたちが生涯を健康で暮らすための望ましい食習慣の定着につながると考えるが学校給食の米飯給食に対する町はどのように考えているのか ②「自治体の負担が増え、子どもの給食費が上がる」「給食の安定供給を支えてきたパン食をさらに削るのか」「立ちゆかなくなるパン業者も出る」といった週4回以上への反対論があるが、週4回以上にした場合の問題点は何か ③T P Pをはじめ農業を取り巻く環境は悪化して行くと予想されるが、給食の地元産食材提供の現状はどうなっているのか
		2. 学校教育と連携した田植え・稲刈り体験学習活動について	①菊陽町は近年の人口増に伴い都市化の傾向にあり、同じ町に住みながら都市部と農村部の交流の場が少なく、農業に対する理解を深めることが必要であると考えます。 食育においては、食に関する指導内容の充実を図り、学校の教育活動全体で取り組むことが重要であり、田植え・稲刈り体験学習を町内の学校と連携し全ての学校で同じ内容で実施する考えはないのか

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成25年6月6日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成25年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成25年6月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第27号から報告第5号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

12番 福 島 知 雄 君

14番 加 藤 眞佐男 君

16番 小 林 久美子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

会計管理者兼 渡 邊 幸 伸 君

会計課長 産 業 建 設 部 審 議 員 兼 荒 木 一 雄 君

商工振興課長 総 合 政 策 課 長 服 部 誠 也 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

総務部審議員兼 堀 川 俊 幸 君

人権教育・啓発課長 総 務 課 長 吉 川 義 則 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

税 務 課 長	阪 本 章 三 君
健康・保険課長	佐 藤 清 孝 君
環境生活課長	大 山 陽 祐 君
武蔵ヶ丘支所長	大 川 由紀美 君
建 設 課 長	今 村 敬 士 君
下 水 道 課 長	士 野 公 典 君
教育審議員兼 中央公民館館長	矢 野 陽 子 君
学 務 課 長	松 本 洋 昭 君
農業委員会事務局長	堀 川 正 信 君

福 祉 課 長	宮 本 義 雄 君
介護保険課長	市 原 憲 吾 君
町 民 課 長	酒 井 章 彦 君
農 政 課 長	志 垣 敏 夫 君
都市計画課長	小 野 秀 幸 君
総務課長補佐兼 庶務法制係長	中 島 秀 樹 君
図 書 館 長	山 崎 謙 三 君
生涯学習課長	堀 行 徳 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成25年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番小林久美子君、17番梅田清明君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修会が5月28日から29日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成25年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大

変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度がスタートしまして間もないところでありますが、最近の主な行政の状況について御報告いたします。

初めに、多くの皆様に御迷惑をおかけしました固定資産税の課税誤りの還付処理状況について報告いたします。

平成25年度分につきましては、修正を行い、正当な金額で課税を行っていることは既に報告したところでありますが、その後の還付処理状況につきましては6月7日本日現在の処理見込みでは、対象者で584人中477人に、金額では6,051万9,077円中5,710万3,227円の還付が終了予定です。対象者では81%、金額では94%の処理が終了したことになります。残りも速やかに還付するための作業を進めているところであります。

次に、昨年7月12日の九州北部豪雨災害の復旧状況について報告いたします。

災害復旧につきましては関係機関や皆様の御協力を得ながら町を挙げて復旧・復興に力を注いできたところであります。特に被害が広域に及んだ農地・農業用施設の災害復旧につきましては、昨年11月に工事を発注し、春ニンジンの作付け希望の農家につきましては本年1月中の引き渡しを行い、作付けも行われ、現在は収穫が行われているかと思えます。その他の農地につきましても、工事を完了し、引き渡しを終えているところであります。しかしながら、曲手地区においては県の白川災害復旧工事との関係で農地復旧についても平成25年度の事業となる見込みであります。事業費につきましては、国の補助率が94.2%となりましたので、町が地元負担の2分の1を補助し、残りの2分の1の2.9%を農家に負担をお願いしているところであります。国の補助対象とならなかった農地につきましても、農業が町にとって重要な産業であること、農地の国土保全や地下水涵養などの公益的機能を重視しまして、農家負担金を国庫補助対象農地と同じ2.9%として、残りは町が負担することとしました。

また、用水のかなめであります白川から分流する頭首工につきましては大菊土地改良区管轄になりますが、大規模な復旧工事のため、県営の災害復旧事業として実施されることになり、おおむね申請どおりの認定を得ることができまして、現在は6月の田植えの取水に向けて工事が進められております。

白川の河川災害につきましては、事業主体が熊本県になります。地元に対する説明会が昨年12月から開催され、復旧工事、いわゆる治水対策の概要説明から用地買収に係る説明などが行われています。今回の治水対策では、家屋浸水箇所を中心に護岸の上にコンクリート擁壁を設けてかさ上げを行い、堆積した土砂も取り除き、河川の断面積を増やす計画となっております。

次に、菊陽空港線延伸計画について申し上げます。

菊陽空港線につきましては、県道熊本菊陽線、旧の国道57号線ではありますが、その熊本菊陽線から熊本空港及び国体道路東西線を結ぶ重要な道路として機能しております。平成19年に道路整備の期成会を設立して県へ要望を行ったところでありますが、現在施工中の県道辛川鹿本

線の沖野バイパス工事が完了するまでは難しいとのことから、期成会での具体的な要望活動は控えていたところであります。今年度、その工事も完了する予定でありますので、期成会の活動を再開し、セミコンテクノパークと熊本空港方面へのアクセス道路として県への要望活動を行っていく予定です。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、都市計画道路について報告いたします。

下原堀川線が図書館方面から菊陽バイパス北側に向けては暫定のT字路交差点でありましたが、バイパス南側地区の工事について地権者の理解が得られたことから、道路の築造工事に着手し、3月21日に十字路交差点が完成し、供用開始したところであります。このことにより、役場方面と西部地域の通行時間の短縮や安全性の確保もできてまいりました。

次に、菊池環境保全組合の新環境工場建設計画の進捗状況について報告いたします。

新環境工場は平成33年4月から供用開始の予定で計画が進められています。建設の場所につきましては、新環境工場の建設地は合志市候補地とすることが組合議会で承認され、組合として最終決定されたところであります。具体的な場所としましては、合志市北部の幾久富地区、菊池市泗水町桜山団地の南東方向となります。現在、環境保全組合において近隣の皆様方の御理解をいただくための地区説明会を進めているところであります。

次に、光の森複合施設及び鼻ぐり井手公園整備事業について報告します。

光の森複合施設は実施設計が完了し、現在建築物の建築確認申請中であります。本年9月ごろには工事に着手し、平成26年10月の供用開始を目指して進めております。なお、本年に繰越ししました事業費5億3,000万円のうち国費約1億9,000万円、交付率100%であります。その内示をいただいております。

また、鼻ぐり井手公園整備につきましては、本年10月ごろ工事に着手し、平成26年10月ごろには一部供用開始し、平成27年度中に公園全体の供用開始を目指し、進めているところであります。この事業も、平成25年度事業費2億6,000万円のうち国費約1億円、交付率90%程度であります。その交付金の内示をいただくことができたところであります。

次に、小・中学校の整備について報告いたします。

菊陽中部小学校では、仮設校舎から新校舎への引っ越しを本年8月中に終え、2学期から新校舎での授業開始ができるよう順調に工事を進めております。

次に、菊陽中学校については、平成25年度から26年度の2か年で耐震改修事業と将来の生徒増に対応する増築を行うところであります。工事期間中は仮設校舎での授業になりますが、現在中部小学校で使用しております仮設校舎を中学校用に改修し、使用する予定です。このことによりまして工事期間の短縮並びに経費の節減を図りたいと考えています。菊陽中学校の工事が完了しますと、本町の学校耐震化事業は全て完了いたします。

最後に、企業誘致の状況について報告します。

企業誘致により進出されましたナカヤマ精密株式会社、本社は大阪市にございますが、このナカヤマ精密株式会社におかれましては原水工業団地内に約2万平方メートルの工場用地を取

得され、工場の建設も終了し、本年２月から操業を開始されております。ナカヤマ精密株式会社は平成22年に宇宙に打ち上げられました金星探査機あかつきに同社の製品が採用されるなど、その技術力は高く評価されております。

また、株式会社愛歯が原水字南方上地内に約2万3,000平方メートルを取得されていましたが、本年５月17日に地鎮祭が行われ、本社工場の建設が進められております。

商業施設の立地につきましては、東京エレクトロン九州株式会社の跡地約3万7,600平方メートルに3つの商業施設が予定されております。現時点では2店舗が大規模小売店舗立地法に基づく出店計画の届け出があっております。

また、東京エレクトロン九州株式会社跡地の北側には大型文具店の建設工事も既に進められているところであります。

以上、最近の主な状況について行政報告をいたしました。本年４月から町民参画協働推進条例も施行いたしております。また、巡回バスの見直し作業も進めています。今後も、町民の皆様様の御意見をお聞きし、協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第５ 町長提出議案第27号から報告第5号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案第27号から報告第5号までの8件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第６ 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして本定例会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

付議事件は8件であります。その内訳は、議案3件、報告5件について御審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第27号は、職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

これは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じた措置を講ずるよう要請がなされました。これに伴い、当町においても平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職務の級が2級以下の職員に対して給料月額3.69%、3級以上の職に対して6.01%、管理職手当については10%の減額を行うものです。また、町長の給料について5%、副町長、教育長

の給料についてもそれぞれ3%の減額を行うために条例の制定を行うものであります。

議案第28号は、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

新年度に入ってから2か月余り経過したところでありますが、総務費、民生費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,481万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億1,561万3,000円と定めるものであります。

歳入では、県支出金を4,981万3,000円、諸収入を500万円増額し、歳出では総務費を500万円、民生費を5,025万8,000円増額し、予備費を208万9,000円減額するものなどであります。

議案第29号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、下原31号線及び原水団地2号線を新たに町道として認定するものであります。

報告第1号は、平成24年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、平成24年度菊陽町一般会計予算の継続費について、逓次繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

繰り越します事業は、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業、菊陽中部小学校改築事業、菊陽中学校増築・改修事業の3つの事業で、逓次繰越額の総額は13億9,072万4,515円になります。このうち（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業と菊陽中学校増築・改修事業は緊急経済対策により前倒しで予算を確保した事業分であります。

報告第2号は、平成24年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越しした平成24年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものでございます。

繰り越しますのは15の事業で、総額は12億6,633万5,000円になります。このうち7事業7億4,300万9,000円は緊急経済対策による前倒し事業分であります。

報告第3号は、平成24年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、公共下水道事業の汚水処理及び雨水処理に係る委託費、工事請負費、土地購入費に関し繰越したもので、繰越額は1億4,182万3,000円となっております。

なお、財源といたしましては、交付金6,702万7,000円、地方債が6,270万円、当年度損益勘定留保資金が1,209万6,000円であります。

報告第4号は、菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、菊陽町土地開発公社の平成24年度決算に関する書類及び平成25年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの平成24年度決算に関する書類及び平成25年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に

御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告についてを行います。

これより閉会中の特定事件、所管事務調査として議会活性化特別委員会で研修されました件について報告をお願いします。

副委員長吉山哲也君。

○議会活性化特別副委員長（吉山哲也君） おはようございます。

活性化特別委員会で研修を行いましたので、その報告をさせていただきます。

先月5月7日火曜日から8日水曜日の2日間にかけて、福岡県八女市議会、福岡県宗像市議会両市議会の研修を行政視察研修を行っております。

研修内容としましては、議会基本条例制定全般についての質疑と、2番目に政務活動費の交付に関する条例についての質疑というようなことで研修を行いまして、議会活性化の今後の会議の質を高めていくというような目的で行ってまいりました。

今般のこの行政視察には、参加6名ということで議員の方から坂本秀則活性化特別委員会委員長、石原武義議員、甲斐榮治議員、野田恭子議員、それと事務局の方から増永さんの方に随行として行っていただきました。

そのほか、研修内容について簡単に報告をさせていただきます。

福岡県八女市の概要としましては、人口6万8,457人、世帯数としまして2万4,143戸、25年度一般会計当初予算が372億2,000万円、議員定数が現員数の30、条例定数の30となっております。

それと、福岡県宗像市の概要としましては、人口が9万6,420人、世帯数が3万9,812戸、一般会計25年度当初予算が339億5,875万3,000円というところです。それと、議員定数につきましては条例定数20人のところ現員数20人で議会は構成されております。

両市議会の概要については以上ですが、研修の具体的内容について御報告をしたいと思います。

まず、大きく分けまして議会基本条例制定全般についてという内容についてですが、これにつきまして事前に基本条例の制定の背景、制定の効果、各条例の条項についての質疑ということで行ってまいりました。

まず、制定の背景ですが、八女市においては平成19年6月に議会改革特別委員会6名で設置をされまして、それまでの申し合わせ事項等の研修を行いまして、平成20年にその特別委員会を終了し、新たに議会基本条例制定特別委員会を設置されました。その後、平成21年12月議会で基本条例の制定という過程を経ております。

宗像市議会の方では、平成20年に基本条例特別委員会を全議員で設置しまして、その後21年4月にワーキングチームということで設置をされております。その後、22年6月まで特別委員会での検証と22年5月までのワーキングチームによる作業を行いまして、22年7月に議会基本条例の制定となっております。

その制定の効果ですけども、まずこれを3つに分けてまして質疑しております。

まず、市民との関係においてっていうところでは、両議会ともに報告会の充実を図られまして、市民と議会との信頼関係の構築を図られております。この報告会については年々参加者数も増加しているということでした。

2番目に、執行部との関係においては、双方ともに一問一答方式、あるいは反問権の付与というふうなところで行われまして、その結果二元代表制における緊張関係の保持に努めるという意識の強化が図られているところです。特に八女市においては、市民との報告会における執行部への要望等を市長への期限を付して回答依頼ということで執行部との連携を図っているということでした。

次に、議員個々の意識面での変化等が見られるかというところでお尋ねしたところ、双方ともに全議員による議会報告会の運営実施の過程で議員個々の責任自覚の強化があっているという報告でありました。また、その後、議員活動の活発化がうかがえているということです。

それと、八女市議会に対しまして条例第18条ということで議員定数の規定があります。それと、19条に議員報酬の規定がありましたんで、その面について質疑をしまして、その議員定数及び議員報酬の考え方としましては行財政改革の面だけでなくて市が抱える課題や市の将来予測と展望、また近隣類似団体との比較検討を考慮して決定されるべきであると。さらには、定数改正は市民への説明責任を果たすためにも議会自らが提案する責任があるという内容でした。

続きまして、政務調査費の交付に関する条例についての研修ですけども、これについては3つほど質問をしまして、両市議会におけるその政務調査費、政務活動費の金額についての考え方及びその使途基準の考え方、また使用できない経費の考え方及びその効果等について質疑を行ったところです。

まず、金額についてですけども、八女市議会においては月額1万円、宗像市議会においては月額2万2,000円ということですが、これはその制定当時の八女市においては平成13年当時、宗像市では平成15年当時というところで、近隣市町との比較検討で八女市では1万円、宗像市議会では2万2,000円というふうになったという経緯を説明をいただきました。

また、その使途基準についてですけども、基本的には実費弁償の原則というようなところを基本としまして、調査研究の目的が市政との関連性があること、調査研究活動の支出に合理性、必要性があること、さらには支出金額が社会通念上相当と認められる範囲内であることとすることを基準に使途基準を定められております。ただし、宗像市議会におきましては、議員活動においては政務調査活動と他の活動の両面を有し、混然一体となっている場合があるた

め、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあっては、それぞれの活動の実態に即した案分率により充当するというふうに宗像市議会の方ではなっておりますが、八女市議会の方では明確に区分できない限り支出することは実務上困難であるため支出の対象経費とならないというふうに規定がなされております。

また続きまして、そういう政務活動費、政務調査費の制定というところから、また議会基本条例の制定というところからの効果というようなところで質疑しまして、両市議会ともにその政務活動費の執行状況は当初は低かったけども年々増加の傾向を見せていると。これは1つには、その議員の意識自体の変化というところも考えられますが、大きく市民との関係で議会も責任を持った活動を行っていつているという意識、報告会の効果というようなところもあるかとも思います。ただ、今後に向かっては、議案と印刷物のペーパーレス化、IT機器導入や議員活動のさらなる活発化でこういう政務活動費の費用増というふうなことにいかに対応していくかが今から考えていかなければならない部分だということで話がありました。

以上のような研修内容でありましたけども、改めてその議会の役割といいますか、地域における民主主義の発展とか、町民福祉の向上とか、そういう部分に対しての議会の役割を改めて考えさせられた部分もありましたし、また今後それに向かって議員一人一人の果たすべき役割っていうのもかいま見れたのかなというふうに感じたところであります。

活性化委員会の視察研修ということで報告をいたしました、以上で私の方の報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時35分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成25年6月7日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（平成25年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成25年6月7日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君

3 番 吉 本 孝 寿 君

5 番 渡 邊 裕 之 君

7 番 石 原 武 義 君

9 番 芝 和 長 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君

4 番 吉 山 哲 也 君

6 番 坂 本 秀 則 君

8 番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

12番 福 島 知 雄 君

14番 加 藤 眞佐男 君

16番 小 林 久美子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君

総 務 課 長 吉 川 義 則 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君

介護保険課長 市 原 憲 吾 君

町 民 課 長 酒 井 章 彦 君

農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君

都市計画課長 小 野 秀 幸 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

会計管理者兼
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君

産業建設部審議員兼
商工振興課長 荒 木 一 雄 君

総合政策課長 服 部 誠 也 君

税 務 課 長 阪 本 章 三 君

健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君

武蔵ヶ丘支所長 大 川 由紀美 君

建 設 課 長 今 村 敬 士 君

下水道課長 士 野 公 典 君

兼佐補長
係長
庶務課長
法制係
図書館長
生涯学習課長

中島秀樹君
山崎謙三君
堀行徳君

兼
議長
教育審議
員
館長
中央公民館
学務課長
農業委員会事務局長

矢野陽子君
松本洋昭君
堀川正信君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げます。

通告されている内容については、時間配分を十分考慮し、全てが時間内に終了されるようお願いいたします。また、前段についても、極力簡潔にお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。今日は、待機児童の問題とTPPについて質問をいたしますので、執行部は明確な答弁をお願いいたします。

安倍政権の経済政策アベノミクスが暴走を加速していると私たちは感じています。政府の規制改革会議は、5日、正規雇用の流動化やただ働きの合法化、派遣労働の拡大、市販菓のインターネット販売解禁などの規制緩和を盛り込んだ答申を首相に提出をしました。雇用分野と医療分野は割愛しますが、保育分野では、5月に厚労省は株式会社の参入を促すように県に通知をしていまして、今回の答申では参入状況の調査や公表を迫っています。また、予算上の制約などを勘案して、合理的な最低基準が設定されるようそのあり方を常に見直すべきだとして、施設や人員の基準を果てしなく引き下げていく方向を示しています。

今回は、今年の3月議会において、この菊陽町でも待機児童が150名に上っていたために、その後改善できているかどうか。また、私の近所の方も、双子の孫がいるけれども、保育所に入れないということで相談を受けたりしました。また、昨日は役場の窓口、6か月の子どもさんを抱えたお母さんや、まだもっと小さい赤ちゃんを抱えたお母さんなど窓口に、なかなかほかの役場では見る機会がないと思うんですけれども、この菊陽町が人口も増えて、そういう若い子育て世代の方が本当にどんどん入ってきているんだなというのを改めて実感しながら、この質問を自席から行いたいと思います。

まず初めに、1番ですけれども、今年度の待機児童数と、現在4月時点と今の状況について、まずお尋ねしたいと思います。

また、議長からも配分を考えてということでしたので、また2番目の町内の公立保育園及び私立の保育園、認可の保育園ですけれども、入園数と定数に対して、どの程度待機が多いということ定数外でどの程度受け入れているかについてまず初めに質問しますので、担当課の方

はよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） じゃ、すみません。おはようございます。

質問がございました今年度の待機児童数と現在の状況について御説明いたします。

待機児童数は、4月1日現在143人であります。年齢別には、ゼロ歳児19人、1歳児51人、2歳児37人、3歳児26人、4歳児8人、5歳児2人となり、このうちゼロ歳児から2歳児までが107人でありまして全体の75%を占めまして、特に1歳児と2歳児が多くなっております。待機児童の保護者の状況でございますが、現在仕事についている方が95人、休職中等の方が48人でありました。

4月1日以降の分の待機児童の変化でございますが、4月2日以降、143人の待機児童のうち、その後6人の申し込みの取り下げが行われました。その後、5月1日、6月1日にそれぞれ各月の入所決定をしまして合計21人、入所がまた新規に決まりまして、その後5月、6月の間にまた別に、新規にまた申し込みが23人ありましたので、一番最新の情報でございますが、待機児童数は6月1日現在139人になっております。

以上です。

（「2番も」の声あり）

あっ、2番目。じゃあ、引き続いて、通告のありました町内公立保育園の入園数、認可保育園の入園数はどうなっているか、定員との関係ではどうかについての御質問にお答えします。

本年6月1日現在、町立保育所につきましては、設置数が8です。定員が740人、入所児童数は749人。私立保育所につきましては、設置数が5、定員が450人、入所児童数は500人でありまして、町立、私立合わせまして合計13園、定員が1,190人、入所児童数1,249人です。定員に対します入所児童数の割合ですが、13園全体で105%となっております。年齢区分につきましては、入所希望者が多い3歳未満、ゼロ、1、2歳でございますが、これが106%と、3歳以上が104%となっております。

なお、年度途中に入所選考基準で優先度が高い人が今後入所申し込みをすることを想定しまして、一定数の受入れ枠を現在確保しております。ですから、今後定員に対する入所児童数の割合は増える見込みであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の現在143人が、4月時点で待機であって、6月1日の現在は139人ということなんですけれども、また町立でプラス9人で、私立で定員よりもプラス50人ということの説明だったと思いますが、私はちょっと町立の方が私立よりも定員の増が多いのかなと思ったんですけど、それは私立の方が多いということなんですけれども、実際この140人、139人の方が働きたくても保育園に入れないので働けないとか、いろんな状況があると思いますけれども、これに対して町が今対応していることはどんなことですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 現在は、先ほど申しましたように、今後7月以降に、また入所選考基準に従ってできるだけ多く受入れできるようにしております。定員については、もう既に決まっておりますので、新規の申し込みの方でいろいろ御相談があれば、町内にある認可外の保育所を紹介したり、あるいは、毎日の保育はできませんけれども、週に3日程度保育する一時保育というのがありますので、そうした認可外保育所あるいは一時保育の紹介をしながら、できるだけ保育ができるような環境の紹介をしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 7月以降は多く受け入れるようにしたいということですが、今は139人いらっしゃるわけで、実際非常に仕事をしたくても復帰できないとか困っていらっしゃると思うんですけれども、7月以降になって特に条件が大きく変わるわけではないと思いますが、どういうふうに対応されようとしているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） まず、先ほど4月1日に待機児童数が143人と申しましたが、その143人の方の少し内訳について先に御説明します。

143人の中で認可外保育所に通われている方が15人と、あとは保護者の方が職場に同伴、職場に連れていく、あるいは自分の家で自営しながら我が家で保育している人が8人、あるいは祖父母、じいちゃん、おばあちゃんが預かっているとかという方たちが14人、あとは現に幼稚園に通園している人が6人、あと、先ほど申しましたように、週に3日程度でございますが一時保育を利用している方、町内3つの認可保育所で今サービスをしておりますので、そういったところに一時保育にしている方が6人、あるいは仕事を今見つけているという方が37人いらっしゃいます。あと、そのほか、ほかの市町村の認可保育所の方に入っている方も含まれます。あと、そういったところでそれぞれ待機児童と一概に申ししても、それぞれの家庭の状況あるいは保育の必要度合いというのは、かなり違いがございます。そういったところで、今現にすぐに入所してほしいという強い要望というところが直接窓口に来られたというのは、非常に今のところは少のうございます。

それと、御質問がありました7月以降の分については、特に今年は4月に2園が、私立保育園が開園しました。特に新しい保育園については、開園して間もないですので、まだ定員に対しての入所児童数の割合というのが、割かし少のうございます。少しずつ新しい保育所が軌道に乗れば、そういったところでもまた受入れできると思いますし、また公立等でも、定員等申し込みの状況を見ながら、公立保育所については、加えて入所児童の申し込みの受入れをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今内訳を説明していただいたんですけれども、実際待機児童の中で一番大変なのがゼロ歳から2歳児未満で、待機の数も4月時点で107名で、全体の75%と一番多いんですけれども、その子どもさんたちは保育の方も、やっぱり低年齢児であればあるほど保育士さんの数も関係しますし、いろんな体制、環境も影響すると思うんですけれども、そこが一番大変ではないかと思いますが、その辺の切実さはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今お話がありましたように、ゼロ、1、2歳、いわゆる低年齢児の分については、それに対する保育士の確保というのが、ほかの年齢よりも非常に多くなっております。一応参考までに御説明しますが、ゼロ歳児については3人の子どもに対して1人、1歳と2歳については6人の子どもに対して1人の保育士がいます。その一方で、3歳の方の子どもについては20人に1人、4歳、5歳児については30人の子どもに対して1人保育士が要ということで、非常に一番保育ニーズが高いゼロ、1、2歳については保育士の確保が必要になっています。ですから、町の方としてはできるだけ待機児童、一番要望が強いゼロ、1、2歳については、そちらの方には力を入れております。そういったところで、先ほど申しましたように、定員に対する入所の割合というのが3歳以上よりも多くて、今のところは106%になっております。これが今後また7月、8月する中で、今後保育士の確保の問題もありますが、低年齢児については入所の優先度もありますけれども、できるだけ受入れをしていきたいというふうに思っております。

今後、数については、今のところ何人今後、ゼロ、1、2歳を受け入れますということは今の場では言えませんが、そちらの方には力を入れて受け入れていく方向ではあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 低年齢児を受け入れるための保育士さんがどの程度不足しているのかどうか、分かったらそれを教えていただきたいのと、あともう一つは、認可外の保育、無認可の補助内容が今年度の予算で、やはり認可外に子どもさんを預けますと保育料が高いということもありますので一定の補助がなされると思いますが、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） まず、低年齢児の受入れの分で保育士の数が具体的に何人ということでは、今のところはまだ数字としては今言えませんが、今後受け入れていく中では、その都度、先ほど申しましたように3人あるいは6人に対して保育士が1人要りますので、公立、私立それぞれの保育園に調査をしながら、保育士の確保というところで何人必要かというところは、また今後数字を拾っていききたいと思います。

それと、後段の質問でございますが、今年度平成25年度の当初予算におきまして、認可外保育所に対する保育料の助成制度を設けております。一応内容につきましては、この認可外保育所に通園している子どもたちも、町内の大事な子どもさんです。そして、認可、認可外を関係

なく保育をされていますので、通常の認可保育所よりも高い保育料を納められているということも踏まえまして、財政的に支援する意味で、認可外保育所に通われている方で認可保育所を希望申し込みの方につきましては、ゼロ歳児が、月額でございますがお一人1万1,000円、1歳児、2歳児、3歳児が9,000円、4歳児、5歳児が3,000円、それぞれ町の方で、これはもう一般財源でございますが、助成するということで制度をつくっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認可外は、今どの程度受入数はあるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 今、現在の町内には、3か所の認可外保育所がございます、定員が83人だったと思いますけども。その中で、町内の方が10人から15人ぐらいではないかというふうに、今のところ見込んでおります。ですから、結構町外の方から町内の認可外保育所の方にも通園されているような状況です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の現状分かったんですけれども、やはり139名の方がいるということで、この改善をどういうふうに町としてやっていくかが、今一番大事だというふうに思っています。

やはり今若い男性の3割近くが学校を卒業しても非正規という時代で、長時間労働や残業の横行で、子どもさんを産んだら働けないという現実もあります。また、女性の労働者の中で、非正規の割合が非常に高いという状況もあります。この前の町内の保育園の園長先生ともお話ししたんですけれども、本当に子どものことを一生懸命愛情を持って育てているんだけど、親御さんがやはり長時間労働や残業が多くて、もうほんの朝のちょっとしか接することができない。そういう子どもさんも、安定している地域なんだけど、やっぱりおられるということで、非常に今の雇用の問題も影響しているのではないかなというふうに思いますが、実際我が家で保育していたり、おじいちゃん、おばあちゃんが見てたりということもありますので、今後どういうふうに対応していくのかというのが一番問題だと思いますけど、その点についてもう一度今後の考えですね、それをお尋ねしたいと思います。

それから、今年はそういう人数なんですけど、これから先、3番に入りますけれども、次年度の待機児童の予想と、4番の、今年度の取組と同時に、今後待機児童解消に向けた施策についてどのように考えておられるのか、これも3番、4番とあわせて質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 最初に言われました、まず今年度の対応でございますけれども、それにつきましては、じいちゃん、ばあちゃんが今保育されてて、非常に保育ニーズがあるということなんですけれども、今のところ、先ほど申しましたように認可外保育所の紹介と、あとは1週

間に3日程度の保育ができる一時保育があります。また、この一時保育については現在町立1か所と私立が2か所やっておりますが、この一時保育の分についてはまだ余裕がございます。ですから、一時保育の利用を今から御案内するという形でしまして、あとは場合によっては認可外の一時保育というところの併用もできますので、町としましては一時保育あるいは認可外保育所に対する入所、そういったところを紹介していきたいなと思っております。

それと、通告の3番目でございます。次年度の待機児童予想はどうか。この待機児童の問題につきましては、男女雇用機会均等法や育児休業法等の施行により、出産後も仕事を続ける女性が増加していることを背景としまして、大都市を中心に、平成の時代になってから社会的にクローズアップされております。待機児童の数は、市区町村の入所対象児童の人口、保育所の設置数と定員、祖父母を含む保育者の有無、家庭の経済状況、あるいは保護者の就労時間や日数等々に影響があります。

通告の平成26年4月での待機児童数についてでございますが、これまでの実績をもとに推計しますと、現時点でございますが、200人程度になる見込みであります。これはあくまでも見込みです。今後、より精度の高い予測を行うためには、乳幼児を持つ親を対象に保育所入所に関する意向調査を実施しまして、見込みを立てる方法が肝要であると考えます。

今回、町では、本定例議会の議案第28号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）歳出の民生費の中で、子育て全般に係るニーズ調査の委託料として142万8,000円を計上しております。これは昨年8月に成立しました子ども・子育て関連3法に基づきまして、町が今後子ども・子育て支援事業計画を策定するための調査でありまして、就学前や小学校低学年の児童がいる家庭を対象にアンケートを行い、子ども・子育てに関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するために実施するものであります。このアンケートには、保育所入所に関する意向を問う設問も予定されておりますので、この調査を今後活用しながら、精度の高い待機児童数の把握を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 4番目の待機児童解消に向けた施策についてどのように考えているかということでありますので、この件については私の方からお答えしたいと思います。

本町では、これまで私立の保育所を平成19年に1園、それから平成22年に2園、さらに平成25年、今年の4月に2園新設しながら、この待機児童の解消に努めて進めてきたところであります。しかし、今年度は、今福祉課長の方から申し上げましたように、2園の新設はいたしましたけども、それによって定員が180人、90人定員の園が2園ですので、180人増加したにもかかわらず、4月1日現在で待機児童が143人発生しておりまして、来年の予測しますと、約200人程度、また待機児童が来年の4月には増えるんじゃないか、そういうような予測も出ておるところであります。

そういった点から、今後子育て施設を拡充する観点から、入所定員を増やす取組に力を注ぎ

たいと思っているところであります。具体的に、国の子育て支援対策臨時特例交付金、いわゆる熊本県の安心こども基金というものを活用しまして、民間保育所の新設について現在検討を行っているところであります。保育所数、それから入所定員、新設の時期等については、現時点ではまだ未定でありますけども、町の関係部署や、これは熊本県との協議も必要になりますけども、そういった協議をしながら、なるべく早く早期に結論を出したいと考えております。

また、小林議員言われましたように、保育ニーズがゼロ歳児から2歳児まで、これはやはりさっき言われましたように非常に若い人たちの職が安定していないということで、共働きをしないとなかなか生計が立っていかない、そういうことが非常に大きな理由だと思いますけども、そういうところからゼロ歳児から2歳児までの目的としました家庭的保育事業、いわゆる保育ママ事業が、これも昨年、その前から募集はしておりましたけども、本年度2か所でスタートする予定で、この2か所では現在準備を進められておりまして、10人程度にはなりますけども、待機児童の解消ができる見込みであります。

この家庭的保育事業につきましては、保育所の新設に比べ開園までの期間が非常に短いこと、そしてコストも安く済むということの、そういったメリットもありますので、今後設置数を増やしていきたいと考えております。

非常に子育て支援、今菊陽町に若い人たちが転入されて子どもの数が増えて大変うれしいこととありますけども、大変金もかかりますけども、またそういった中で、一方では平成12年度から町立の保育所については一般財源化されておりますし、非常に一般財源化といいますと交付税の中の需要額で見るということでありますので、今、一方ではそういった町立の民営化、そういったものも同時にまた十分検討しながら、できるだけ財政負担の軽い中でこの子育て支援の充実に努めていきたい、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長の方から、来年度に向けて安心こども基金を活用して、民間保育所の新設について検討をするということの答弁をいただいたんですけれども、実際25年度は2園で定数180人増えても150人近くいたということで、来年度の予測の200人程度というのは、保育所をつくらないで200人ということなんですけど、恐らくなかなかこれをまた上回るのはないかと心配します。やっぱり今の菊陽がどんどん人口が増えて、もうあとちょっとで4万ですけれども、そういう中で、できればやっぱり6月、7月ぐらいに一定の目途を立てないと、また来年100人を超す待機児童を生むのではないかとこの一番心配していますので、その点について早急にしないと、やっぱりなかなか間に合わないのではないかとこの1つお尋ねをしたいことと。

あと、町立保育園の一般財源化で民営化も検討するということだったんですけれども、やはりこの前ずっと町立保育園の保育士さんたちと話してみますと、かなり、私は民営化のときもそのことは言っているんですけれども、非常にやっぱり一人一人の子どもに目を向けて、子どもに何々しなさいというさせる保育ではなくて、本人がしたいことを大事にする保育、公

立ですね、優位性って、私が考えてるのをちょっと述べさせていただきたいんですけど。

それと、やっぱり発達障害を抱えている子どもさんにもきめ細やかに対応されてた。また、保育園だけでなく、小学校、中学校、例えば白鈴だったら、その後西小学校の特別支援学級や、そういうところまで視野に入れて連携ができています。地域の中で、非常に自然環境豊かな中で、園庭も広い中で育てられている。

また、公立保育園は、やっぱり町内の場合は武蔵ヶ丘の方だったり白鈴だったりさくらだったり、それぞれの地域性で随分親御さんの生活環境なども異なっているようなんですけども、やはり町立保育園で頑張ってきたベテラン、経験豊かな保育士さんが働いている、また保育の考え方なども、研修をやりながら町立保育所の保育観というのも積み重ねられてきているなというのを非常に実感したところですので、ぜひそういう、町長は本当に民生費も増えて非常に苦勞されていると思いますけれども、未来を担う子どもたちが宝だということで、ぜひここに待機児童を生まない早急な対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今答えましたように、民間保育所の新設、現在検討を行っているとお申しましたが、これはやはり、現在もう既に担当課の方にはそういう検討に入らせておまして、さっき意識調査等もするというように言っておりましたが、そういうものを見きわめながら、来年、もう既に現時点で140人ぐらい、さらに来年は200人程度ということですので、できるだけそういう早い時期に開園できるような、そういう検討をしながら取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 安倍首相は待機児童をゼロにするということで、規制を緩和する方向で、都会ではやっぱり園庭がないところとか、そういうところ、それとか民間の株式会社とかの参入とかを認めているんですけども、やはり子どもの命にかかわる非常に大事な保育という現場で、私たちはそういう方向ではなくて、やっぱりしっかりと、公立は公立の保育園のよさも発揮していただくし、また民間もやっぱりきちんと認可された保育所で保育を提供する。今菊陽町、子どもさんや子育て世帯が増えているのは、やはり町長が取り組まれた中学校3年生までの医療費無料化というのは、非常に大きく影響していると思います。その子育ての視点で、ぜひこの待機児童解消についても、早急に取り組んでいただくことを要望したいと思います。

次の保育士の待遇改善についてですけれども、これもこの間もう数回取り上げてきていますが、今公務員の中のワーキングプアと言われる非正規の問題が、非常に大きく問題になっています。もちろん保育士さんだけの問題ではなくて、役場全体にかかわることだと思いますけれども、今回は待機児童の絡みで、特に保育士さんの待遇改善ですが、この間取り組んできて時給が900円で、日給にすると7,200円です。これで計算しますと、20日、月に働いたとして14万4,000円、その12か月分で172万8,000円、200万円以下なんです。これはやっぱり公務員の

ワーキングプアと言われる水準ではないかというふうに思いますし、菊陽町は非正規の比率が8割近い、多分県内の中でも一番高いと思います。テレビなどでも非正規の報道なんかされているところは、5割、6割でも非常に問題だというふうに言われていますので、公立保育所の場合の非正規の比率が高いというのをどういうふうにお考えになって、今後の対応をどう考えているかというのを質問したいんですけれども。

また、同じ仕事をして収入が低い問題、それからベテランと新人、もう何年も働いている人も全く初めて入ってきた人も待遇は同じであるという問題で、やはり改善が必要だと思いますが、この点についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） ただいま御質問がありました中で、非正規といいますか、臨時職員または非常勤職員の比率が高いということでありましたので、若干、詳しくは申しませんでクラス担任のみの部分で申し上げたいと思います。

公立保育所8園ございますが、園長を除きまして、クラス担任が全部で97人を配置しております。そのうち正職員が18人、臨時職員が74人、16日以内の非常勤職員が5人、合計で79人、すなわち81.4%を占めているという状況でございます。なお、別途、産休職員が2名おりますことは申し添えておきたいと思います。

また、そのほかにもフルタイムで勤務していただいている家庭支援、フリー障害児保育、一時保育、白鈴園の地域子育て支援センター、こっちの方にも正職員4人ほか臨時職員等を配置している状況でございます。小林議員がおっしゃられましたように、現在733名の園児を預らせていただいておりますけれども、その安定した保育を行うためには、その保育士の多くを臨時職員または非常勤職員に頼らざるを得ない状況ということでございます。そういう状況がある中で、待遇の状況ということで、まず申し上げたいと思います。

小林議員もおっしゃいましたように、賃金または報酬ということで制度を定めておりまして、今おっしゃったように月額7,200円ということでございます。これにつきましては、平成18年から20年にかけて段階的に引き上げを行っておりまして、日額の総額で640円は引き上げておりまして、その引き上げた後の金額が7,200円になっているという状況でございます。

ここで、小林議員も20日ということで換算されて、14万円ということでお話がありました。1つ参考としていただきたいのが、平成25年度菊陽町一般会計予算において、予算書の後ろの方でありますけれども、一般職の短大卒職員の初任給を掲載させていただいておりますが、これが月額15万2,800円ということであります。例えば、先ほど20日ということでありましたけれども、21日で割りますと約7,276円ということになりますので、日額としては初任給と比較した中では、大きな差はないものと思っているところであります。

また、隣接市町と比較いたしましても、月額で定めている市町などもあり、単純な比較はできませんが、臨時職員の日額単価が本町より上回っているところが一部では見受けられます。

が、比較的に高目に設定しておりまして、総体的には遜色ないものと思っているところであり
ます。

質問にありました勤務年数に応じた賃金の設定ということではありますが、臨時職員、非常勤
職員の趣旨、制度からいたしまして、以前にも質問等でありましたが、地方公務員法第22条の
第5項との関係もありますし、基本的には短期間での雇用ということが原則としてあるもので
ございますので、そういった部分で勤務年数に応じて賃金を定めるといったものにつきまして
は、勤務評価等々もあるかと思いますが、制度としてはなじまないというふうに思っていると
ころであります。

なお、待遇関係では、通勤手当や勤勉手当がありませんので、職員との差が開いてしまう部
分がございますけれども、福利厚生関係では社会保険、雇用保険、公務災害保険、有給休暇等の
制度もつくっておりますし、本町独自の退職金制度を設けているところでもあります。

質問にありました待機児童がこういうふうにいる中で、ゼロ歳児から2歳児までだと、職員
の数もかなりさらに採用していかないと間に合わないような状況があるというふうな課題もあ
りますが、そういう待機児童の解消を進めなければならない課題がある中では、やはり保育士
の確保が一番重要な課題ということで捉えておりまして、これにつきましては福祉課が中心と
なりまして、鋭意努力しているところであります。

ただし、周辺市町村におきましても、保育士の確保に苦慮されていると聞いておりまして、
今回の質問にあります保育士の待遇の差が、結果として保育士不足にならないよう、これにつ
きましては周辺市町村との均衡も図りながら、また他の職種、小林議員が町全体というふうな
話もありました他の職種とのバランスにも配慮し、必要に応じた適宜の見直しというのは、必
要になる場面というのはあるかと思っております。

こういった中で、打開策というようなことでの質問が若干あったような気がいたしますけど
も、町長が先ほど答弁の中で申し上げられました民間活力の活用といった部分、それから今現
在の認可外保育所あるいは私立保育所がそれぞれが、それと小さいながらも小規模の保育をや
っていただく場面、そういったトータル的な中で待機児童がなくなるような形で進めれば一番
いいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 本当に、部長から説明していただいたんですけれども、一般職の給
料、初任給と、直接その時給だけで計算すると、やっぱりおかしいのではないかと思います。
賞与とかいろんなのがありますので、ちょっとそれは納得できないということを述べておきま
す。

また、保育士は、やはり今皆さんも分かれたように、非常に子どもの命を扱う大変な職場
なんですけれども、8割が非正規、臨時で賄っている。また、その人たちは年収200万円にも
満たない中で運営されているということで、保育士のやっぱり待遇改善というのが、一番町と

しても考えていただきたいし、保育全体においても、非常に今後また取り組んでいかなければいけない問題ではないかというふうに思います。

それで、ＴＰＰについて移りたいと思います。

ＴＰＰについては、一番に、これまでの日米事前協議では、日本側が一方的に譲歩させられている。これでは国益を守れないのではないかと心配をするけれども、町長の見解を問うということで質問をしています、6月7日付、今日の農業新聞ですね。全国の農業委員会長大会で、国益を守れない環太平洋連携協定交渉への反対を求める要請などを決議したということが載っています。また、全国農業会議所の会長は、ＴＰＰ交渉について、例外なき関税撤廃を前提とし、農業だけでなく我が国の社会システムを崩壊させる、到底容認できないと、この農業新聞の中でも述べられています。

あと、4月12日に日米事前協議の合意があったんですけども、私たちもこの地域でこの前学習会をしたんですけども、日米両政府の発表の文書は、日本だけではなくてアメリカのを一緒に見ないと分からないということが非常に強調されました。

1つは、これまでの日米事前協議は、日本側が一方的に譲歩しただけで、アメリカ側からは一切の譲歩を得てない。また、2つ目に、今後ＴＰＰ交渉そのもので極めて不利な交渉を余儀なくされるだけでなく、アメリカのさらなる要求を受け入れるための日米2国間、並行交渉の設置を義務づけられた。こうした全面的に屈服した内容と、それを受け入れた屈辱的外交の真実を、日本政府は私たち国民にちゃんと知らせてくれない、こういう問題があります。これは政府のことなんですけれども、結局一方的に譲歩をされていますし、アメリカ製の自動車輸入に関するもの、また日本郵政簡保生命によるがん保険などなどです。

こういう状況の中で、町長は、この事前協議や日本側が一方的に譲歩させられるし、今後もしろんな交渉がありますけれども、アメリカ議会に提案して90日というのがありますから、今度行われる交渉でも、日本は最後の2日間しか参加できない、もう本当に1,000ページぐらいある資料に、ただそれを認めるだけではないかというのを心配しているんですけども、今の時点での町長の見解をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思いますけども、このＴＰＰに関する政府の対応につきましては、我が国の農業等のいわゆる国内産業を守ることを基本に関税等の貿易障壁を撤廃し、日本製品の輸出を増やして、国内の総生産の増大を目指す方針であるというふうに理解しているところでありますけども、本年の4月12日、日米両政府は、このＴＰＰに関する事前協議に関する合意文書を公表しましたが、合意文には大きな違い、今小林議員が言われたような違いが見られるという意見もあるようでありますけども、その詳細な内容というのが不明な部分がありますので、この日米事前協議が日本側の一方的な情報であったということは、そこまでの判断はできないなということで考えております。

今回のＴＰＰ交渉につきましては、7月から正式に交渉に加わっていくということでありま

して、まだこの出発点に立ったばかりの状態でありまして、政府は交渉を通じ、関税撤廃の例外を確保し、そして減少額を小さくするということを目指しておるということをされておりますので、今後の交渉状況を、まずこの辺をしっかりと見守っていきたいというふうに考えているところであります。

ただ、政府は日本経済を再活性化させるという目的を持ってＴＰＰ交渉に参加の決断をされたわけでありますので、この交渉への参加によって農業者が納得するような施策を達成させなければならないと考えております。農業等の国内産業を維持発展させながら、同時に自由貿易による日本経済が発展するところを願っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○１６番（小林久美子君） 今町長が出発点に立ったのみとおっしゃったんですけれども、結局、先ほど言いましたように７月に行われるＴＰＰの各国の会議では、もう既に１,０００ページ近くいろいろな内容が決まっている中の最後の２日間で、日本は２日間しか参加できない。なぜかという、アメリカの議会がオーケーと言って日付が変わる、時差がありますからオーケーが出ても、あとたった２日でそのページに、その資料を目にすることも十分できない中で、またみんながそれでやっていこうという中で、一番最後に行く日本が何も言えないのではないかというのを非常に懸念していますので、やはりそういう状況にあるということです。

これも農業新聞なんですけれども、ＴＰＰ参加で、２番なんですけれども、ＴＰＰ参加で地域経済、労働、生活にどのような影響が出るのか。町執行部としても研究されているか。３番に、町にはソニーや富士フイルムなどの大企業があるが、輸出が増えて恩恵をこうむると、そういうふうに考えておられるかどうかというのを質問入れているんですけれども、この全国の農業新聞で見ますと、これは５月３１日付なんですけれども、１つは農業所得主要８品目で３,４８３億円の減ということです。

全国の大学教員有志によるところが発表したところによると、ＴＰＰによる影響で全産業の生産額が１０.５兆円減少し、１９０万人の雇用が失われると試算結果を発表しています。農業所得は、主要８品目で３,４８３億円減少、地域農業経済に壊滅的なダメージを与えるＴＰＰの姿が浮き彫りになったということです。雇用は、これは全体で多分農家、農林水産業の雇用創出というのは１４６万人に及ぶということで、このときは、これでは試算が出ています。

畜産の関係も、畜産の所得減少額は９５７億円で、非常に少ないように見えるんですけれども、これは口蹄疫などによる畜産部門の赤字傾向を背景に、もう既に所得率が大幅に低下しているために、こういう状況になっているということですけれども、非常にこの畜産に与える影響も大きいという試算が出ています。

それで、私の質問では、この参加で私たちの地域にどのような影響が出るのか。また、ソニーや富士フイルムなどの大企業がありますけれども、本当に輸出が増えて恩恵をこうむるのかどうかです。

私がこの前学習会でお聞きした話によりますと、結局今の日本の電子とか、そういう企業、電気、電子ですけども、結局もう既に海外に出ているわけですね。もう日本にあるだけではなくて、企業の子会社、もう海外進出を既に行っているわけなので、そういう面では円安、円高の影響を余り受けなくて、実際もう多国籍企業化しているという状況の中で、本当に恩恵をこうむることができるのかどうか、この２点について、町執行部でも研究をされているのかについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 答弁の前に、議場内ではカメラの撮影は禁じられておりますので、注意してください。

（「失礼しました。構わんと思ったもんですから」の声あり）

許可が必要ですので、ぜひそれは守ってください。

（「消去します」の声あり）

どうぞ答弁、お願いします。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問でありますけども、ＴＰＰへ我が国が参加することでどのような影響が出るか。町独自の試算といいますか、研究等は行っておりませんけども、私をはじめといたしまして、関係課の職員等が研修会あるいは会合等に積極的に参加しまして研修を積んでいるところでございます。

そういった中で、参加してみますと、ＴＰＰの参加については賛成、反対、そして懸念の声があります。そして、現時点での情報の中でいろいろなのが、メリットと言われる方、それからデメリット、いろいろ出ておりますけども、先ほど小林議員が国内の企業等が既に外国のを入れておるとかという話もございましたけども、一方ではＴＰＰに入らない、いわゆる貿易によって輸出の方で経済的な効果を上げている企業にとりましては、入らないと貿易などへのハンディが生じて、企業の海外移転が加速し、国内の空洞化をさらにもたらすのじゃないか、そういった意見を持っておられる方もおられます。

そして、ＴＰＰについて全国の町村会の方では、昨年も全国の大会がありましたけども、これにつきましては、いわゆる例外なく関税や規制を撤廃するＴＰＰは、農林漁業だけではなく地域経済社会の崩壊を招くものとして、全国の町村会の中では、数回にわたって反対の決議が行われております。そして、そのＴＰＰ参加の前に行うべきことは、特に農業部門。町村が日々懸命に努力している国民の命を支える農林水産業と国土、自然環境を守り、伝統文化を育む農山漁村の再生、活性化こそが優先されるべきであるということで、そういうことを理由に上げております。

このことは、本町の農業にとりましても非常に厳しい状況でありますけども、そういった面で、やはり農業の将来の姿、いろいろ今総理大臣の方でも出されてはおりますけども、そういったものをきちんと、いわゆる農家の方々を安心させられるような政策といいますか、それがやはり優先させるべきじゃないかと考えております。

そういった中で、本町のソニーや富士フイルムなどの大企業があるが、輸出が増えて恩恵をこうむるかということでもありますけども、御質問のあった両社は、ともに世界を市場にさせている企業であります。

先般、富士フイルムの方とは工場などの増設に係る協定書に調印しておりますけども、そのときも富士フイルム九州におかれましては、富士フイルムが今つくっておられる偏光板保護フィルム、フジタックというものでありますけども、この製品については富士フイルムグループが世界のシェアの約7割強を占めておりまして、そのうちの55%をカバーするのが菊陽町にある富士フイルム九州ということでもありますので、海外の方への製品の輸出がかなり大きいというふうに思われます。

そういう点からいいますと、関税や規制が撤廃されれば、その分安い価格で販売ができるようになると思いますので、売り上げが増えるのではないかと思います。売り上げが増え、利益が上がれば法人税等の増収も考えられます。また、工場の拡張や雇用の増加も期待され、また他の部門への相乗効果も期待ができるのではないかな、そういう考えでおります。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は実際は、もう既に海外で行っているんで、その恩恵は難しいのではないかと述べて、最後の質問ですけれども、安倍政権は成長戦略として、10年間で農業所得を倍増するとしていますが、このことについて町長の見解を聞きたいということです。時間がもうありませんので、農業所得3兆円を20年前の6兆円に倍増する。6次産業化による流通、加工、外食産業の付加価値の取り込み等々という方針ですけれども、私はTPPとは絶対両立できない、TPPで先ほど述べたように非常に大きく所得が減少する中で、倍増というのはもう不可能というふうに思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう時間が消えそうですのでどうかなと思いますけれども、そうですね、今の現在の高齢化した農業者の中で農家負担が伴うようなのは、維持管理事業でも負担できずに事業化できないというのが現状ではないかと思います。そういった中でありますけども、それは非常に農地に対する愛着、特に高齢者の方々は土地に愛着が強いので、この集積というのがなかなか進まなかったのが原因ではないかと思います。

○議長（大塚 昇君） 申し訳ありませんが時間が来ましたので、これは質問者が悪いのですから御容赦ください。

（16番小林久美子君「いや、答弁も要領よくだと思いますけど」の声あり）

○町長（後藤三雄君） そいじゃあ、申し訳ないですけども。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 以上で小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） おはようございます。菊陽政策研究会の渡邊でございます。

一般質問を始めますが、私、ちょうど10年前に菊陽町の議員になりまして、35歳で議員になりまして、ちょうど10年たちます、間、4年間あいておりますが。それから、6月のこの議会から最後の3月議会まで務めました、この間一回も欠かさず一般質問いたしました。大変厳しく町長、助役を責めたこともございますが、大半は提案、提言の一般質問であったかと思えます。その際、やはり多かったのが「検討します」という言葉でしたので、町長が就任されてから1回目の質問だったかと思いますが「検討して返答する」と。で、「いつまでに返答する」というような答弁にしてください」ということを申し上げて、その後私はこの議場を去りました。

しかしながら、4年たって戻ってきますと、まず検討をしないということがあって、そのための言いわけというようなものが聞こえてくる。今回私が提案しますことを町に提案されたそうです、本町だけではなく。行政はできないことの羅列をする、できるために何をするかということは一切言わないというようなことを言っております。町民のための行政であり、我々議員であるならば、不可能を可能にする、そのための政治でありますし行政であります。そういう意味で、この提案が、町民からのそういう提案がこの町にとってその市民の福祉、向上にとってどういう役に立つのか、そういった視点で、やはり答弁はしていただきたいと思えます。

最近、先ほど小林議員が注意されましたが答弁が長くて分かりづらい。まず、答えを言っていて、その内容を言うように心がけていただきたいと思えます。また、議運からも要望をしたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、自席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、質問事項、弁護士資格の職員の任用についてとしております。

要旨にも書いておりますが、今司法試験合格者、大学院の設置によって大変増えております。そういった中で、資格は取ったけども就職先がないと。もうバイトをして弁護士会への会費を払っているというような話も聞きます。そういった中で、今自治体での任用が、少しずつ増えております。自治体での任用で、その能力を生かしながら、若き法律家と書いておりますが、場所によっては40以下のような募集が多いようでありまのでこう書きました。ぜひ法制担当や議会事務局に弁護士の資格者または、これは後でまた答弁いただきます

が、法科大学院を卒業して試験を受けても、狭き門でありますので資格を取れなかったという方も多くいらっしゃるかと思いますが、そういう能力を生かす場としても、この行政というのは重要であろうと思いますので、そこの菊陽町としての考え方をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） ただいまの質問にお答えします。

本町におきましては、本町において法制執務に関する条例や規則の制定、改廃に関することは総務課が、訴訟及び異議申し立てに関することにつきましては当該関係課で対応することといたしております。地方自治におきまして法制執務の分野において、顧問弁護士、任期つき職員としての採用という、2つの対応で弁護士を活用しております。本町におきましても、他の自治体が採用するように顧問弁護士制度を導入しており、熊本県弁護士会所属の弁護士に法律顧問を依頼しているところです。顧問弁護士には、主に業務上の法律相談、緊急時の個別相談、訴訟案件の訴訟委任などを依頼しております。また、町を被告とし、または原告とする訴訟案件については、現在のところ全権を弁護士に委任し、訴訟を遂行するようにしており、当該関係課と弁護士が連携し、訴訟準備に当たっております。

なお、弁護士による町民向けの法律相談も月に3回実施しており、その相談員として、弁護士3名に協力をお願いしているところでございます。

また、本町におきましては、平成8年度から行政職職員の採用を行っており法学部出身の職員も多く、さらに全職員を対象に法務に関する職員研修も毎年実施しており、法令実務の基礎知識を学ぶとともに専門的知識の習得及び実務遂行の能力の向上を図っております。

以上のようなことから、現段階におきまして弁護士資格等の任用については考えていないところでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 突然のこういう質問でありますから、これまでの職員の採用の傾向から、ないというのは分かっております。特定任期つき職員というようなことであるようでございます。

現在、今年の1月時点で、25自治体40名ぐらい採用されているようでございまして、総自治体の、これは都道府県も含めて1.4%程度ということですが、ここ二、三年では、2年ぐらいでは2倍、2.3倍ぐらい増えているということでもあります。ちなみに採用状況が都道府県で4件、市で19件、政令が2、中核が5、特例が2、その他10ということで、町が1件でございます、御存じでしょうか。これは宮城県ですかね、富谷町というところで採用されており、今訴訟の話がありましたけど、ここでは採用後の弁護士登録は必須ではないということで、町の訴訟代理人としては選任しないということで、主に町民のため、内部の、今おっしゃったような研修実務はされておるといことですが、内部の法的な問題があるようなことに対する職員を任用するということで、主幹級でされるということで、この採用の金額が高いのかどうかというのは分かりませんが、29万8,000円ということでございます。

このような資格者がいることでの町民へのさまざまな相談や支援、特に、ここに職務内容として書いておりますのは児童虐待、DV等事案に対する法的相談、支援、滞納整理や債権管理の推進、助言、条例、規則等の制定、改正に対する法制の支援、行政不服審査、行政訴訟への対応と職員コンプライアンス向上に対する事務ということで、そのほか、今研修の話がありましたけど、常に職員に対してもそのような法的なセミナーを開いたりというようなことで、この弁護士を活用するというのは、相当な意義といいますか、費用対効果で、顧問弁護士にどれだけ年間に相談されるか分かりませんが、こういったところから考えると、こういう職員を雇うことは、これから伸びる、特に大きな企業があり、これからそういう中での町の発展には大変重要なというふうに思いますが、今後の、今すぐではなくても、このような検討はされないのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 本町の規模から申しまして、先ほど申された職員研修、そういった内部への影響、そういったものにつきましては、外部の専門機関を活用させていただきながら、内部の職員のレベルアップには努めてまいりたいというふうに考えております。

また、実際の訴訟案件あるいはいろんな相談事につきましても、職員のレベルアップをするとともに、専門的な訴訟等になりますと、やはり外部を活用しながらやっていくべきだなと、しばらくはそういうような体制をとっていきたいなというふうには考えておるところです。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分かりました。

では、同じ項目で書いておりました、これは1月23日に同僚議員と福岡に研修に行きまして、その際に御教授いただいたのが、熊本大学大学院の法科大学院の教授で林勝美先生。中島係長がよく御存じということで、よろしくというようなことでございましたが、この先生がおっしゃってたのが、法科大学院の先生でございますので、今申し上げましたとおり、やはり残念ながら資格を取れなかった、勉強された方はいっぱいいらっしゃるんですね。ですから、今のこの特定任用つき職員ではなくても、やはりこういう能力のある方を、一般の任用、任期つきでの任用もあり得るかなと。特に私どもも議会としても、条例の発議というものを行っております。そういった面でも、やはり議会の職員としても、こういう専門性を、専門的な知識を持った職員がいるということは、大変力強い、心強い。私ども議員の立案能力も高まり、職員もそうです。そういったことの果実は、全て町民のためでありますので、ここの無資格者であったとしても、それだけ勉強された方というのは任用するということはお考えでないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 先ほど申しましたように平成8年度から行政職員の任用を行っております。職員の採用についての申し込みも多数あっております。その中のいろんな経歴と学歴を見せていただきますと、やはり公立大学法学部出身の方も多数おりまして、そういった中で

しばらくやっていけるものというふうには思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 分かりました。ただ、こういう方々の、一般職でも結構です、やはり、ぜひ考えて雇用をしていただきたいというふうに思います。

では、今日は4つ、全部行かなければなりませんので、次に参ります。

空き家対策と定住者促進の施策についてということでお尋ねをいたしております。

今、全国的に空き家の問題がありまして、いろんな自治体で条例をつくって対応されております。菊陽町の場合は、私もそんな空き家が目立つということを意識したことはございませんが、実はこの項目に、高齢化率と限界集落的傾向があるかどうかということでお尋ねを書いていたんですが、書面でいただきましたら、意外なことに西側の住宅地の方に、もう47.8%の高齢化と、65歳以上ですから、今の65歳の方々というのはお若いですから、すぐに何ということはないかと思いますが、あと数%で限界集落というふうになってしまうということでございます。

ちなみに55歳以上が50%を超えると準限界集落ということでありまして、菊陽町のこのトップフォーはもう40%超えておりますので、65歳以上の方が50%を超えるのは、近々来るんであろうかというふうに思います。

そういった中で、空き家対策と、別に定住のことも書いておりますが、やはり菊陽町に住んでいただいて、そこに居を構えて家族をつくっていただいて、また世代がこの地域コミュニティーの中でつながっていくというようなことも必要であろうかと思います。もちろん個人の資産でありますから、町がどうのということとはできないんですけども、まず空き家の現在の状況がどうなっているか、把握されているかですね、今後の見込みについて、分かっている分だけで結構でございますのでお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問に対し、お答えいたします。

現時点では、本町の空き家の状況に関しましては、空き家の管理不全に関する苦情等の相談はありますが、具体的な件数等については把握しておりません。

今後は、必要に応じて、各地域の嘱託員などと相談しながら、状況の把握調査を検討したいと考えております。

また、今後の見込みについては、一般的な考えということになりますけれども、何か対策を講じなければ増加していく可能性はあると思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 目立つほどないから、多分されないというふうに思います。また、私もそのように思っておりますが、後で提案の中で申し上げようと思ったんですけど、今嘱託員のというようなことで、やはり一番分かっているのは地域でございますので、自治会嘱託

員の皆さんにも協力を仰ぎながら、まず空き家状況というのを把握していただいて、これは空き家も2つあると思うんですね。いわゆる条例で、他の自治体もされている迷惑空き家に対する対策と、要するに空き家バンクとして再生して、また定住者を増やすための施策というのがあるかと思いますので、まずは嘱託員の皆様に御協力をいただいて、どのくらい見込みがあるのか、ひょっとしたらもう所有者も分からないような現状もあるかと思いますので、まずその把握をお願いしたいと思います。

ちょっと話が今度は変わりますが、定住者促進のための施策としております。

前回、菊陽町の人口を4万3,000から5万人というようなお話もしました。もちろん簡単に7,000人が増えるような状況ではないと思います。ただ、4万3,000の中に、以前、その前でしたか質問いたしましたけども、武蔵ヶ丘団地が、県に行って調べましたら建替えはしないと。近隣に、まさに貸し家の空き家状況が、熊本市内にもかなりあると。ですから、そういう物件も活用していただきたいし、本来は基礎自治体がすべきということで、多分この70年が来るころには、幾つかはなくなっていく、すなわちあそこに3,000名ぐらいの方がいらっしゃるけども、菊陽町外にも出ていかれる方もかなりいるかと思います。そういった者が4万3,000に入っているかどうかというのは、多分入ってなくて、あの4万3,000というのは、この計算法においてなされたかと思いますが。

そういう中で、5万がゴールというわけではありませんが、人口が減りながらも元気のいい町、それだけ仕事があり、魅力がある町というものは、やはり人口は増えていきます。そういうために、4万3,000ではなくて、市を目指しますぐらいのインパクトがあった方がいいんじゃないかなというのが、前回の質問で提案でございました。そういう中で定住者を増やしていく。大企業もあります。本町にもありますし、近隣にもございますし、何ととっても交通の便が物すごくいい。この地の利を生かさなければならないというふうに思っております。

そういったところで、「空き家対策と」としておりますから、まずそこに対する施策もありますけども、全体的なものも、もし調べてというか取り組んでおられたら、その分も含めての施策をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、これまでの取組を含めた形での答弁になりますけれども、定住者促進の施策につきましては、全国はもとより県内自治体も取り組まれています。その内容は、転入者用の住宅団地の造成、転入者への直接助成、賃貸住宅の助成から子育て施策の拡充、就業支援、遠距離通勤の支援などさまざまです。特に人口減少が著しい自治体は、転入者を増やすための取組が顕著であり、転入者への直接的な支援など、とりあえず目を引く現物支給的な支援も多く実施されています。

本町は、国勢調査の結果で、県内トップの人口増加率を記録しており、現在も増加傾向にございます。その中でも、子ども医療費を中学校3年生まで拡充、保育所の誘致をはじめとする

子育て支援策の拡充を図るなど、定住につながる施策を行ってきております。

また、これまで道路、下水道、区画整理などインフラ整備を、昭和50年代から積極的に行ってきました。あわせて企業誘致、大型店の進出なども進めてきましたので、これらの長期間にわたるさまざまな施策が総合的につながり、その結果、本町が住みやすい町と皆さんに実感していただき、現在の人口増加、定住化が図られていると考えております。

今後も第5期総合計画にあります「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を目指し、現在住んでいただいている町民の皆さんが、さらに気持ちよく長く住んでいただける町を、そして町外の方からも菊陽町に住んでみたいなと思っていただけるような町を目指して、これまでの施策を継承しながら取組を進めてまいりたいと思います。

また、個別の施策、これから取り組む施策がありますが、引き続きよろしいでしょうか。

(5 番渡邊裕之君「お願いします」の声あり)

それじゃあ、これから取り組む事業の一つがございますので、その点を1つ御紹介させていただきます。

先ほどありましたけれども、本町では市街化が顕著に進む地域と農村地域という異なる特性を持つ地域があります。さらに市街化の地域では、新興住宅地と昭和30年代から昭和50年代に整備された団地などがあり、さまざまな状況です。当然、新興住宅地の空き家というものは皆無に近い状況でありますけれども、昭和40年代から整備された住宅団地について、近い将来懸念されることがあります。これらの地域では、実際にある行政区で、先ほども申されましたけれども50%近い高齢化率を示すなど、現在空き家はなくても、近い将来空き家となる可能性がある住宅があると感じております。

このような地域の特徴としましては、高齢化率が高いからといって限界集落なのかというと、見た目だけの数字だけが限界集落で、実際は便利がよい立地条件であり、極端に言うと、すぐ隣の行政区は高齢化が低いという状況でありますので、地域のコミュニティーが崩壊して、既に自治が成立しないなど、経済的、社会的な共同生活の維持ができないという意味合いの限界集落ではございません。

ただし、行政としましては、既にインフラ整備を行っており、今後は大きな投資が不要である、そのような地域において空き家が生まれて土地利用が進まないということは、まちづくりの観点から大変マイナスでございます。以前からそのような状況への対応策の検討が必要であると考えておりましたので、本年度から熊本市周辺14市町村で構成されます熊本都市圏協議会において、菊陽町から提案しました接続可能な戸建て住宅地への再生検討ワーキングを新事業として、その対応策を検討する場を設けることとしております。これは市場経済に任せて土地流動、土地利用が滞るのを見過ごすのではなく、空き家となる状況となる前に、行政として何か対策を講ずる方法を検討していくことを目的としています。空き家になるまでに何か対策を講じることができれば、それが一番よい方法です。本町のように立地条件に恵まれた町においては、どの地域においても空き家になる前に対策を講じ、うまく住民移動とリンクさせること

ができれば、よりよいまちづくりを進めることができると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） ありがとうございます。御検討をされているということでございますが、今その中で、やはり先ほど囑託員の皆さんに御協力をいただいて調査となりました。もちろんすぐ空き家もということではありませんが、やはり個別に聞くほどでもないかもしれませんが、今後どうなさるんですかと。お子さんが、例えば東京や関西や、そういうところでもう家庭を持って仕事もしっかりされて帰る予定がないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうような今すぐではないというふうに私も思っていますけども、将来そういうふうになって、いろいろ事例を見ますと、結局お子さんが何人かいらっしゃって、相続の問題等で結局手をつけられない。更地にしてしまうと、今度は固定資産税が6倍に、特例がなくなって上がってしまうから、これは迷惑空き家の方ですけども、そのままになってしまうというのが全国的に事例としてあって、これの対策というのがあるようでございます。ですから、今すぐでなくて、これからの施策というようなこと、取り組むというようなことでございますから、空き家と、今後どうなさいますか、戻ってこられますか、例えばそのような空き家バンクとかその再生事業等を使って、これ次の質問にもかかわってきますけども、そういうようなものを活用して、例えば賃貸にする、売却するとかというアンケートなるものをとっておけば、そういう来るべきこの状況に対応できるかなと思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいま説明しましたとおり、まずはそういった検討の場を都市圏協議会で行いますので、行うためには、やはり状況を把握しなければいけませんので、そこらあたりは囑託の方に調査をお願いして状況を把握して、それからの施策については、また今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） であれば、もうその後の条例と推進というのができなくなります。ですから、それは今後のこの14市町村でつくる都市圏の中での御提案なされた部分の進捗を見ながら、また御質問したいと思しますので、しっかり将来を見据えて、定住者というのはもちろん労働人口、今は生産年齢人口というんですかね、そういう若い方々が住み続けなければこのエンジンというのは動きませんので、やはりそういう方々がいてこそ、先ほど僕は限界集落になるということじゃないですよ、限界集落的傾向の自治体ということで分かりやすく申し上げましたけども、やはりこういう御年配の皆さんを若い人間が見ていくと、そして子どもたちも、またそういう流れで地域で育てていただいて、そしてそのつながりがやっぱり地域であり教育であろうと思いますので、その施策、限界集落的傾向という、限界集落になろうというような状況になって慌てるんじゃないくて、前にも言いました団地の問題もそうです。もう20年ぐらいで、そういうような何年かけて転居していただかなければならないという状況が来ますの

で、早目早目に町としても検討していただきたいということで御提案申し上げますので、よろしく願いをいたします。

では、次に参ります。次は、コミュニティーデザインによる地域の活性化ということでいっております。また渡邊がコミュニティーを言い出したなということでございますが、それだけ我々基礎自治体というのは、地域コミュニティーをはじめコミュニティーという言葉のつくものがいかに大事か。いろいろコミュニティー・スクールの問題からコミュニティーマートの問題から申し上げてきましたけども、全てはコミュニティーソリューション、要するに行政に頼るだけではなくて地域で、また我々一人一人がさまざまな問題を解決していくという意識を持つ。皆さんは協働という言葉をお使いになりますけども、そういうことがこれからのこういう基礎自治体は重要であろうということで、常にこのコミュニティーという言葉を使っております。

まず、テーマ型コミュニティーを推進し、人のつながりをつくるコミュニティーへの参加、活性化を促す施策の考えはないかとしております。当然、コミュニティーデザインとは何ぞやということでお調べいただいていると思いますが、まずこの点についてどのようなお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの質問にお答えいたします。

コミュニティーデザインといいますのは、もう私どもの学生のころからよく言っていたんですけども、当時は、例えばこれはハード的なものを言っていたかと思います。我々が勉強したところには、当然コミュニティー空間を形成して、そこに広場があったりとか公園があったりとか、そういうことでそういうハード的なものを整備するというような認識でおったかと思いますがけれども、現在におきましてはちょっと変わってきておりまして、私もちょっと御質問がありましたので調べさせていただきましたら、人とのつながりという、そういう仕組みをつくるというようなデザインというふうに、ソフト的なものに変わってきているかと思っております。一応コミュニティーによる地域の活性化ということで御質問があったかと思いますがけれども、そういう流れで、最近は変わってきたかなというふうに認識いたしております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今課長おっしゃったとおり、当時はハード的な言われ方をして、これも御存じかと思いますが、京都造形芸術大学の教授で山崎亮さんという方、まだお若いんですね。この方が、もともと公園とかの設計とかされてた方が幾つかの地域おこし、いわゆるコミュニティービジネス等々を、ワークショップの一つの問題について多くの方を寄せて、そういうような発想で活性化させたと。人の寄らないような公園をどのようにしたら来るかというような、今おっしゃった人のつながりをつくるのが、いわゆるコミュニティーデザインということであるようでございます。

ですから、私が日ごろ言う地域コミュニティーというのは地縁型のコミュニティー、自治会

のように土地でつながるのは地縁型のコミュニティー、そして今申し上げていますのは、共通の興味や趣味でつながるテーマ型のコミュニティーを、いわゆるコミュニティーデザインとして提議をして、そこで活性化をするということでのそういう地域おこしがいろんなところで、延岡の駅前とか、この方が取り組んでおられるのは何島でしたかね、島の、本当に関西空港の埋め立てか何かですね、それで石や土を出していたところが、それが終わった途端疲弊してしまった。ただ、そこにはおばあちゃんたちがいて、おいしい海産物があって料理があって、そういうものは地域の人たちで見えないんですよ。だから、何をしたかといったら、多くのそういう若者やいろんなNPOの人たちを呼んで、そのいいものを出させた。

すなわち私も、特に職員の皆さんも、もう菊陽に生まれ、菊陽に育ち、そして菊陽のために働いておられるかと思いますが、えてしてこの菊陽のよさを地域の人がかえって見えないと。私は11年目、菊陽町民になります、隣の大津町ですけども。やはりこの地の利のよさ、このいろんなまだまだ、後でまた資源の話を、観光資源の話をしますが、そういったものがある中で、ひょっとしたらそういうものが見えてないのかなと。行政を悪く言うつもりはありませんが、どうしても行政という立場で、法律や条例やそういったものに、枠の中で考えなければいけないときに、さっき申し上げましたあれはだめだ、これはだめだというような視点になりませんかということです。

ですから、地縁型のコミュニティーで集まっていただきますと、やはり菊陽町の方々しか集まってきませんが、そこに、この方がおっしゃるには、よそ者、若者、ばか者という言い方しますが、そういう人の存在が重要だというようなことであります。ですから、そういう方々に多く集まっていただいて、いろんな団体や個人に集まっていただいて、菊陽のよさ、もし観光一つにしてもですよ、菊陽町のよさ、こういうとこにこういうものがあるじゃないかというようなことを発見する、そして盛り上げていく。地域でも、先ほど来、東西の地域の人口の増とか減とかで問題もありますし、そういったところの歴史的文化やそれぞれの人たちが持っているさまざまな宝を見つけるにも、地縁型ではなかなか見えないというようなところでありまして、ぜひこのような手法をとっていただきたいというふうに思っております。

ですから、後の質問にもこの手法というのは関係してきますけども、今後さまざまないろんなこと、今委員会ですとか諮問のそういう団体をつくりますけども、そういうような発想でやるということは行政として考えられるかどうか、分かりますかね。要するによそ者、若者、ばか者と言われるいろんな方々の声を町内外へ入れて、菊陽の観光資源も含めて活性化させる。それだけじゃなくて、つくりはしたがだめだと。

例えば、今これから鼻ぐりの大きな事業がございます。つくったはいいいけど、あの公園がもう全然、虫だけあって人が来んというようなことになっちゃいかんわけです。そこにイベントだとか何だとかという発想は、やっぱ世代によっても違ってくるし、それにたけているという人というのは、いろんないるわけです。ですから、こういう手法というのは、これからのまちづくりにはとても大事だと思いますが、その辺の活用ということの検討というのをこれからし

ていけるかどうかというのを、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど地縁型のコミュニティーということをおっしゃられたんですけども、本町におきましてこれまでの地域の活性化におきましては、区や自治会、婦人会、老人会、青年団を中心とした従来からの地縁型コミュニティーによって地域の活性化が行われたかと思っております。

しかしながら、現在では青年団などの組織は消滅しており、一部の団体においては組織率が低下してきております。また、区や自治会においても、加入しない世帯や役員のなり手がいないなど、組織の低下が課題となっております。新興住宅地の地域におきましては、若い世代が多かったり、アパート等のひとり住まいの世帯が多かったり、コミュニティー活動への参加に消極的な方々も多くなってきております。このように、地域コミュニティーにおける人のつながりは希薄化しており、現在課題となっておるかと思っております。

一方で、子ども会や子どもの部活動を通じた親同士のつながり、趣味を通じたつながり、福祉や教育関係での同じ課題を持つ方々のつながり、ボランティア活動などのつながりなど、人のつながりはさまざまな場面で多様化しております。このような中、地域コミュニティーにおける人のつながりは、地域住民の生活の中では重要であり、地域課題への対応や災害などの緊急時においても、その役割は大きいものと思っております。

御質問のテーマ型コミュニティーの推進についてですが、地縁型の地域コミュニティーの組織が低下していく中で、先ほど申しましたようなさまざまな場面での人のつながりや教育、福祉、環境といった個別分野のテーマ型コミュニティーによる人のつながりは深まっております。このような人のつながりによって地域コミュニティーへの参加、活性化を図ることは必要であると考えております。

例えば、今、町からその設立と自立をお願いしております自主防災組織も、特定の目的、活動のために組織されたものであり、テーマ型コミュニティーに該当すると思いますし、環境問題で最近設立され、活発な活動をされておりますグリーン（ゴーヤ）カーテン推進協議会なども、これに当たるのではないかと思っております。

テーマ型コミュニティー推進施策につきましては、現在特に具体的な施策を設けているわけではございませんが、今後も地域コミュニティーの推進は続けてまいりますので、テーマ型コミュニティーも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 地域だけでなく、菊陽の成長、商工繁栄、いろんなものにも、これは使えるんですね。やっぱ商店街が活性化しない。新しく来たディベロッパーがつくったものだけが発展するようであれば、菊陽町はだめです。よそ者といいますか、よそから来た大きな企業だけがもうけているようでは、町は発展しません。やはり地元の商工業者の皆さんが繁栄してこそ、町の発展だと思います。そのためには、やはり従来型のそういう組織のおかたい考えだ

けじゃできないということですね。だから、私どもでも、もう若い若いといっておっても、若い世代からすると頭のかたい議員になってきておりますので、そういう声を受け入れる。

ですから、以前吉本議員も一般質問でもされましたフェイスブックやいろいろなそういうものを通じて意見をもらう、意見を交換する、そういう双方向のツールを使う。そして、今アパートの話もありました。なぜ参加しないのか、そういう声も聞く。いろんな方々を聞いて、まずこの山崎先生がおっしゃっているのは、第1段階がヒアリングと。いろんな方、NPOや個人やいろんな方々から聞いて、そこから参加してくれた方々によってワークショップ、そしてチームビルディングということで、地域の方々やいろんなよそ者やいろんな人たちと、どうやったらいいかというのをつくり上げていくというような手法のようでございます。

ですから、もちろん行政の立場としては、そんな突拍子もないことは言われてもできないというような考えに立つかもしれませんが、やはりそういう発想の転換といえますか、今どこも行政も沈滞して人口も減って、なかなか右肩上がりというのはいかないうちでございまして、こういう手法というのは、前回申し上げたソーシャルビジネスにつながっていくんですね。ですから、やはり行政でできないというようなことは、そういうNPOだとか、他の団体、そういうところにアイデアを出してくれというふうに振れば、そこからまたこの手法を使って意見を集約してすることもできますので、ぜひこれは研究をしていただいて、どのように進めていくかということも御検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

今のテーマ型のコミュニティー、いわゆるコミュニティーデザインの発想をもってすれば、こういったものも取り組んでいけるのかなというふうに思っております。これは、それこそフェイスブックを通じて知り合ったからの提案でございます。町のホームページからですかね、メールか何かでも御提案をいただいているようで、私が議員に戻ります前の議員さんにも、実は御提案されている、3年ぐらい前。ただ、何の反応もなかった。お隣の大津町にも言った。何の反応もない。これなぜかなと私は思うんですけど、これは多分視点が違うからでしょう。趣味が違うから、多分そういうことになろうかと思えます。

何を言っているかといいますと、観光資源としてのバイク愛好者の拠点についてということにしております。阿蘇がツーリングの聖地であるというようなことで、毎年多くの県内外の方々が阿蘇に向かわれて、阿蘇にはライダーズのベースキャンプ、ベースですかね、ライダーズベースというのもできていると。著名なアメリカのオートレーサーも来られるというようなことであります。その途中に菊陽町があります。なぜそのままスルーさせるのかというような御提言であります。私も全く気にしてなかったんですけども、菊陽バイパスにはバイカーズさんやBMWの代理店フリーマンさん、トランパスさんやその他のバイクショップ、ホンダの、ありますですね、CMされております。そういうようなバイクショップがある。とにかくあるのに、ここが活かされていないというような御提案でございました。

ぜひ、東京の秋葉原の電気街のように、ここに菊陽のバイクショップ街をやって、日本のライダーが必ずここに寄っていく。それによって、飲食店等々が繁栄をしていくと。中古のバイクショップも誘致で来てと。日本一バイクの全てがそろうバイクの街道にしたいというような御提案をいただきまして、全然僕ら興味がないと、そういう視点にならないということでありまして。お話を聞けば聞くほど、すごいお話でございますが、まずこういう御提案がありまして、過去の対応はいいんですけども、どのようにお考えなのか、まずお答えください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員も今申されましたとおり、県内外から雄大な阿蘇の景色を求めて、多くのバイク愛好家が訪れていると聞いております。このようなことから、阿蘇地域にはバイク愛好者専用の宿泊施設も多く存在し、愛好者の受入れにも力を入れているようです。また、日本中のバイク愛好者が一堂に集まるイベントなども開催されており、地域挙げてのバイクの聖地づくりが進められているようです。

ところで、菊陽町には、国道57号菊陽バイパス沿線を中心に、先ほども申されましたけれども、5軒のバイクショップ、うち3軒が国産車、2軒が外国産車の取扱店となっておりますけれども、これらが林立しておりますけれども、どのような理由で多くのショップが存在するかは、現在は把握しておりません。バイク愛好者から見ました菊陽町の現状を申し上げますと、愛好者が目指す阿蘇までの通過地点であり、また大型店やコンビニなどの駐車場を利用した集合、出発地点となっているようです。

このようなことから、菊陽町における地理的特性やバイクツーリングの形態を見きわめた上で、また先に述べました阿蘇地域で展開している事業との差別化も図る必要があるかと思えます。現時点で菊陽町として考えられるのは、「さんふれあ」の集客量アップにつながるような事業ではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、「さんふれあ」を目的地、阿蘇へ向かう集合、出発の場所として、またツーリング帰りの休憩場所として利用してもらい、あわせてお金を落としてもらう。このことにより、「さんふれあ」の収益につながれば、町が潤う結果となります。いずれにしても、行政として支援できることがあれば、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） そのイベントですね、2009年に1万5,000台のバイクが集まったということとで、今度は2019年8月だそうです。ですから、正直言うと、これ9月の一般質問でしようと思ったんですね。まだ、もっと僕も、この情報はいただきましたけども、御本人ともお会いしてお話を聞きましたけども、まだバイクショップもちょっと回れてなかったりしました。ただ、これからがシーズンでありますので、もうこの6月にやって、今さんさんの話、またこれしますけども、「さんふれあ」というような話で、可能であればもう、ネット社会ですか

ら、受け入れますよ、どうぞここへ集合してというような、トイレとお風呂と入って、行ってくださいみたいなものを菊陽がするというだけでも、じゃあ菊陽に集まろうと、菊陽という名前が全国に載ると。

これを急いだ理由は、大津町が先にやるんじゃないかと。御案内のとおり、観光協会というのをこのほど立てられまして、大津もその観光資源というものを生かして、いかに人が来るかというのをやっておられます。この方は、大津にも実は話をされておりまして、大津には本田技研があり、二輪車、大型をつくっておられて、そしてHSR九州もあります。で、集まる場所もありますですね。大津道の駅もある。そういうところで、大津町が先にこういうようなものをぜひうちにとってなった場合に、もう菊陽は素通りなんですね。せっかくこれだけのバイクショップがあり、そういうような認知度がある中で、やっぱそういうことがあっちゃいかんということで、ちょっと情報不足でありましたけど、今回質問させていただきました。町ができることは支援するということで、私は町が全部するということを要求するつもりもないし、その方にも町ができることは何ですかと話をしましたし、僕自身も考えています。

「さんふれあ」というのは、実は私も考えておりました。あそこのあれは県道、西小に入る、あそこの国体のスーパーキッドから入って「さんふれあ」に入っていて、あっちへ出ていただくと、一回こう入っていただくと。駐車場としては入って奥の砂利の方に、そういうライダーズブースをつくって、ちょっとした商工、町のいろんなものを置いて、ちょっと見ていただくという、観光もそうです。ここにはやはりショップの皆さんや、そういうさっき言うたテーマ型で集まった方々にやっていただければいいです。菊陽町としては、場所の提供とさまざまなものを提供するだけで、知名度とそういう物産品の販売等々の提供できますから、これから菊陽にというふうになります。

また、お泊まりの件もおっしゃいましたけども、なかなか阿蘇が、バイクのツーリングのあれによっては寝袋だけでという方もいらっしゃるみたいで、そういったところでふれあいの森にキャンプをしていただき、あそこはシャワーはありましたですかね。シャワー、ないですかね、施設。ありますか。あるならば、ちょっとシャワーだけ使ってキャンプをして。下に駐車場ありますから、そこにバイクを止めていただいと、か、そういうようなことが町で受入れ可能なものがあれば、大したお金を使わずにこの事業はできると思うんですね。ですから、ぜひこれは「さんふれあ」、今社長は高田さんですかね、そうですかね。ぜひそういうふうな話、行政は音頭をとって、そういう方々を集めて、どうすれば、じゃあ来れるかというようなことを、さっきの話じゃないですけどもアウトソーシングしていただければ必ずこれはできると思いますし、私も議員というよりも、こういうの、わくわくするようなものを、やはり菊陽町を盛り上げたいんで、一町民としてぜひお手伝いをしたいというふうに思っております。

もうついでにしゃべり倒しますけども、そのときにあの方がおっしゃったのは、これは阿蘇の観光マップですね。これはルートマップ、菊陽町の、全部ですからちょっと大き過ぎますけども、やはりこういう絵柄つきでこういうショップがありますよと、今おっしゃった何軒かの

ショップを載せて、もちろん協賛してもらいます。商工会の皆さんにも、業者さんにも協賛をいただいて、ぜひ三里木のここのおいしい、食べていってください、ここにこういうものありますよというのを載せながら、そしてベースキャンプとしてここを御利用いただけますとか、こういうものをつくってネットで出す。アットプレスですかね、アットマークにプレスと書くところにすれば、バイク関係のところに5万円ぐらいで全部情報を流してくれるそうですので、それだけで菊陽町というのは、じゃあ一回菊陽町に寄っていこう、おっしゃったように帰りにも寄ろうというようなことができるというようなことがございますので、こういうことをしてほしいと。

こういうことのでございましたので、ぜひすぐに検討に入って、職員の皆さんも今抱えていらっしゃるいろんなお仕事だけで忙しいのであれば、もうぜひこういうような募集をしていただいて、そこでさせて、予算がないというのであれば、ちょうど総合政策課が担当であります。地域のチャレンジ応援しますという県の、これの補助金の交流の拡大という部分、交流人口を拡大しようとする、県内外から人を呼び込みというのは、十分これ生かせるんじゃないかと思えます。

これ最大幾らか知りませんが、6月14日までに町に出せということですから、町から県に上げるのはもうちょっと時間があると思いますんで、ぜひこれで200万円でも300万円でも取って、そういう方々に起業する。NPOとか、前回のお答えでも部長がソーシャルビジネスの、そういうような公にするようなことで、可能があれば、そういうことにさせたいということであれば、こういうのを町が取っていただいて、観光資源としてのバイクの拠点としてアピールするための人たちを集めるというのは、相当町の観光のアピールになると思いますので、多分検討しますとおっしゃるでしょうから、ここはお答えは結構でございます。

もう終わりですけども、実はこれを唯一されてる町がでございます。御存じでしょうか、埼玉県県の小鹿野町というところでですけども。ここは秩父市の隣でも、本当秩父の山の中、山の中といったらいかんですね、僕行ったことないんで、奥の方でございますが、やっぱ都市圏から、東京からも近いということで、バイクで来られた方の駐輪場ですとか、いろんな受入れをしております。こういうことも菊陽町の観光資源のアピールとしては大変大きいことかと思えますので、御提案申し上げます。

これは今陸路で来られた方の話でございます。もうこれから先、何を言っても、多分アウトソーシングしてくださいという話でしたんで、最後に情報だけ言って終わりますけども、ターゲットは都会の富裕層なんです。もうやっぱリタイアメントされてお金があって、今ハーレーに乗っていらっしゃる方とかというのは結構いらっしゃるという話であります。大変うらやましい話でございますが、このバイクを空輸便で送ると3万円ぐらいで熊本に置けると。で、バイクショップ等に預かっていただいて、年に三、四回、来ていただいて、菊陽の天津、ああいうホテルに泊まっていただく。そういうことで、ここを拠点として阿蘇を回って天草を回ってという、そういうようなことが売れるんじゃないか。もう既に、こういうことを福岡の

業者さんがされております。ですから、菊陽町が投げかけて、そういうようなところでこういうことをさせていくというのもおもしろいかと思います。

冒頭申し上げましたケニー・ロバーツさんて、僕もう全然知らなかったんですけど、有名なアメリカのレーサーだったようです。奥さんが熊本県人ということで毎年来られて、何人って来られて、神山モータースさんですかね、1週間7万円ぐらいでレンタルバイクで借りてなされているということです。阿蘇のライダーズベースキャンプの名誉会長にもなっておられる。こういう方がやっぱ素通りしていくというのはもったいないですよ。ですから、やはりそういう部分で素通りをさせず、一回ここに止まってもらうというようなことをぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これは、昨日のフェイスブックでびっくりしたんですけども、御覧になった方もおるかと思いますが、ヨルダン国王が実はお忍びで来られてたというようなことであるようです。小泉政権下にヨルダン国王が来られて、阿蘇を回られたということです。ですから、そういうことでも、阿蘇はやっぱツーリング、そういうライダーの皆さんにとっての聖地で、これからも需要のあるものがすぐそばにあるわけですから、ここを利用させていただいて、菊陽の観光資源としても大いに、一つの菊陽の名前を、菊陽ブランドを全国に名を知らしめるためにも大変重要な施策だと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

ということで、あと10分ありますが、第5期のこの総合計画の中の94ページにも、今おっしゃいました「さんふれあ」のイベント等の活用というのと、やっぱり観光に対する交流人口等のさらなる増大を目指す、観光という新たな産業を確立させということで書いております。ぜひこの部分で、町長、今はちょっと壮大な空輪の話、今度またアメリカからもそういうのを呼んで、レンタルバイクでさせたいという、そういうような思いもありますけども、現実的なものも、今話した中で少しは御理解いただけたかなと思いますので、町長に最後、答弁いただいて終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今渡邊議員の方から言われましたように、この総合計画の中でも観光の振興の中で、こういった交流人口のさらなる増大を目指すというようなことも掲げておりますので、総合政策課長が答弁しましたような内容で、本人も担当課長はあれだけ張り切って答えましたので、そういう取組の方で取り組んでいくと、そういうものも期待しておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 大きなお金をかけて公園をつくる。さっきハードとソフトのコミュニティデザインの話をしましたが、ハードをつくっても人は来ないんですね。でも、ソフトを充実させれば、人は来るんですよ。ですから、そういう人の知恵やそういう方々を十分に使って、行政だけが何か一生懸命、また仕事を抱えて徹夜をせないかんということではないです。ぜひソーシャルビジネスとしてNPO化させるなり、こういうものを特化する人たちを集めて

実行委員会をつくるなり、ぜひ音頭をとっていただいて、菊陽町にこういう新しい観光資源になり、またそれが、先ほど申しました地域の商工業、菊陽町発展のためになりますことを私自身もしっかり取り組んでまいりますので、ぜひお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 議席番号2番、菊陽政策研究会の野田恭子です。

今回一般質問は、1、稼ぐ自治体を目指すことについて、2、婚活支援について、こちらはどちらも少し先を見据えて、なおかつすぐできることではないかと思い、今回通告を出させていただきました。続きは、議席よりいたします。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、稼ぐ自治体を目指すことについてですが、この稼ぐ自治体という言葉は、インターネットで見つけました。佐賀の武雄市の市長さんが、フェイスブックの方でおっしゃっていた言葉をちょっと持ってこさせてもらいました。本町の財政は、今のところ危機的状況ということではないのは分かっておりますが、先々どうなるか分からないというのは、どちらも一緒だと思います。

そんな中、武雄ですとか横浜市などでは、いろいろ稼ぐことを、税収だけでなく自分たちで何かやって稼ぐことをやっていらっしゃるかと思います。

そこで、1番の第5期菊陽町総合計画の中の行財政運営の充実強化、効率的、効果的な行政運営、社会経済情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応可能な自治体として、例えば大津町では町のホームページにバナー広告を載せていらっしゃる、お隣ですね。本町でも、以前そういったお話もできないかということがあったかと思いますが、今の時点ではやられていないかと思うんですけれども、今後としてはできないかどうかを、まずお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、バナー広告とは、ホームページ上に画像やテキストを張りつけ、そこから広告主のサ

イトに移動をさせることを目的としたインターネット広告です。バナー広告を掲載している地方公共団体においては、団体の資産であるホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより新たな自主財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的として掲載しております。

本庁のホームページ運用管理システムでも、技術的には他市町村と同じように、ホームページにバナー広告を掲載することは可能です。しかし、ホームページ利用者の視点に立ち、画面の見やすさを重視した結果、バナー広告は掲載しておりません。また、現時点でのバナー広告掲載の予定はございません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、その隣町大津町のホームページに、町内の業者さんがバナー広告を載せていらっしゃるという現状は御存じでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 承知しております。県内の状況を申しますと、隣の大津町もですが、45市町村中16団体がバナー広告を掲載しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 技術的には可能なのに、見やすさの点からやらないということだったんですが、その見にくいという判断はどちらでされているのかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 見にくいという判断ではなくて、画面がシンプルで見やすいと、そういったことで、今のところはバナー広告は載せていないということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） シンプルで見やすいといいますか、それ言いかえれば味気なくて見応えがないと、すみません、口が悪くて。この前、ホームページを見ましたところ、よくある税の申告のe-Taxとか載ってますよね、よその市町村のホームページに、四角く、分かりやすく。ただ、うちのホームページというのが、次の、ボタンをぼちっと押さないとその画面に飛ばないようにしてたかと思うんですが、すみません、これはちょっと通告の内容と外れますのでやめておきます。

すみません、2番に行きます。

では、ほか、バナー広告は今のところ考えていらっしゃるということであれば、次の稼ぐ方法です。ほかの自治体では、これもごみ袋、今町内のごみ袋は赤い燃えるごみが1枚30円、緑も30円ですかね、大きい袋は。という形で指定のごみ袋になってます。ということは、町内の方は必ずこのごみ袋を買うわけですが、ごみ袋に限らず、よく見るのが、熊

本県の県庁の大きい封筒がありますよね。あれも企業さんの広告が載ってるのは御存じでしょうか、載ってるんです。そういった形で、広告を、すみません、通告はごみ袋と指定しておりますが、ごみ袋にかかわらず、封筒などに企業さんの広告を載せることはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 事前通告の中が具体的にごみ袋の広告という特定したやつだったもんですから、一応ごみ袋の広告の件につきましてお答えいたします。

御質問のごみ袋を活用した財源確保の動きは、5年ほど前から全国の先進的な、あるいは比較的規模の大きな自治体で散見されるようになりまして、本町としましてもその推移を見守っていたところでございます。本町といたしましては、ごみ袋を民間事業者の広告の媒体として活用し、財源にすることという考えは以前から承知しておりまして、検討の対象にはしていたところでございます。

さて、人口が4万人が目前の本町は、赤のごみ袋を128万枚、黄色2万枚、緑30万枚、年間で合計160万枚ものごみ袋を作製、販売し収集しております。日々、町内約900か所のごみステーションに排出されますこの160万枚ものごみ袋の広告は、宣伝効果あるいは町の財源確保、ともに期待できないわけではありません。答えは、しかしながら本町では次の理由で実施する予定はございません。

その理由としましては、先行している自治体のほとんどが事業継続の無理が生じている。継続が困難な状況にあるからです。その理由をその自治体御担当にお尋ねしますと、応募どころか問い合わせもないと。あるいは応募がないので市と契約関係にある事業者さんに無理をお願いしたというのがほとんどの状況でございます。

食品あるいは飲食業者さんなどには全く関心を持ってもらえない。その他の事業者さんに個別にお願いしましても、ごみ袋という性質上、企業、商品のイメージ低下につながる。企業商品名とごみを同時に目にされてしまう、その懸念が一番の理由ということでございました。

例えば、もうさっきおっしゃいましたけれども、佐賀県の武雄さんも、いろんな面で先進的な施策を展開されていらっしゃいますけれども、この事業にも取り組んでいらっしゃいますけれども、全国の市町村、直接7つ8つ、大きなところを尋ねてみたんですけれども、例えば、もうおっしゃいましたから申し上げますけれども、先ほどの議員さんがおっしゃった市の方も、自発的な応募はこれまで1件もないということで、さらに年間の収入も10万円ということなものですから、事務を担当する職員の人件費もどうなのかなということでございました。

このように、既にこのごみ袋の広告を実施しています自治体の多くが、ほとんどがいずれも同じような状況のようでございます、別の市では、この事業はこの制度そのものを中止したい、あるいは廃止を検討していると、具体的にということでございました。

それともう一つの理由としましては、この本町のごみ袋は、町の手数料条例によりまして収入証紙として販売しております。県が発行している切手状の手数料を払うための収入証紙と同

じような性質のものでございます。

この収入証紙への広告を禁止します法律とか、その他関係法令の明文の規定はございませんけれども、証紙という性格上、民間の広告を掲載することそのものはいかなものなのかなという考えがございます。

以上の理由によりまして、本町といたしましては、残念ながら実施あるいは事業の継続が困難のようでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 丁寧な説明ありがとうございます。

ごみ袋はやはり捨てるというイメージで印象がよくないので、また違う手を考えたいと思います。

では、ここが言いたかった、3番のF B良品、このF B良品というのは、地方を愛して楽しく、ここでファン、英語なんですけども楽しくのF U Nですね、そしていいものを手に入れよのB U Yの頭文字でFとBですね、のF B良品。やっていらっしゃることはここに書いております自治体運営型通信販売サービスというものでありますが、こちらも同じく佐賀の方から2011年11月初めに始められたものです。これが11年から13年1月、約1年後には全国で10個の自治体の方がやってらっしゃるぐらいまで広がっているようです。これは各自治体が核となってその地域のよいものを掘り起こし、それを全国に向けて発信し、地域の所得向上を目指すという、稼ぐ自治体です。そのサービスをやろうということで始められたものです。

先日、私もやはり質問するからにはまずは買ってみなきゃいけないと思いまして、注文してみました。すると、注目した先が近かったせいなのでしょうけど、翌々日には届きました。これも当然インターネットというか、フェイスブックの画面から注文したものです。これ、インターネットで皆さん通販とか御注文されたことあるかと思いますけれども、非常に便利でございます。多分、大して費用もかかってないと思われるんです。そこで、まずはこういった内容のことができないかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 先ほど、最初に武雄市のこと、これ全部武雄市のことだと思いますけど、先ほど質問で言われたこととちょっとダブリかもしれませんが、このF B良品は、佐賀県武雄市が平成23年11月、自治体として全国で初めて開設されたインターネット販売です。現在では、先ほど言われましたとおり、武雄市を含めて全国10自治体とネット関連企業と提携し、各地の特産品をネット販売しておられます。

また現在、国内で1,600万人超が利用しているとされるフェイスブック情報に、自治体の特産品を掲示し販売するシステムで、自治体自ら販売するため、信頼度が高まるとともに、零細企業の商品も広く登録が可能で、民間業者より安く提供できるのも特徴となっています。自治体においては、画期的な販売ルートであり、自治体のP R効果も期待できます。しかし、通販

における問題点としまして、本町に限らず、自治体がこのような事業に参入する場合には、まず出店する町内の個人や企業等の持つ品目の数なども判断の重要な要素になってくるものと考えます。

また、F B良品への導入費用として、初期投資が210万円、維持管理費に毎月15万7,500円の経費が必要とされます。佐賀県武雄市におきましては、地域所得の向上を掲げて出店料を無料に、それと受注代行料として5%をそのネット関連企業が受領されています。市はこの事業により利益はないが、F B良品に参加するため市のPRに役立っているということでした。しかし、ただ単に販売目的としたものであれば、投資のみであり、費用対効果の評価は低いと考えられます。F B良品通販事業が、町内の個人や企業等の商品の販売促進であれば、行政が直接行う事業として、稼ぐ自治体を目指すことが適当であるのか、勉強していきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） すみません、私が調べてないところまで詳しく調べていただいて助かります。

私もこれがすぐもうけにつながるとは思っておりませんが、こういった形で活動されているということが認められて、実際、商品をネットで見ますよね。買わないにしてもちょっと行ってみようかなと、見に行ってみようかなと思うのと、あと、例えば近所のスーパーでそのものが売ってあったとしたら、やっぱり手にとって購入してみたいなという、そういうPR効果もあるかとは思います。

実際、その10個の自治体さんもいろいろなところで出されていますけれども、例えば石垣島、何かあったんですが、やっぱり行ったことがあれば、あああれだったとか、今度誰が行くのであれば頼もうかなとか、そういった、直接売ってもうけではなくて、いろんな効果が期待できると思ってるんです。

ただ、このF B良品をやるには、やはりインターネットでフェイスブックを始めないとできないらしいです。そこで、今度議会の方でも議会用のフェイスブックを立ち上げようかと思ってるんですが、菊陽町としてはそのF B良品をやらないにしても、フェイスブックまではちょっと手を出してみようかなと、通告から少し外れるかもしれませんが、お尋ねしてもいいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） そのことについて、うちの総合政策課が情報管理を持っていますので、一応その電算の管理に聞いたところ、フェイスブックはつくれるのはつくれるということでしたけど、いわゆる費用とか、そういうのが必要になるということになります。その掲載についてはちょっと聞いてなかったんですけど。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 技術的には可能ということが分かっただけ、ちょっと進んだかなと思います。また今後ともいい方法を提言していきたいと思います。

それでは、2番の婚活支援についてに移ります。

午前中の小林議員の待機児童が解消されてないよということからすると、ちょっとずれたかなと思いますが、1番の少子化、未婚、晩婚化について、町はどのように考えているかという質問になりますが、少子化は、昨日の新聞にはちょっと出生率が上がっていたよと出ていたかと思いますが、ただ、その数的には減ってますというところでした。子どもってそんなすぐには生まれてくるものじゃないのは皆さん御存じだと思います。出会いがあつてということになりますと、これはちょっと先々を考えて今からこの少子化、やはり結婚、よその国は違うところもありますけれども、この日本ではまずは結婚してそれから出産という順序があります。そこで、未婚と晩婚化とこの少子化というのは、私の中ではつながっているものかなと思いました。

そこで、少子化対策として婚活支援が必要ではないかと、よその自治体さんもいろいろやられてますけれども、まずはじゃあその少子化対策としての未婚、晩婚化について、町はどのように考えていらっしゃるかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの少子化ということでしたけれども、少子化、未婚、晩婚化、全体を総称して、含めてお答えいたしたいと思います。

平成15年9月1日から施行されています少子化社会対策基本法の前文にもうたわれていますように、あくまで結婚や出産は個人の決定に基づくものでありますが、少子化の進展により、将来社会的、経済的に、社会全体に深刻な影響をもたらすことが懸念されております。

少子化、未婚、晩婚化につきましては、それぞれが複雑に絡んでいると思われます。国勢調査によりますと、少子化の原因の一つは、未婚化、晩婚化にあるとしています。全国的なデータで見ますと、30歳から34歳までの未婚率は、昭和50年、1975年では、男性14.3%、女性7.7%であったのに対し、45年後の平成22年、2010年には、男性47.3%、女性34.5%まで上昇しております。

また、日本人の平均初婚年齢は、昭和55年、1980年では、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったのに対し、30年後の平成22年、2010年には、夫が30.5歳、妻が28.8歳と、夫が2.7歳、妻が3.6歳上昇しております。このように、未婚化、晩婚化が進行することと相まって、少子化が進行する要因となっているようです。未婚化、晩婚化の要因は、個人の結婚に対する考え方の変化やライフスタイルの変化、社会経済環境の変化などさまざまであり、これらの要因は複合的に絡み合っていると考えられます。

また、少子化の原因は、未婚化、晩婚化もその一つですが、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや、高学歴化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定の増大などが考えられます。少子化、未婚化、晩婚化につきましては、菊陽町としては重要な課題であるとは認識し

ております。また、一方では、この問題につきましては、国全体での取組が必要であると考えております。

このような中、菊陽町におきましては、平成17年3月に菊陽町次世代育成支援行動計画さん輝く陽っ子プランを作成し、子どもを安心して産み育てるためのさまざまな子育て事業を展開しているところです。また、結婚に関する事業としましては、菊陽町農業後継者結婚対策協議会に補助金を交付し、同協議会によります農業後継者婚活交流会を、平成21年度から行っているところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 未婚、晩婚化、こちら、私も身にしみてる体験がたくさんあります。一概に、例えば保育園がたくさんできました預かることができました、さあどうぞって言われても、女性が仕事を続けるに当たっては、出産でまず何日かお休みしますよね。その後、なぜかしら女性だけが育児休暇ということで1年休めますよとなってますが、実際の職場っていうのは、1年も休んだら戻るのが大変なんです、多分。私もそういう思いを2回しまして、2回とも上司に戻ってくるのと聞かれました。はい、戻りますと言ったら、かわりの人が、私がいないうちにいた方がやめられました。そういうつらい思いもしながら、すみませんね、女性だけなぜそんな仕事か家庭か、選ばなきゃいけないのかっていう思いがあるんですけれども、その点、ちょっとフランスなんかは、そういったつらい思いを女性は全くされていないそうで、出産もできるし仕事もできると。

ただ、フランスの場合はその分、ほかの方々に税金やら何やらでかなりの負担が来ているということですが、これはすみません、国の方で大きくやっていただかないといけないんですけれども、町内でやっていらっしゃる、農業委員会さんがやっていらっしゃるその婚活、こちらが、ちょっと聞くとところによると、まだ回数は多くないっていうのも聞いてますが、今のところ成果は出てないといいますか、おつき合いまで進んでいないというふうには聞いておりますけれども、婚活をするに当たって、八代の方でも婚活の支援をされていらっしゃる、八代市婚活支援事業というのがあるんですが、こちらでは、出会いの場だけを提供するだけでなく、その前後、セミナーで男心、女心を学ぶための勉強会なんかをやっていらっしゃるそうなんですけれども、農業委員会さんの方ではそこまでのケアっていうのはやっていらっしゃるかどうか、今分からないですね、すみません、はい。通告じゃないことを言いました。

（「分かります」の声あり）

分かりますか、じゃあ聞いてみます、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀川正信君） お答えいたします。

そこまではやっておりません。ただ、活動的には21年度からやっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） ちょっと違うことを言って申し訳ございません。

では、その活動を、その公募を見たんですけれども、ちょっと女性の年齢層が結構狭くしてあるかと思うんですが、これを広げるとかという考えはありますか。

○議長（大塚 昇君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀川正信君） それでは、交流会の件についてちょっと説明いたします。

平成21年度が、男性は22歳から55歳の28名、女性は21歳から46歳の34名、それと平成22年度は、男性は24歳から44歳の20名です。女性は21歳から46歳の19名の参加です。それと、平成23年度は、男性24歳から45歳の24名、女性は20歳から44歳の21名でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） せっかくなのでもうちょっとお伺いしたいんですが、男性側は、当然町の農業とか酪農とかやっていらっしゃる方だと思うんですが、女性で跡をとらなきゃいけないから婿をとりたいという方はいらっしゃいますか。

○議長（大塚 昇君） 農委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀川正信君） 今のところ該当者はいません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 分かりました。

先日、ちょっとお会いした方が、三姉妹の方で、長女さんのお婿さんが手伝ってるというか、跡を継がれたというのを聞いたものですから、逆の発想もあるかなとちょっと思ったもので聞いてみました。

すみません、ちょっと話がそれましたが、①番の続きで少し、先日朝から見てたテレビで、今どき、大学の講座で婚活授業というものがあるそうです。こちら早目の人生設計をしましょうということで、少子化っていうのは女性が出産しないと子どもっていうのは生まれないんです。男性では無理なんですけれども、その女性も出産できる期間っていうのがどうしても決まっております。これは動物は何でもそうだと思うんですが、そんな中、やはり歳が行くとなかなか妊娠もしにくくなるし、出産するときも大変な思いをするということで、大学生に今のうちからの人生設計をちゃんとしましょうというところでの婚活授業があつてということでした。確かに、なるほどなとは思ったところで、2番の婚活を自治体が取り組むことについては、まずどう考えられるか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） ただいまの自治体が婚活にどう取り組むかということにつきましてですけれども、先ほど来、お話がっております少子化につきまして、やはり重要な問題であり、少子化に影響します晩婚化、あるいは結婚する意思がないという未婚化などの背景も、そういったものもあるというふうに感じております。

また、こうした独身者の方を支援していくことというのは必要なことであるというふうに思っておりまして、自治体が婚活事業に取り組むようになってきているわけでございますし、そのようなこともやはり必要になってきている時代ではないかというふうに思っております。ただ、婚活につきましてなんですけれども、自治体が主催してまいりますと、どうしてもかた苦しい印象を持たれたり、効果的な事業が展開できないというような面もあるのではないかというふうに思いますし、参加される方々も、自治体の行う分については、参加しにくい面もあるのではないかなというふうには感じておるようなところです。

先ほど申されましたように、結婚につきましては出会いの場が必要になりますので、社会現象の中でそういった場がだんだんだんだん少なくなっていっております。そういう中で、自治体がそういう機会を設けておくということは必要であろうということで、農業委員会の方の協議会が設立された婚活活動も実施されておるというようなことでございますし、またその出会いの場ということにつきましてですけども、本町の西部町民センターには、勤労青少年ホームがございまして、そちらの方は会員制の登録になっておりますけれども、こちらでは、働く若者が余暇を利用しまして、いろんな教養を身につけたり、スポーツを楽しんだりしながらの交流が行われております。そういった若者の交流の場を通じて、結婚まで至ったというような状況もございます。婚活についてはそのような状況であるということです。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 私も何も全部が全部自治体で婚活のイベントから人集めから、何でもかんでもやらなきゃいけないとは思っておりません。ただ、そういった活動をされているとこの支援、例えば、昔近所の世話好きなおばちゃんが、あそこによか娘さんのおらすけん、あんたどがんとかあったかと思うんですけれども、今そのコミュニティーがなかなかうまくいってないというところと、あとへたにそういうことをするは後で何て言われるか分からんとか、そういった意識の変化で、紹介というのもできてないところもあるかと思うんですが、例えばそういった、先ほども出ましたけれども、NPOでそういったところがあれば、そういう支援をするという方向性というのはできるかどうか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 本町にはそういったNPOさんの存在というのは把握できていないんですけども、大津町さんではそういう活動をやられている団体さんがございまして、町の方にもその辺についての協力依頼が、昨年、一昨年来からあつたりしております。そういった場合には、パーティーの開催のチラシを置いたりとか、できる限りの情報を提供できるような活動は、支援は行ったところであります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 宇城の方で広域で婚活の支援をされてるっていうのは御存じでしょうか。

あっ、あるんですね。宇城市だけでなく、あちらも統合された地域でありますので、宇城市、熊本市、あと幾つか、2つぐらい、すみません、ちょっと控えてこなかったんですが、広

域で婚活を支援もしたりされてるところがあります。うちの主人の方なんかも、割と菊陽町と大津って行ったり来たりがあつてるかと思いますので、そういった大津町との、先ほどおっしゃったそういった要請があつたら、ぜひともそういったものを広げていただけると、少しずつですが大きくなっていくんではないかなと思っておりますので、前向きにというか、1回されたんですよ、その支援は、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 大津町さんの団体さんの方でそういった、年に何度か婚活のパーティーとか、あるいはいろんな登録募集とかされていらっしゃいますので、そういったパーティーの周知とかということについてのお手伝いはいたしております。

これ、そういうパーティーの開催というのが1回ということではございませんので、何回か開催されていきますので、その際に御依頼があつたりしておりますので、1度ということではございません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） もう少し詳しくお尋ねしてもいいでしょうか。

そのお手伝いというのは、どういった内容の、チラシを配るお手伝いをしたとか、そういった力仕事の的なお手伝いなのか、もしか人の募集をかける広告というか、公募をされたりしたのか、もしか金銭的な支援をされたのか、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 活動全般にわたりまして、周知も含めて、内容も含めて、婚活を支援されておる団体さんの方でやられてますので、町の方ではパーティー等を設定された場合に、参加募集のチラシ等の配布の依頼にいらっしゃいますので、その配布についての場所を提供しておると。パーティーの開催のチラシを置いておるといようなお手伝いがございます。金銭的なお手伝いとか、そういったことまではやっておりません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、町として今後金銭的な、先ほどおっしゃった、大津の団体さんが言われた場合、金銭的な支援というのをすることができるのかどうかをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 内容につきましては、先ほど農業委員会が主管となりまして、菊陽町農業後継者婚活対策協議会を設立されまして、そちらの方で事業を行っておりまして、そちらの方へは町からも運営資金の方を提供いたしております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、その農業委員会さんはやはり農業をやっている、酪農をやっている方しか会員にはなれないですか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（堀川正信君） 一応、そういった協議会規約の方で決めております。農業

後継者ということで行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） せっかくいい活動をしていただいてるんですが、できれば農業をやってらっしゃらない方でも、午前中の質問でもありましたけれども、正規の社員になれなくて、例えばうちの弟なんかもそうなんですけれども、やがて40近いんですが、非正規の労働者なものですから、養えないという言い方はおかしいですね、なかなか家庭を持つほど稼げないから結婚ができないということを言っておりました。

なので、今どき共働きは当たり前です、女性も外で働きたいんです。そういったことは置いて、とにかく結婚したいという方は、まずは農業後継者も大事ですけれども、ほかにも結婚したいけどもできないっていう方がいらっしゃると思うんです。周りでも聞かれると思います。おるげん娘はまだ行かんとか、うち息子のところにはまだ嫁が来んとか。例えば、そういう方が出会いがあって結婚をされたとしても、年が行くとやはり出産が難しくなります。そうになると、少子化になってしまうと。

いろいろな仕事だったり、同居するのしないのとか、住むところがどうだとか、問題はあるかと思いますが、まずは結婚しないことには、子どもって生めないものですから、できれば農業後継者の方も大事ですけれども、そこからもう少し町も広げていただいて、これは町が主催しろとは言いません。こういったことができる人いませんかという公募をしていただいて、昔いましたね、仲人さん、世話好きのおばちゃんが、こういった方にちょっと、うまくいったら御褒美を上げるよじゃないですけども、まずは町内にいろんな方いらっしゃいますので、公募をしてアイデアを募っていただいて、できるだけ少子化っていうのも分かっていることですよ。前回の一般質問でも減るのは分かっているっていう話だったんですけども、そこを何とか、今のうちから手を打てば、菊陽町、外からいっぱいいろんな人が入ってきますけれども、せめて中でも増やす方法を考えていただきたいと思います。思っております。

今回の一般質問、まず1番の方はできないかという聞き方をしました。できるかできないかでして、1番の3番、システム的には、技術的にはできるということでしたので、これはまた違う方法で御提案をしたいと思います。

2番の方は、今のところは考えてないというか、必要だけれどもそこまで行けてないというふうに受け取りましたので、また違う内容で御提案をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時44分

再開 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

最後まで傍聴、お疲れさまでございます。議席番号8番甲斐榮治、一般質問を行います。

議員になって7年目を迎えました。毎回質問をしてきましたので、四六、二十四で今度は25回目になるかと思います。

実は、先日配られました議会だよりで御覧になったかと思いますが、北新山の中岡区長さんから大変厳しい指摘を受けました。といいますのは、もう議長からも何回も言われてますけれども、時間内にきちんと一般質問を全部おさめてくれということで、私なんかもやっぱり前語りがちょっと長過ぎて、あとの最後の質問まで行かなかったことが多々ありましたので、反省をいたしております。正当な批判についてはやっぱり謙虚に反省をして、改めるべきは改めなくちゃいけないと思いながら、今日の一般質問に入ります。

早速、もう質問席に移ります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、今日は大項目として3つ予定をしております。

1つ目は、平成25年3月議会に提出された請願事項、公民館の補助金の問題と、防犯灯の電気料金の問題です。

これは、総務常任委員会の継続審議事項にもなっておりますので、今日の質問については過去のおさらいをします。そして、現在の到達時点を確認しておくというに止めたいというふうに思っております。

それから、2番目の菊陽町立菊陽中部小学校改築について。我々が就任以来、一番大きな議論を交わしてきた問題であります。

ただ、この件について、一番大きな論点になったのは場所の問題でしたけれども、それはもう議会で議決をされましたので、これはもうそのことを云々することはできないと。現在の場所に学校が建築されて、それがよりよく完工を迎えるかどうかと、こういうことが大事ではなかろうかと。そういう意味で質問をしたいと思います。8月に移転するということですので、今日以外にはもうその機会がありませんので、今日は松本課長に久しぶりに、戦友に会うような気持ちで質問を行いたいと思っております。

それからもう一つは、新事業の菊陽町立の菊陽中学校の増改築事業です。一応説明をいただきましたので、今の時点で、私なり私の周辺が気になさっていらっしゃることを中心に、大まかな質問を行いたいと思います。

それでは、1番目に入ります。

地域公民館の建設費補助金の増額要求に対して、町としての考え方をどう整理したか。ま

た、何か具体的方策を検討したかということですが、先ほど渡邊議員からも指摘がありましたように、答えはもう簡潔で結構です。できるだけ簡潔に答えを言ってもらって、あと理由を説明するぐらいで結構ですので、よろしくお願いします。

これまでの点をまとめてみますと、町長答弁、それから係のその担当の課長さん等の答弁をまとめますと、この地域の公民館というのは地域の文化センター的で、大変地域コミュニティの活動の中心になるもので、重視をしておるという基本的な視点から、増築の場合には、これまで100万円であったものを200万円に補助金をアップしておると。公民館用地については、町で買い取ったその土地の価格の5分の1の額を10年間で償還すればあとは無償で対応する。こういう制度になっておるということですね。それから、建築費の補助金は500万円が基礎で、それにバリアフリーを加えますと600万円が最高の建設費の補助ということになってると。

それからもう一つは、これはなかなかほかにはない項目だと思いますが、町が保証する形で金融機関から1,200万円までは融資を受けられると、地域が希望すれば。そういう菊陽町は制度を持っておるということで、これは前の一般質問でも申し上げましたが、他の自治体と比べても比較的に進んだ形の補助制度ではないかと思います。

それで、総務常任委員会の結論としましては、増額の必要性は委員が全員総意で持っておると。ただ、今後については画一的に幾ら補助するというのではなくて、地域性とか活動内容とかを配慮した形の支援、補助を考えていただきたいというのが、総務常任委員会の最終的な結論であったようです。

それで、そこまでのことを踏まえて、それから行政の方で検討されて、現在の段階での一定の考え方をお持ちであれば出していただきたい。なお、これは次の問題も一緒ですが、この公民館の問題、防犯灯の電気料金の問題というのは、これは私の考え方ですが、公助、共助、自助、つまり公、町がどれだけできるか、それからコミュニティで、自治会でどれだけできるか、あるいは自治会の会員でどれだけできるか。公助、自助、共助、これをきちっと弁別をして、そしてお互いに共通理解をするところまで行ければ、これが一つの結論ではないかというふうに私は考えております。そういったことで、今申し上げたことから、町の方で何か検討されたことがあればお知らせいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、お答えいたします。

地域の公民館とおっしゃられたんですけども、地区の公民館ということでよろしかったでしょうか。

（8番甲斐榮治君「はい」の声あり）

はい。地区の公民館の整備に対する補助につきましては、昭和54年度から制度化しております。数回の改正を経て現在の補助率及び補助額となったところであります。

過去10年において、この補助制度を受けて、新築もしくは建て替え整備された地域が8行政

区あります。制度見直しをするような場合は、これまでに補助制度を受けて整備された地域とのバランスも配慮しなければならないと思っております。

また、地域によっては地元負担に不足が生じることが考えられ、さらには補助限度額を超えるような事業費となる場合を想定いたしまして、先ほど議員がおっしゃられました金融機関からの融資を受けられる制度を設けております。先ほど議員もおっしゃられましたように、増築に関しましては100万円から200万円ということで増額いたしております。

これらのことから、現行の地区公民館に対する町の支援制度は、他の菊池地域の隣接町と比較しましても、相対的に遜色はないというふうに考えております。現時点におきましては、地区公民館の整備費補助制度を見直す予定とはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 私が申し上げたことをただいまなぞられたという感じですが、結論としては、現行を見直す予定はないというのが、現在での町の考え方というふうに受けとめてようございますね。もうこれはそこに止めておきたいと思います。あとまた総務常任委員会等で話がされたいと思います。

それでは、次に行きます。

防犯灯の電気料金、全額町負担要求に対して町の基本的考え方をどう整理したか。また、何か具体的方策を検討したかということで、これもこれまで確認されてる事項は、設置費用、この防犯灯の設置費用は2分の1補助であるということです。それから、今のは設置費用ですけども、維持管理は地区の負担でやってもらうということです。それが大きな柱になってますが、これを踏まえて、地域からはいろんな要望が出ましたけれども、例えば非自治会員、自治会に入っていらっしゃらない方、最近増えつつありますが、その方たちはその自治会費等を負担はせずに受益、利益は受けているという不平等が生じているという指摘が一つありました。

それから、今度は逆の方ですけども、これ全額負担にしてしまったら、行政区によっては防犯灯の設置数が違うので、ここにまた不平等が生じてしまうと。この辺の問題をどうするかです。それから、そういったことがありますけれども、将来の方向としては、一つの可能性としてLEDに交換していくと。ただし、このLEDの場合には初期投資が非常に高い。ここが問題点ですが、この補助等の問題も絡めて、もしも各地区で全部防犯灯がLEDになれば町が負担する可能性もあるというのが、この前までの結論だったというふうに理解をいたしております。そういったことを踏まえまして、町として今どういうふうに考えていらっしゃるか。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） LEDの活用ということでございますけれども、実際LEDを1基設置します場合、電柱に共架する場合、大体原価で1万5,000円程度かかっております。電柱等に共架しない場合、例えば支柱から立てる場合はその倍近くになろうかと思っております。本

町におきましては2分の1の助成を現在いたしております。あわせまして上限はなしということで、現在のところ行っているわけでございますけれども、平成23年12月から一応料金体系が変わっております。これ防犯灯に対します料金体系が、今までは20ワット以上のやつしかありませんでしたけれども、これが20ワット以下ということで、10ワット以下であれば料金体系が3割ほど安くなっております。

これはLEDに対する助成とあわせまして、メーカーの方がそれに対応するようなLED照明灯をつくり出しております。現在、各地区におかれましては、新設は当然のこと、交換等に対しましてもLEDの方でお願いしておる次第でございます。これによって地区の電気料金が3分の1は軽減されると思っておりますので、今のところ、現段階においては今の制度を見直すとか、そういうようなところまでは至っておりません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これも簡単に申せば、現在の状態を踏襲していくと。今見直す予定はないということですね。ただLEDについては、できるだけ各自治会で設置替えに取り組んでいただくように促していると、こういう状況ですね。

それでは、各議員も今の状況、改めてお聞きになって思い出されたこともたくさんあるかと思いますが、あとは総務常任委員会で今の問題を踏まえて議論をしていただくと。また、最終的には本会議に返ってくるかと思っておりますけれども、そういうことで、この2つについては復習をしたということでやめておきたいと思えます。

それでは、次の菊陽町立菊陽中部小学校の改築について、先ほど申し上げたような立場で質問をしたいと思えます。

まず、1番の、これは町民皆さんの関心だと思えますが、8月の夏休み中にちゃんと引っ越しができるかということです。その辺について工程とそごがないかお答え願います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

数値で述べた方がいいかと思えますので、数値の方を用意してまいりました。5月末現在の状況について説明します。

建築工事でございますけれども、進捗状況は3つに分かれておりまして、建築本体、これが90%進んでおります。それから電気設備、こちらの方が86%、それから機械設備、こちらの方が90%で予定どおり進捗しておるという状況です。

それから、今度開発工事の方に移りますが、その進捗状況としましては、駐車場整備工事、それから運動場整備工事のメインとしては2つ今大きいのが動いております。その中で、駐車場整備工事78%、それから運動場整備工事が21%と、予定どおり進捗しておるところです。

運動場整備工事につきましては、今21%と申しましたが、建築本体関係がある程度足場等がどいてしまわないと、やはり複合して作業ができない部分がございますので、建築本体を早く終わらせて運動場整備工事を終わっていくという予定で順調に進んでおるところです。

それから、今後8月に引っ越して2学期から授業開始ということで考えておるところでございますので、先にも1回御説明しておったかと思いますが、県の開発検査を受けまして、また同じく今度建築確認検査、これも両方受ける必要がございます。それから消防の検査、それから町の竣工検査という形で流れてまいりまして、8月16日の工期までには工事目的物の引き渡しを受ける予定で進めております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体順調に進んでおると、予定どおりにできるというふうなことだったろうと思います。

それでは次に、いろんな問題が出ておりましたが、そこには幾つかしか挙げておりませんが、建設工事に関連する問題点の解決のその後、これについてお聞きしたい。

一つ一つ確認をしていきたいと思いますので、まず防空ごう跡についてお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 防空ごう跡地につきましては、平成24年12月17日に町職員立ち会いのもと、防空ごうの試掘調査を行い完全に閉塞していることを確認しております。その後、平成25年1月4日でございますが、町議会において中部小学校現地視察を議員さん13名出席のもとで現場説明を行わせていただいております。その際に、防空ごうの閉塞状況を説明しておりますが、工事着手前に確認しておりました防空ごうは、奥行き3.5メートル、幅2.2メートル、高さ2メートルでしたが、爆風により掘削をしまして、直接目視により防空ごうの閉塞状況の確認をしておりまして、当初予定どおりの防空ごうのサイズであったということに間違いなかったようでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に、北の方といいますか、学校の上の方といいますか、スカイビレッジという集落がありますが、その防風対策、林が切れてしまってますので、その辺についてはどうなっているか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） スカイビレッジ、中部小学校の北側のスカイビレッジの防風対策ということでのお尋ねでございますが、基本的には防風対策という点では、今現在あります品物、フェンス等の品物、こちらの方が基本的には建築基準法の施工例87条の2項の方で基準が定められておりまして、風速30メートル、秒当たりですが、に耐える目隠しフェンスで対応していきたいというふうに考えております。これにつきましては、やはり体育館がフロアがグラウンドの方から行きますと3階面が体育館になります。それから4階、恐らく屋根も含めると通常の建物でいえば5階ぐらいの高さになってまいりますので、このあたりの上のキャットウォーク、3階部分がフロアでございますので、そのもう1階上、4階部分に当たりますが、ギャラ

リーじゃありませんけど、キャットウオークみたいな形ですが、そこからスカイビレッジの方がのぞき込みができるような高さになってまいりますので、そのあたりを重視して、目隠しフェンスと防風を兼ねてというような形で今現在考えておりまして、今後は、今体育館の大きさ等も、大体スカイビレッジの所有者の方々も見分かりますので、今後そのあたりを見ながら、実際現物を見ながら協議に入って決定していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それから、工事による振動の問題がちょっと出てましたが、大体従前に対策を打ってるということでしたが、これ変わりありませんか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 工事振動につきましては、私どもも非常に心配しとったところでございました。そういう中で、工事による振動対策につきましては、工事施工に当たり細心の注意を払いまして、工事を施工する指導をまず行っております。それから工事の施工を進めてきたという状況でございまして、工事開始時より、保育園、横にさくら保育園がございまして。保育園と町道の北側、現場の北側、当初の既存の中部小学校の北側の玄関のところになりますが、ここの2か所に振動計を設置しまして、地表振動の常時監視は行っております。これは防塵、ちり関係等も一緒にはかっておりますが、比較的振動が大きかったくい工事につきましては、特定建設作業において、結果としまして振動の規制基準でありますけども75デシベル、これが規制、法律で定められてる75デシベルというところの大きさでございまして、地震に例えますと大体震度2相当に当たります。これ以下で工事を進めなさいということになります。これを十分に下回った状況で現場の方は動いてまいりました。

それから、今後菊陽中部小学校の改築事業の完了に伴いましては、工事前に建物事前調査を行ってありました隣接建物につきまして、地盤変動による損害と工事との因果関係につきまして、工事後でございまして、工事完了後、事後調査を行いまして対応してまいります。

これにつきましては、今後委託業者に発注して取り組んでいくということになりまして、その結果、工事着手前に調査をしておりまして、今度は工事後にまた事後調査を行います。そこでの差を確認して、損失補償があるのかないのか確認をしながら、もし損失を与えとるということであればその補償をしていくという形に進んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、次行きます。

運動場のかさ上げ、今されてますね。今朝私もちょっと見てまいりましたが、それと排水対策、傾斜地ですから、排水がうまくいかないとまずいと思いますし、同時に、調整池が地下になりましたですね。そのメンテナンス、この辺がどうなっているか、関連していると思いますので、一緒に状況を答えてください。

もう一回言いますよ。運動場のかさ上げ上、問題はなかったか。何か問題があるか。それから、全体の排水対策、そしてこれは当然地下調整池等にも流入がありますので、地下調整池等

もその後今度はメンテナンスをしなくちゃいけないと思うんですが、その辺がどうなっているか、一緒をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、運動場のかさ上げでございますが、こちらにつきましては、もう設計の段階から、事前から御説明しておりますとおり、既存の敷地グラウンドの高さより約80センチから1メートルをかさ上げしております。今現在は、外周の県道との敷地との境が1メートルほど段差がつきますので、外周をL型の2次製品等でメインで築造を行ったところです。

それで、今後は計画どおりに舗装を、1回御説明したかと思いますが、基礎路盤と表層を防塵処理を行った舗装、土舗装ですね、こちらの方で順次施工していくという状況で、あとグラウンドにつきましては何ら問題なく今進んでおります。ただ、8月までには梅雨という時期を今迎えてまいりますので、開発工事自体が完了しますと、十分梅雨時期等、年間降雨量に耐え得る開発の基準に達した構造物をつくりますので、排水関係も流れていくんですが、工事途中という部分では、何らか仮設方法等も1回昨年経験をしておりますが、そのあたりは十分注意しながら進めているところです。

それから、地下調整池につきましては、これも表面にはやはり2.5ヘクタール程度の敷地しか中部小学校は持っておらないという中で、調整池をつくるにオープン掘削での調整池は非常に無駄になって、地上面の有効活用ができませんもんですから、地下式にグラウンドの地下に地下式で設置したということでございまして、これも十分開発基準にも合致した形で築造しておりますが、その後のメンテナンスにつきましても、当初は幾つかの方法を考えておったんですが、やはりメンテナンスを考えた場合は、中が空洞式という形で、人が入る入り口を2か所、人孔を設けまして、そこから高圧水機等で土砂関係がたまりました場合、それで除去できるという工法で中を空洞にした形での地下調整池を今埋設して進めておりまして、今後できましても何らその辺についてのメンテナンス関係も問題がないというような状況で進めておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それから、学童保育室が校舎内の配置になりましたですね。通常、私の理解では学童保育と学校というのはちょっと別管理なので、この中に取り込んだ場合に問題が起きやせんかなという危惧も持っていますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） まず、学童クラブにつきましては、現在中部小学校にグラウンドの一番南東に2棟、学童クラブがございまして、これがやはり余り広くない中部小の敷地でございまして、その中に文科省の管轄である小学校、それから学童クラブにつきましては厚生労働省という形で、管轄が確かに違ってまいります。やはり流れとしましては、1日の授業を終え

まして、子どもたちが、1年生等は早く終わりますし、そういう中で保護者様はお仕事をされているという中で、同じ学校の子どもが同じ敷地内ということで、菊陽町の方は結構運営が多いんですが、学校と同じ敷地内に学童クラブを設けております。

そういう中で、学校が終わり次第、交通安全面、どこかに経路、町道、県道、国道がございますが、そういう部分を通らずに学校の敷地内を移動して学童クラブに通うという流れの中では、安全的には非常にいい形なのかなとは思っております。それで、今回中部小学校の設計に当たりましては、グラウンドをできるだけ広くということでございましたので、敷地も限られた面積でございますので、1階の一番東側に、学校の同じ校舎の中に取り組んだと。

一応、構造的なメンテナンスの部分でございますが、こちらにつきましては、まず電気、水道、これは別管理になりますので、学童クラブで運営していただく形になるので、おのおのの支払いという部分が、学校は学校、学童クラブは学童クラブという形で分けてまいります。そういう中でのメンテナンス等につきましても、一番そこら辺はもう中部小学校も一緒でございますけれども、同時に建物をつくっておりますので、同じような、環境のいい学童クラブが恐らくでき上がってきておるというところでございまして、今のところ何ら心配するところはないんじゃないかなと。

ただ、学校管理の部分と教育委員会で今ちょっと不安を、いつも不安を持ってるのが、教育委員会、学校校長の責任範囲、それから学童クラブの責任範囲というのを、ある程度はやはりびちっとしてあげんといかんのかなということで、どういうふうな使い分けをしていくのか、これはまた今後施設的にはうちの方がやりますけども、協議をしながら、どういうふうな管理運営を、保育園も一緒でございますけども、その辺が今後の終わってからの課題が出てくるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） いや、私は児童の立場からするならば、もう校内にあるのが安全上も指導上も一番いいんじゃないかという考え方は持ってますが、ただ見とって、先ほど出た小学校の校長先生の管轄範囲、それから学童保育クラブ、あれは結局は責任者は保護者ですね。ですから、その辺がもめやせんかなという心配を実は質問で言いましたんです。だけど、しっかり気づいていらっしゃって、その対策を打つということであれば、それはもうそれで従前にやっていたきたいと思います。

それから、プールが屋上になります。これ重ねて聞きますが、漏水等の心配はありませんか。すぐさまはないでしょうけれども、一定の年数を経過したとき、劣化してそこから漏水していく。何とも言えんかもしれませんが、今の時点で考えられてることをおっしゃってください。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのプールの関係でございますが、これも設計段階から非常

に、どういうふうな安全対策を二重に構えていこうかなということ考えてきたわけですけども、まず構造的にはいろんなタイプがございました。ただ、ステンレスであつたりとか、グラスファイバーであつたりというプールの材質がございましたが、ほとんど遜色ない、どの機種、種類であっても余り変わらないというような状況がございました、メンテナンスも含めまして。そういう中で、ただ、やはり耐用年数というのは物にはございますので、やはりプールにおきましても常に15年、20年のスタンスの中では、点検をしながらちゃんと継ぎ目等、メンテナンスをしていくと。それから配管等につきましても、やはり20年ぐらいを大体学校関係、文科省の方でも定めておりますが、大規模改修をするという部分では補助金がついてまいりますが、その辺がやはり点検しながら日々の管理をしていくと、これが一番重要かなというふうに思います。

だから、新しいうちは何も心配するところはないと思いますが、ただ漏水した場合、もし地震等ございまして、今までの日本での地震が震度7弱程度でございしますが、それにも耐えるという状況がございます。ただ、どれぐらいの地震が今後また発生するかというのは、やはりちょっと私どもにも分からない部分がございしますので、何らかあつたとしても、もし屋上のプールが壊れたと、クラックが入ったとしましても、その下にコンクリートでの屋根がございしますが、これが受け皿をつくっておりまして、そこにまた防水処理をしております。ですから、ある程度の地震等にも、もしプール自体がやられたとしても、その受け皿のコンクリートの防水処理をしたやつでもたせて、下へ排水していくという構造に今して、できるだけ万端をとりたいて、若干お金はその分は高くなっておりますが、そういう形で進めてきたというところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 耐用年数が大体15年から20年ですね。それから、震度7には耐えるように設計施工されている、二重に防水対策はしてあるということですね。

はい、それじゃあ、次行きます。

現在、工事事務所が建ってますね、もと菜園です。あれは前の質問では菜園に返すというふうな話でしたが、返りますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましても、当初から購入目的としましても、学校菜園ということで購入しておりますし、今後工事が完了しましたら現場事務所の方も撤去してまいります。その中で、今車が止めれるような土を表面には入れておりますが、これは表土の入れ替えという形で農地に戻して、学校菜園ができるような形に復旧して、使用していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 2については以上で終わります。あとは歴史が判定をするということであろうかというふうに思います。

3番目ですね。

総事業費の見込みはどうかと。既に確定した費用の提示と今後発生する費用の提示を求める。ずっとこれをしてきましたが、私今ちょっと申し上げますので、違う点があったら直してください。

まず、確定した費用、これは皆さんも中部小ももう最後の段階に来てますので、一度思い出す感じで聞いていただきたいと思います。公用地の購入、北側の公用地です。これが8,612万9,000円。それから、開発費の中で調整池の造成が1億416万円、それから東線、さくら園の東の方になりますが、東線の拡張整備で4,042万5,000円、さくら園の園庭整備が2,940万円、それから体育館のすぐ上のT字型擁壁が4,021万5,000円、それから駐車場の築造整備が2億2,890万円、それから運動場のかさ上げ舗装工事が1億500万円、大体開発費として5億4,810万円ですかね。

それから基本設計費、これは校舎の本体の方ですが711万9,000円、実施設計費が1,722万円、これに関連して工事管理費が2,086万9,275円、機械設備の管理費が1,044万7,500円、それから本体工事費、これは随分何か、後でまた触れますけれども、概算よりも随分下に落ち込んでますが20億6,437万9,010円、それから電気設備費が2億1,525万円、機械設備費4億330万6,980円、それから仮設校舎費が全部含めて2億1,946万9,038円、町有林の伐採運搬で588万2,625円、それから学童保育の解体工事費として164万8,500円です。総計しますと35億8,261万8,148円。これは今年の2月8日段階での確定費用です。

まだそのときに概算費用として残っておったものが、町民グラウンドの原状復帰費です、3,300万円概算。それから移転費用800万円、これ合わせますと、概算まで含めて、今の2つ含めて36億2,361万8,148円。恐らくまだこれ以外に多少かかるかと思いますが、それがあつたらそれをちょっと教えてください、概算で結構ですから。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいま残りの事業という形の……

（8番甲斐榮治君「今言うた以外の」の声あり）

以外で今想定しておりますのは、先に言いましたように、事業完了後の隣接建物への補償です。この関係が発生する部分は補償していきたいというふうに考えております。

それから、菊陽中学校から中部小学校へおりていく町道がございますが、ここをメインとして、北側の駐車場工事で土を運んだり材料を運んだりしております。大型車両が通っておりますので、その傷んだ道路の復旧費、これは現況を今後、完了後確認して町へ引き渡していきたいというふうに、工事をして引き渡したいと考えております。それから、スカイビレッジの目隠しフェンスに伴う費用、これが当然入ってくるかなというふうに考えております。

それから、その事後の調査の移転の委託料です、調査委託料、それから今後開発の最終段階としまして、境界ぐいを最終的には2.5ヘクタール打って確定して、今まで何筆も複合した菊陽中部小学校の土地でございますので、これを分筆、合筆してきれいに整理して登記をすると

いう登記費用、それから下水道の負担金関係も発生するかなというふうに、もう発生しておりますが、そういう状況があるという部分がございます。それから、今回補正でお願いしております、額は小そうございますが、完成のときの食糧費を若干、今回補正で上げさせていただいておるとい部分がございます。

あと、そういうことで、ちょっと総事業費と甲斐議員さん、個別にお話しいただいたんですが、若干私の方でも、全体事業費という形で簡単に御説明したいと思います。

まず、事業費の見込みでございますけども、24年度の補正予算の中で継続費を5億8,392万1,000円減額させていただいております。現在の総事業費としましては40億3,732万7,000円としているところであります。

(8番甲斐榮治君「もう一度お願いします」の声あり)

40億3,732万7,000円としております。甲斐議員さんが2月末での事業費を個別に御説明いただいたところでございますが、私が準備してまいりましたのは本年の5月末、直近でございますが、に確定した費用ということで準備しておりますので、これにつきましては36億8,281万1,000円でございます。

あと、今申しました残工事等、支払いが残っております部分等も含めまして、概算といひますか、もうこれは引き算でございますので、3億5,450万9,000円としておるところです。この部分で今後最終的に事業を完了していくというところでございます。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) それでは、大体、確定した部分もありますが、見込みとして40億円ちょっとというふうに理解をしておりますか。

そうしますと、最初といひますか45億5,700万円という概算がありましたですね、それから結果的には5億円ちょっと引込むと、こういうふうに理解しておりますか、はい。

それでは、これまた後で菊陽中学校のときにお聞きをしますが、1つは、町民の皆さんが納める税金ができるだけ安くなると、使う費用が安くなるというのは非常にいいことで、5億何千万円か引込んだのは大変いいことだというふうに思います。それなりの与えられた範囲内で努力もされたというふうには思いますが、もう一つ考え方を変えれば、やはり予算とかというのは我々は45億5,700万円で議会は口角泡を飛ばして議論をしてきたわけですから、できるだけやはり正確な資料を出してほしい、今後のことですよ。

やっぱりその出てきたものに対して私たちは是非を論じていくわけですから、できるだけやっぱり正確な費用が欲しい。下がったのはいいことです。下がったのはいいことだけれども、そういうこともひとつ申し上げておきたい。

それから、時間の関係で次に移ります。

学年によっては、もう御存じのとおり、中学校に入ってもなおまた仮設校舎と、そういう子どもたちが出てきます。そういった状況について、子どもたちや保護者の理解が得られているかどうか、簡単をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ここでは今まで取り組んだことをちょっと若干お話ししたいと思います。

まず、中部小学校のPTA総会での事業説明、それから広報きくようへの掲載、それから中部小学校でもPTA新聞を発行されております。そういう中でのPTA新聞での、より周知を図ってきております。また、菊陽中学校の方でございますが、こちらも同じくPTA総会などにより周知を図ってきております。

また、そのような状況の中で仮設校舎の不安はやはりございます。ありますけども、子どもたちや保護者の理解につきましては、理解が得られているというふうに思っております。

また必要な対策につきましては、当初計画では1棟分の仮設校舎をグラウンドと校舎の間につくって、1年目に前面の1棟目を引っ越しさせて、完成したら戻して、2年目はまた次の普通教室を引っ越しさせてという、2度計画しとったんですが、今回、中部小学校の仮設校舎が利用できるという県の方からも理解を得られましたもんですから、今現在、中部小学校の校舎を菊陽中学校用に改良して進めるということで御説明したところでございますが、このような状況の中で一遍に工事を進めれるということでスピードアップを図る、それから経費節減を図るという面で、非常にそのあたりでもできるだけ早く工事を終わらせるという面で、御理解をいただいているというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 仮設校舎についても、御存じのとおり非常に熾烈な議論がありました。しかし、今回は中学校のグラウンドに建てるというもとの計画をそれなりに考えられて、現在の既に建っておる中部小学校の仮設校舎に一部、若干手を入れて中学校のものに使うと。その結果、費用も1億円ぐらい下げることができたというふうなことで、私たちもいろいろ議論はしますが批判もします。批判もしますが、結局は、やっぱりその議論の中でよりよい政策に歩み寄っていくとか、近づいていくとか、そういうことが非常に大事じゃないかというふうに考えます。

今回のことを通じて、そのことを私自身もいろいろ反省することもありますけれども、最終的にはやはり町民の皆さんのために、そのとき合意できる点をできるだけ努力して、政策のレベルを上げるために質問もするし答弁もするという事ではないかと、余計なことかもしれませんが、そういうことを感想として持ちました。

次に、菊陽中学校の件に、その辺も踏まえながら質問したいと思います。

まずは、これは発注の件ですから非常に微妙な問題も含みますので、言えること言えないことあるかと思っておりますけれども、大方針として、例えばこちらから聞きたいのは、中部小みたいに部分発注をするのか、あるいは一括発注になるのか、県外業者、例えばスーパーゼネコンを使うのか、町内業者の活用をどうするのか、その辺について大まかな方向が出ておればお聞かせ願いたい。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、財政課の方から発注ということでございますのでお答えさせていただきます。

工事等の発注の大方針というところでございますが、これまでの町の考えと同様、基本は公正な競争と適正な施工の確保でありまして、あわせて町内業者を育成しまして地域の活性化を図るということがもう大前提でございます。

今回の工事は、菊陽中学校の耐震事業でございますけども、大別しますと、棟ごとに分けますとまず管理棟がございます。それから教室棟、それから家庭科棟、給食室、体育館、この5つぐらいに大別できるかと思えます。それをどのように発注するかということでございますが、基本はそれぞれの工事を分割してといいますか、例えば建築本体、それから電気、それから機械設備などに分けてというのを方針としております。発注は指名競争で行いたいというふうに考えております。

それから、業者のこともおっしゃられましたけども、業者につきましては、今内部で検討中でありまして、さまざまなことを、指名審査会などを通して検討していくというところでありまして、まだ最終的に詰めてはおりませんが、近々、当然詰めていかなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これについて、こちらから具体的なことは言えませんが、競争も発生しなくてはいけない。それから、できるだけ安全で安く、それから町内業者、県内業者、その辺のバランスも考えなくてはいけない。いろんな問題があると思いますが、これまでもいろんなことがありましたので、当然考えられると思いますけれども、県内業者、町内業者の活用をぜひ考えていただきたいと思います。

次、行きます。

総工費が20億3,139万3,000円、これは概算です、になっておりますが、先ほど申し上げましたように、この精度はどのようなものでしょう。もちろん不正確なものを最初から出すはずはないんですけれども、何億円も違うというのは余り正確ではないと思うんです。いかがでしょうか、その辺は、どなたか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただ1点、ちょっと前に御説明したいことがございます。

中部小学校の5億8,000万円減額ということがございましたが、これは主に設計で安くしたということでなくて、入札による請負率が下がったということで御理解いただければと思います。それを踏まえまして、今回の菊陽中学校、こちらの方の制度について御説明したいと思います。

これは設計等する場合の流れになろうかと思いますが、まず予算20億円と出しております

が、工事概算につきましては、昨年の３月時点での資料に基づき設計をしております。ちょっと細々とした話をしますが、昨年３月の労務単価、それから、これ設計する以上どうしても必要になる部分でございますが、労務単価、工事資材単価等によりまして設計書を組みます。これではじいた金額に基づいて予算計上して、お願いして認めていただいているという部分でございます。

ただ、これからが今皆さんが御理解得られるかがちょっと難しい私どもの仕事の中ではございますが、概算時と今回、本年６月との物価市場価格を比較しますと、労務単価が５月で１３％上がっております。それから６月は横ばい状態となっております。それから、工事資材の主要資材であります、生コン、これが今年の４月で１２％ほど上がっております。それから、５月以降は横ばいとなってきております。同じく主要資材の鉄筋につきましては、４月で約２％上がっております。

今後は、このあたりを含めまして、工事発注時に設計書を再度組み直します。直近の今申しましたような単価を入れて発注するという作業になります。そういうことで、今後も労務単価、資材単価の市場価格を反映させまして工事発注をいたしますので、それも一つ差の要因として出てまいります。

それから、工事発注後におきましても、物価の変動が大きい場合、これはその影響を受けまして、今まで余りありませんが、設計変更の対象という部分も規定部分を越しますと発生してまいります。今のところは考えておりませんけども、ただ今後の状況ではそういうふうに変わってくるということを御承知おきいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） 先ほど、くどいようですが、私たちも行政から出されてくる数字を、そのことを真正面から捉えて議論をするわけですので、もちろんいろいろ工夫していらっしゃるし努力していらっしゃると思いますが、できるだけ正確な数字を、今の変動の問題等も含めて示唆してもらえればというふうに思います。

最後です。

地方債、これが大きな事業の場合には必ず使われます。この西小学校もそうでしたし、それから鼻ぐり井出も恐らくそうです。それから光の森の多目的施設、それから中部小学校、そして今度の菊陽中学校、地方債が使われている。大体これまでの決算を見ますと、もう１５％超えてなかったですかね、超えてたでしょう。黄信号の１５％を超えてたという状況ですが、その辺も、いろんな事業をやる中で考えられたかどうか、その辺について伺います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

事業を推進するに当たって、公債費負担比率などに配慮したかということでございますが、これは予算作成上検討しております。平成２３年度の決算では１５．８％という数字でございましたが、平成２４年度は１６％台の後半になるかということで見込んでおります。２３年度と比較します

と1ポイントぐらい上昇するんじゃないかというところでございますが、要因としましては、平成28年度に、（仮称）菊陽町光の森複合施設の建設用地を取得した際に活用しました、公共用地先行取得等事業債の繰上償還を平成24年度に行っております。金額は1万8,700万円だったと思いますけど、この関係が影響しまして、数字的には……

（「1億8,000」の声あり）

あっ、すみません。1億8,700万円です。負担が大きく影響しまして、一時的には上昇するというふうに思います。

平成25年度以降でございますけども、我々の分析では14%台で推移するというふうに分析しているところでございますが、これはあくまでも算定の基礎となります一般財源の総額によりまして数字が増減しますもんですから、あくまでも現時点での分析ということになるのかなと思います。

いずれにしても、平成26年度末には地方債の残高が150億円を超えてくるだろうと思います。そのため、厳しい財政状況は確かに続くとは思いますが、その150億円のうち約50億円は臨時財政対策債などございまして、実際の事業に伴います地方債というのは100億円程度になるんじゃないかというふうに見込んでおるところでございますので、その点も御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以上で大体聞くべきことは全て今回については聞きましたが、先ほども申し上げましたように、なぜ一般質問をするか、なぜそれにちゃんと答えるか。その目標はあくまでも、相手をやり込めるとか、そういうことではなくて、もうお分かりと思いますが、政策をできるだけレベルを上げると、町のために寄与するというのが大目的ですので、ひとつその辺では忌憚なく意見を交わしながら、お互いに努力していきたいと、そういうことを申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時56分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成25年6月10日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成25年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成25年6月10日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 中 岡 敏 博 君  
3 番 吉 本 孝 寿 君  
5 番 渡 邊 裕 之 君  
7 番 石 原 武 義 君  
9 番 芝 和 長 君  
11番 佐 藤 竜 巳 君  
13番 川 俣 鐵 也 君  
15番 上 田 茂 政 君  
17番 梅 田 清 明 君

2 番 野 田 恭 子 君  
4 番 吉 山 哲 也 君  
6 番 坂 本 秀 則 君  
8 番 甲 斐 榮 治 君  
10番 岩 下 和 高 君  
12番 福 島 知 雄 君  
14番 加 藤 眞佐男 君  
16番 小 林 久美子 君  
18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君  
産業建設部長 松 村 孝 雄 君  
総務部審議員兼  
人権教育・啓発課長 堀 川 俊 幸 君  
総 務 課 長 吉 川 義 則 君  
財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君  
福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君  
介護保険課長 市 原 憲 吾 君  
町 民 課 長 酒 井 章 彦 君  
農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 小 野 秀 幸 君

教育委員長 曾 我 惟 雄 君  
教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君  
福祉生活部長 實 取 初 雄 君  
会計管理者兼  
会 計 課 長 渡 邊 幸 伸 君  
産業建設部審議員兼  
商工振興課長 荒 木 一 雄 君  
総合政策課長 服 部 誠 也 君  
税 務 課 長 阪 本 章 三 君  
健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君  
環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 大 川 由紀美 君  
建 設 課 長 今 村 敬 士 君  
下水道課長 士 野 公 典 君

兼佐補長  
係長  
庶務課長  
法制係  
図書館長  
生涯学習課長

中島秀樹君  
山崎謙三君  
堀行徳君

兼  
議長  
教育審議  
員  
館長  
中央公民館  
学務課長  
農業委員会事務局長

矢野陽子君  
松本洋昭君  
堀川正信君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

石原武義君。

○7番（石原武義君） おはようございます。議席番号7番石原武義です。

本日は、朝早くから議会の傍聴、本当にありがとうございます。

さて、昨今、基礎自治体である町、村、町村議会の存在意義が問われています。平たく言えば、議会は何のためにあるのか、また議会は何をしているのかといった疑念の目が向けられています。これに応えるべく、坂本委員長、吉山副委員長のもとに議会活性化特別委員会を設け、努力しているところであります。

まず、議会基本条例を策定し、開かれた議会を目指しています。開かれた議会の一環として、我々議会は、区長会、各種団体との意見交換会を行い、意見の収集を図っています。

一方で、こうした面における先進市議会、先進地方議会を訪れ、研修を重ね、21世紀における議会のありよう、あるべき姿を求め、模索しているところであります。あるべき姿の一つとして、議会は、まち全体のビジョン、構想を練り上げ、執行へ提案していくことも必要ではなかろうかと思っております。

さて、今回の一般質問は大きな4つの項目を取り上げました。

その一つ、その2は、防災への取組について、消防団の活動についてであります。私どもは、昨年7月、大災害から多くの教訓を得ました。この教訓をどう生かし、どう取り組んでいるかについてであります。

最後は、道州制への移行についてです。最近道州制の議論が高まり、安倍内閣は一步踏み出しました。この道州制が基礎自治体である町村にとってプラスになるか、マイナスになるか、これから勉強しなければならないと思ってこの項目を取り上げました。

個別的、具体的な質問については質問席から行います。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） それではまず、大きな項目の1番目、防災への取組についてに質問を行います。

まず、防災の対応には、ハード面、ソフト面、この2面から対応することが必要であろうかと思いますが、今回はソフト面を中心に上げます。

①昨年の災害を教訓として、気象情報の伝達、避難勧告指示の伝達についてどういう検証を

したのかとしています。

昨年7月の災害では、情報の伝達、避難勧告の指示等でいろいろ問題があったと記憶しております。例えば情報の伝達では、住民が消防署には連絡したが、町へは伝わらなかった、これは昨年9月の定例議会で小林議員が指摘されています。また、下津久礼では避難勧告等のタイミングが逃した等々です。

そこで、これらの教訓をもとに、なぜこういう結果になったのかについて検証されたと思いますが、そこでどういうメンバーで、例えば消防署、消防団等々であります、検証されたのかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

大雨洪水警報等が発令された場合、テレビやラジオ等でその情報が発信されますが、各自の携帯電話からの情報収集法としまして熊本県防災情報メールサービスがございます。この防災メールは、気象警報、注意報や地震、津波などの情報を発信しております。今後も、広報紙や町ホームページを通じて、町民に登録を呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、避難勧告等の避難情報の発令に当たっては、気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断しておりましたが、役場での早目の情報収集体制を整えましたので、消防団や地域との連携を深めまして、河川の水位の監視強化を行い、河川があふれるおそれがある旨の情報を含め、より適切な避難情報や避難勧告が発令できるよう、その仕組みを整えております。

なお、避難準備情報や避難勧告等が発令するに当たりましては、必要に応じて菊陽町管内の携帯電話にエリアメールを流すこととしております。

また、大雨や雷の際には防災行政無線の内容が聞き取れないという課題がありましたので、サイレンを組み合わせた情報発信とするよう準備しております。

さらに、防災行政無線の戸別受信機は、現在のところ、消防団幹部、それと嘱託員宅に設置しておりますが、今防災行政無線のデジタル化を進めておりますので、その中で白川沿線の行政区の役員宅にも追加する形で設置することとしております。

昨年の気象情報の伝達、避難勧告等、おっしゃられるとおり、若干遅目の対応となっておりますので、警察、消防、町と、そういうところで協議を進めております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） まず、情報が、消防署経由のあれがうまく伝わらなかった、その問題ですけども、その大きな原因は、もう一つ、何だったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 1つは、朝方の早い時期ということがありまして、体制的に、役場の職員、消防団で対応しておりましたけれども、人数的になかなか厳しい面もございます、朝方の早い時間ということもありまして、白川沿線、下津久礼から戸次まで、延長的には10キロ

ほどありましたけれども、下流の方からずっと上流の方まで点検をしまいでたんですけども、その間に、下流はオーケーであったけれども、ずっと上流まで見渡して、また下流でちょっとあふれてたということで、その辺で対応がちょっと遅れた次第でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。

では、②に移ります。②は、先ほどの問題点、それを検証の結果、こういう面が問題であったというふうになるかと思いますが、その検証結果を地域防災計画にどう反映されたのかとしております。

まず、この地域防災計画はどういうメンバーで作成されたのか。というのは、担当課だけで地域防災計画を作成されても、この地域防災計画書がただひとり歩きするのみでありますので、そういう懸念を持っておりますので、まずはどういうメンバーでこの、二、三日前にいただきましたけれども、地域防災計画書なるものを作成されたのか、どういうメンバーでですね。

以上、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 答えいたします。

菊陽町の地域防災計画でございますけれども、これは国、県の防災計画がございますけれども、菊陽町の防災会議を開きましたのが6月5日だったかと思っております。その前に地域防災計画をまとめるわけがございますけれども、当然県の防災計画等の見直し等もございます。それらを踏まえまして、町の担当部局、それと消防署、警察と協議しながら定めております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 先ほどの質問で、こういう点が問題であったと、今情報の伝達ですかね、下流から上流までってこうしたら、下流の方が水が大きくなってたという、そういう問題点ですね。

こういう問題点をどう地域防災計画に反映されましたか。これまでの地域防災計画を修正した面、例えばこれまではこういうふうにマニュアル化していましたが、今度はこういうふうにマニュアルを修正しました、そしてまた新たに追加した点があればあわせてお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほども述べましたが、避難勧告の発令に当たって、雨量やその後の気象予測、危険箇所等の巡視の状況から、今まで総合的に判断しておりました。

今回の教訓を受け、菊陽町防災計画書の見直しを行っております。

主な点としまして、具体的には、避難勧告等の発令に当たりまして、判断基準を明確化しております。これは、熊本県が昨年7月に豪雨で氾濫した白川中流域を水防法に基づき洪水のおそれがある場合に水防活動の目安となる水位情報を発令する水防警報河川に指定しております。これにより、本町の区間におきましては、大津町の陣内観測所、それと熊本市の吉原観測

所から白川の水位情報が提供されることとなりました。これにより、本町での避難勧告等につきましては、両観測所からの水位情報を考慮することとし、発令の判断基準を見直しております。

また、避難誘導の方法ということで、ちょっと項目を追加させていただいております。災害等、深夜の突発的な豪雨や落雷など、指定された避難所への誘導が危険な場合は、安全な場所への早目の誘導を促すものとして早目の避難ということで指定させております。このことについては、夜暗くなってからの避難は危険が伴いますので、台風の接近が予測される場合や水害による浸水、土砂崩れなど被災のおそれがある場合など、早目の避難ということで、なるべく明るいうちに早目の避難、避難所や安全な場所へ移動した方が安心であるということから追加させていただいております。

簡単には以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） それでは、質問事項の③に移ります。③は、町消防団、消防署、近隣自治体の、それから町長との情報の共有を密にする必要がある、どう取り組んできたのかとしております。若干重複する面があるかと思いますが、また改めてします。

昨年9月の定例議会で、7月の災害を教訓として、町当局、他の組織、他の機関との間で情報の伝達共有のシステムの確立が必要であり、どう取り組んでいくのかと私が昨年9月に質問しました。当時の課長の答弁は、「情報の共有、連絡体制を密にしていくという基本的な部分をきちんと整理して進めていきたいと思います」と答弁されています。

なぜ情報の共有化が防災にとって特に必要かといいますと、これは言うまでもなく、お互いの情報を共有することによってはじめて組織的、機能的、効率的に対応でき、行動することができるからです。この点において、私どもは、繰り返しますが、昨年の災害で苦い経験をしました。先ほど申しましたように、消防署経由の情報が町へは伝わらなかったということです。今後、私どもは二度とこのようなことを生じないようにしなければならないと思っています。というわけで、この質問事項を取り上げました。

まず、情報伝達がうまくいかなかったということは、連絡体制が不十分ではなかったろうかと考えられますが、この点についてもう一度、重複するかもしれませんが、もう一度整理のためお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 例年、出水期前に関係機関との防災に関する会議、巡視等を実施しております。危険箇所、重要水防箇所、洪水予報、水防警報、ホットライン等の防災に関する情報の共有を図ることで互いの顔が見える信頼関係を構築いたしまして、相互の情報共有について迅速かつ密接な連携を図るようにしております。

本年5月19日におきましては、菊池地方災害対策会議において平成25年度熊本県地域防災計画の見直しの概要説明を受けまして、あわせまして、熊本県をはじめ熊本地方气象台、陸上自

衛隊、国土交通省など関係団体との情報共有を行っております。

6月2日に、日曜日でございますけれども、菊池広域連合消防本部南消防署の指導のもと、菊陽町消防団全体規律訓練を実施し、各団員の消防技術の習得と知識の向上に努めました。また、水害の発生しやすい梅雨どきを迎えるに当たりまして、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、水防巡視による点検及び土のう等の資材の準備を行っております。

6月5日、先週なんですけれども、平成25年度の菊陽町防災会議を開催しております。昨年の熊本広域大水害を踏まえまして、避難勧告等の発令の判断基準など、菊陽町防災計画の見直しを行っております。

なお、本年度、平成25年度におきましては、白川沿線の地域を対象として、役場の情報収集、警戒、避難情報の伝達、避難所の運営などの体制、消防団や消防署、警察署などと連携、あわせまして自主防災組織との連携などについて訓練を実施したいと考えております。

町といたしましては、自主防災組織の防災訓練マニュアルの配布や説明会の開催などを通じて、地域での自主防災組織の設置を呼びかけながら、避難等の訓練をお願いしたいというふうに考えております。

また、緊急時における医療、食料などの救助物資の供給を、株式会社イズミとイオン九州株式会社の2社と協定を締結しております。あわせまして、飲料水につきましては、南九州コカ・コーラボトリング、南九州ペプシコーラボトリングの2社に緊急時対応型の飲料水自動販売機の設置のほか、緊急時には飲料水の無償提供をお願いいたすよう協定を締結いたしております。さらに、今後は町内の大型店舗との物資支援協定の締結を進めてまいりたいというふうに考えております。

大津菊陽水道企業団では、防災緊急用水袋5,000枚、それと500ミリリットルの緊急ボトル約1万本を敷地内の備蓄倉庫に保管しております。あわせまして、本町といたしましては、町の備蓄倉庫を町内で3か所程度新設を考えております。現在、菊陽町役場、三里木町民センターの2か所を設置しております。あと1か所につきましては、平成26年度の建設予定の（仮称）光の森複合施設の敷地内への整備を計画しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 飲料水等のその備えというのは重々分かりまして、私も大津菊陽水道企業団の議員ですので、その辺のところは聞いております。

それはそれなりでいいかと思えますけれども、情報の伝達はこういうふうにするんだというマニュアル化、これは立派なものが、何度も会議行われてされてるようですが、あくまでもマニュアルでありまして、いざ実際大きな災害が起きたとした場合を想定して、実際にそれを、ぱっと連絡を末端まで、例えば消防団の幹部から一番下まで、実際うまく届くかどうか、そういうところの検証も必要であるかと思えますけれども、今後そういうことに対しても何か念頭にございますか。いつかこういうことをやってみようとか、あくまでも大きな災害を想定し

での情報の伝達の訓練でございますけども。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 答弁の中でもお答えしたかと思いますが、一応今年度におきまして白川沿線を想定した防災訓練を行いたいと思っております。これにつきましては、当然役場の情報収集、警戒、避難情報の伝達、避難所の運営などの体制、それと消防団や消防署、警察署などと連携、あわせて自主防災組織との連携を図りまして訓練を実施したいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。大きな項目の防災の取組について、最後の総括的なもので今御答弁がありましたけども、重複しますけども。

9月1日は防災の日ですね。したがって、せっかくなので防災計画書、地域防災計画書、それに沿ってぜひ何か実施訓練をしていただければと思いますが、その点いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 9月1日防災の日というのは承知しとるんですけども、今から広域連携を踏まえたところの防災訓練を考えておりますので、なかなか9月1日の議会前にはちょっと厳しいかというふうに考えております。その後になろうかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） はい、分かりました。

次は、大きな項目の消防団の活動についてに移ります。

①として、消防団の活動は救命活動等で大きな力を発揮する。装備の充実も必要である。提案した命の笛、おんぶひもの装備についてどう取り組んだかとしております。

昨年9月の定例議会において、消防団の装備の充実を取り上げ質問しました。装備の中で、特におんぶひも、命の笛を消防団に配置したらどうかと提案しました。当時の総務課長はこう答弁されました。「おんぶひも、命の笛は、救助あるいは搜索活動に必要な装備であろうかと思っておりますけど、これらのものにつきましては、今後も消防団幹部と協議していきまし、また予算の範囲等もございますし、それらの点を考慮しながら、必要な部品等を計画的に整備していくよう今後とも進めたいと思っております」ということでした。

というわけで、今回も質問として取り上げました。一挙にとは、予算の関連上難しいことは重々承知しております。計画的に、段階的にできないかと思って、今回も取り上げました。その後、この装備の配備について消防団幹部の方たちと協議されたかどうかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問の命の笛、おんぶひもの装備につきましては、昨年確かに9月の一般質問で石原議員されてるかと思いますが、その後、菊陽町消防団の副分団長以上会議という場がございます。これは月1回開催されておりますけれども、そこで検討していただいております。

熊本広域大水害の後ということで、やはり消防団幹部の皆様も命の笛、おんぶひもの必要性は感じておられました。ただし、7月12日の水害のときに、そのときに、水害時における団員用のかっぱ、災害安全用の手袋、そういうのがなかったということで、こちらの方を早急に対応してくれないかということで、今年度としましてはそちらの方に対応いたしております。

今後、予算面も考慮したいと思っておりますけれども、必要な備品等を計画的に整備していくよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 当然ながら、何事に対しても優先順位というのがございますから、それはそれでいいかと思えますし、この命の笛、おんぶひもをぜひ配備するよう、段階的に計画、一挙にとは別に、難しいかと思えます、その予算関係上。段階的に、計画的にこういうふうにして配備していくんだ、最初は幹部から、それからそれに準ずる幹部、そして末端までと、そういうふうにしていかれたらいいかと思えます。何も今日、来年の予算で全部予算をとって、それで装備してくれと言うてゐるわけでもございませんので、ぜひそういう、何ていうのかな、必要な装備については、順次段階的に、一步一步ぜひ進めていただきたいと思います。思っております。

次は2番目、大きな災害では近隣自治体との広域相互応援態勢の確立が必要である、どう考えるかとしております。これはもう部分的には行われてゐると思えます。例えば火災では、ほかの自治体の消防車が何台もあちこちから来ているという、これはよく前から目にするところがあります。

そこで、現状の広域応援体制は現状はどうなっているのか。概略で結構ですから、御説明できればと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 答えいたします。

阪神・淡路大震災を受けまして、災害対策基本法の中で地方公共団体の相互の協力に関する規定や地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する規定が設けられ、これまで相互応援に関する協定の締結が進められております。一昨年の東日本大震災においても、これらの協定等に基づく相互応援が積極的になされております。

本町におきましても、大規模災害発生時には単一の防災関係機関のみでは応急対策の活動に支障を来すおそれがあることから、平常時から各関係機関と十分に協議して応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図ることとしております。

具体的には、関係機関への要請については、せんだっても菊陽町の防災会議がありましたけれども、1つは自衛隊の災害派遣要請でございます。自衛隊の災害派遣要請は、自衛隊法83条に基づき災害派遣要請者が行うというふうになっておりますけれども、菊陽町であった場合も、一応菊陽町が要請するんじゃないくて、熊本県知事を通じて要請を行うというふうにしております。

2点目が、熊本県市町村災害相互応援に関する協定に基づく応援要請でございます。これ

は、県が、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独で十分な応急の復旧体制ができない場合に協定に基づき応援を行うというふうになっております。昨年の熊本広域大洪水のときに、阿蘇市が悲惨な状態でございましたので、それに基づき、熊本県を通じて阿蘇市から応援要請がなされております。

それと、先ほど議員もおっしゃられたとおり、熊本県市町村の消防相互応援でございます。各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うということで、応援要請は熊本県市町村消防相互応援協定及び救急救助活動に関する消防相互応援協定に基づいて行うというふうになってます。

以上の3点が主なものかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 他自治体、他機関とのいろんな取り決め、いろいろあるということ、今御説明いただきまして、こういう体制ではなかろうか、これならばと思っています。当然ながら菊陽町自身自治体ではなかなか大きな災害にしては到底手も足も出ないというふうになってきますので、こういうところに力を入れて、周囲の自治体全員で災害に当たっていければと思います。そういうわけで、この項目を取り上げました。

これで消防団の活動については終わります。

もうちょっとありました。これは3番目ですね。大きな災害として地震が予想される。消防団の活動の一つとして家具固定指導を協力してもらえないかとしております。

最近の日本列島は巨大地震に次から次に見舞われています。阪神・淡路大震災、そして東日本大震災、これはまだ被害の渦中にありますが、今度は南海トラフ地震が予想されております。その地震の予想ですけども、南海トラフというのは、トラフ地震ですか、これはマグニチュード8以上が起こる可能性は30年以内で60%から70%と政府の地震調査委員会は公表しています。これは5月24日のことですね。10年以内が20%程度、20年以内が40ないし50%と算出されています。

南海トラフは、御承知のように、東海沖から九州の日向灘まで伸びています。熊本市がすぐ近くですね。そういうわけで、地震というものが、これは来るんじゃないかなということは私どもはもう覚悟しておかなければなりません。

そこで、一人一人が、そして各家庭がすぐにできる防災対策としては、家具の固定、これが一番まず手っ取り早くできるんじゃないかと思います。特段の技術の習得も必要でなく、誰かがちょっと指導すれば、全家庭のたんすが、洋服たんすあたりが倒れないようにはなるんじゃないかと思います。

そこで、大変お忙しい中、日ごろお忙しい中、消防団の方にこういうことを指導協力してもらえないかと思って取り上げました。いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） お答えいたします。

消防団員は、我が町を災害から守るという使命感のもと、地域の防災リーダーとして、平常時、非常時を問わず地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っております。

町としましては、自らの身は自らが守るという防災の基本に基づき、住民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及徹底を図っているところでございます。

具体的には、災害に関する一般知識ということで、気象予報等の種別と対策、災害の特性と過去の被害事例、災害予防の心得、平常時の心得ということで日ごろから準備というのをお願いしているかと思っております。例えば非常用食料、水の準備、2日から3日分は蓄えていただくなど、家族による避難先、避難方法の確認、屋内の整理点検、特に屋内、先ほど質問にあったかと思いますが、家具転倒防止等ということで、屋内の点検、住宅の点検、ブロック塀、住宅の耐震、そういうのをお願いしているところでございます。

また、町内の全家庭には防災ハザードマップを配布しているかと思っております。その中に、地震、火災、風水害など、いざというときの備えるよう周知を図り、特に家具転倒防止対策も記載しております。

地域におきましては、自治会、自主防災組織を中心に、日ごろより身の回りの安全点検を行っていただくとともに、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが住民の生命・身体・財産を守るという重要な力となりますので、御質問の家具固定指導につきましては、消防団活動というよりも地域での活動として取り組んでいただきたいというふうに考えております。

地域で防災訓練等、自主防災組織、防災訓練等を行います場合は消防団も協力したいということには言っておりました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 分かりました。いずれにしても、各家庭、各一人一人ができるように、どういう形といたしますか、団体、消防団とか、どういうところからでもその協力はしていただいで、そして全員が簡単な家具の固定装置ができるようにしていただければと思います。それがまず防災の第一歩、特に、巨大な地震の場合は家そのものが崩壊しますから何にもなりません、少々の、マグニチュード5ぐらいの倒れるか倒れないかという、そういう面においては非常に役立つんじゃないかと思っておりますので、ぜひその方向に沿って指導等なりをしていただければと思います。

これで消防団活動については終わります。

次は大きな項目の第3番、し尿処理跡地の利用計画についてに移ります。

これは、平成19年、利用の仕方について地元の方と話し合われていますが、その後結論は出たかとしております。

し尿処理跡地の利用計画については、23年9月議会で坂本議員の質問に答えて、また当時の

総合政策課長は、平成19年に地元の役員の方と話し合ったが、結論に至ってない、今後市民の全体的なニーズを把握しながら跡地の利用を検討したい、これは平成19年ですね、と答弁されています。

そこで、その後地元の方と検討されたかどうか、そしてその結果、結論は出たのかどうかについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま言われましたように、議員も御承知のとおり、昨年7月12日の九州北部豪雨でし尿処理場跡地一帯は大きな被害を受けております。このため、現在菊陽町内の白川では、熊本県施行による改修工事、石や砂の掘削工事が施工されております。これらの工事に伴い、跡地用地の一部を現場事務所や資機材置き場、白川への進入路の用地として施工業者の1社に8月末まで貸し付けております。

これとあわせまして、熊本県の熊本土木事務所及び菊池地域振興局から、3年から5年かけて白川の改修工事を行う計画で、これらの工事に伴い発生する石の仮置き場として貸してほしいと、期間は工事が完了するまでの5年間お願いしたいとの要請がっております。

町としましては、これまで要望してきた白川の改修であり、工事を施行する熊本県に協力することは当然であることから、正式に要請があれば、期間は最長で5年と長くなりますけれども、跡地用地を貸し付け、側面から工事に協力していきたいと思っております。このため、跡地用地は工事が完了するまでは使用できなくなりますが、用地の一部は災害時のごみの仮置き場として確保しておく考えであります。

なお、御質問の跡地用地の利用計画についてですけれども、大雨時には冠水するという実情も踏まえれば、どのようなことで活用していくか、非常に難しい面もあり、さまざまな角度から有効利用を検討していきたいと考えておりますが、結論までには至っていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 県の方にいろいろ、河川工事の修理やら工事等されていますから、いろんな資材の置き場、それから出てきました石とかそういうのを置く、したがってこれは県に協力するという形で貸すと、それはもっともなことだと思います。

5年後は、今度は返ってくるんでしょうから、その5年後はどういうふうにしたらいいのかなというぐらいの検討をこれから始めて、する必要があるんじゃないかと思えますけども。もっとも、平成19年に話し合われてまして、これが今平成25年ですか、24年いっぱいとして、もう何年かたっておりますよね。その間、ただ放置していただけないというのが、どうもこれはそれでいいのかな、無策じゃないのかなと思えますけども、それは過去のことですから、今後5年後に備えてどういうふうにして活用するかという面がスケジュールに上がってくるかと思ひ

ますけども、これから検討を重ねといいますか、具体化するために、当然何かいろんな、あらゆる方面の方と知恵を絞り合うとか、そういうことが必要になってくるんじゃないかと思います。

それはそれとして、そうならば、5年後ですよ、5年以内は何も手がつけれないでしょうから、桜の名所とかもみじの名所とか、菊陽町は田園都市性を高らかにうたっておりますので、また高らかにうたっている割にはそのもみじの名所、桜の名所がほとんどありませんので、そういうふうにして、憩いの場、公園として活用されたらどうかなと思います。苗木を植えるんですし、そんな費用もかからないと思いますけども。そして、あの辺一体は何かの名所、憩いの場ですかね、憩いの公園でもよろしいでしょうけども、そういうふうな発想もあるんじゃないかと思いますけども、個人的にはどうお考えですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） お答えいたします。

今申し上げたとおり、利用計画の結論づけがなされていない状況でございます。ただいま御提案をいただきました内容は今後の参考とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ぜひそういうふうに、何もしなくてほったらかしておく、放置しておくというのが一番無駄にして無策じゃなかろうかと思いますので、そういうことがないよう、5年後、返ってきたらすぐ取りかかれるようにでも今から準備していく必要があるんじゃないかと思います。

それでは、最後の道州制への移行について移ります。

日本の高度成長も終わりを告げ、長引く不況のもとに、日本社会は活力を失いました。そういった中で、現行の都道府県制度の弊害が指摘され始めました。それと呼応するかのように、道州制への移行したらどうかという論議が出始めました。そこには、戦後一貫して流れる地方分権、地域主権という考え方があります。

具体的には、外交、防衛、社会保障といった主要な部分を国が担い、またあとはそれぞれの地域、これ道州ですね、その道州が行うという考え方です。道州制の考え方ですね。

そういった議論の高まりのもとに、安倍内閣は、その実現に向けて第一歩を踏み出したところであります。そのスケジュールはと申しますと、今国会か秋の臨時国会で道州制推進基本法なるものを成立させ、26年4月1日施行となっています。この基本法に基づき、道州制国民会議を設立する。そして、ここで3年間議論する。その後2年間かけて法整備を行う、関連した法が約1,000文あるそうです。こういう経緯をたどり、最も早く進んだ場合、およそ約5年後実現というスケジュールです。

そこで、この道州制が基礎自治体であるこの町村にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、あるいはどういう仕組みであればプラスになるのか、私ども議会、そして執行部、こ

の問題に真剣に取り組まなければならないと思っております。という思いでこの質問事項を取り上げました。

そこで、①として、行政の効率化に必要なか、どう判断しているかとしております。道州制については、まだおぼろげな姿しか分かっていません。今の段階でこういった質問をするのはいささか乱暴じゃないかと承知していますが、町長が思うところがあれば述べてくださいという意味で質問を取り上げました。

例えば、大まかに言えば、学校一つ建て替えるにしても、許認可を求めて、町は県に持っていく、県はそれを国に持っていく、今度は国は県へ通知、県は町へ通知するといったような、大まかに言えば図式があらゆることに成り立ってるかと思います。そこでは、いろいろと、法律を盾に干渉があり、スピーディーに物事が運ばないというのが現状だと思います。したがって、大変効率が悪いと考えられなくもありません。

というわけで、行政の効率化という観点から、どういうわけで、どういったところが改善されれば道州制はプラスになり、逆に改善されなければ道州制は必要でないということになります。どういったところがありましたら答弁をお願いいたします。

おぼろげな姿しか分かってないところにこんな質問も、具体的にこうこうだと言える段階ではないと思いますけども、思い当たるところがあれば、こういうところが改善できたら、行政の効率化という面からすればこれは効率化になるという、思い当たるところで結構です、大まかで結構です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 石原議員のこの道州制への移行についてという中での行政の効率化に必要なかどうか、どう判断しているかという御質問でありますけども、まずこの道州制でありますけども、今基本法案が、石原議員が言われたとおり、進んでおりますけれども、この自民党の道州制基本法案によりますと、道州制の基本的な枠組みというのは、いわゆる都道府県を廃止して、かわりに道と州、そして市町村の区域を基礎として基礎自治体を設置するということであります。現在は、国があつて、都道府県があつて、市町村ということで、基本的にはこの3層制になっておるものを2層制に変えるというようなことであります。

そして、その基礎自治体は、従来の市町村の事務及び県から承継した事務を処理することになります。県がなくなりますので、その分が基礎自治体の方におりてくるということでもあります。

そして、権限の配分につきましては、国の役割は極力限定されまして、内政にかかわる事務権限は道州へ移行され、都道府県の事務事業は、今言いましたように基礎自治体の方に移行されることになるわけであります。そして、税財政につきましては、どの税源を道州、基礎自治体に割り振るか、財政調整制度をどう仕組むのか、既存の国債の扱いなど、具体的な制度設計というのは、この基本法を成立させた後に、内閣府の中に置かれる道州制国民会議の中での、その国民会議の方にその議論を委ねてあるというのが内容かと思えます。

そして、この基礎自治体でありますけども、現在ある市町村というのはもう全てなくなりまして、その基礎自治体になるわけですが、その人口規模というのが、人口30万以上の中核市または人口20万以上の特例市というものをイメージされているようであります。

そういうことになりますと、県内の市町村の中で人口20万、30万以上というのは、熊本市が人口70万ですので、熊本市はそのまま基礎自治体として残るかと思えますけども、八代市で今12万9,000ですね、人口が。そういうところを見ますと、県の総人口が180万でありますので、それを差し引きますと、人口30万規模であれば、3.5ですから3つか4つの基礎自治体に変わる、20万のその特例市ということになりますと、大体5団体ぐらいになるということですね。

そういうことで、非常にこの道州制というのは、小規模の町村の存亡にかかわるということで、言われておりますけども、今全国の町村会もそうでありますけども、熊本県の町村会もそうであります。そして、先般、九州地区の町村会の中でもこの反対の決議をやったところであります。

そういうような意味で、道州制へ移行することでの行政の効率化、現段階では、議員が言われますように、その具体的な制度設計ができ上がって国の方でおりませんので、その道州制の国民会議の中で議論を委ねてあるというような状況でありますので、現段階ではなかなか判断しづらい。私が思うところでは、今の県がなくなってしまうわけですので、もちろん菊陽町も人口やがて4万になろうとしておりますけども、20万、30万になりますと、さらに市町村合併が進まないと、もう合併する形にならざるを得んと思うんですけども。

そういうな状況ということでありまして、議会の方でも活性化、取り組んでおられますので、ぜひこの道州制関係についてはうちの議会の中でも皆さん方で議論していただきたいな、そういう思いがあります。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 先ほど言われましたよね、基本的な制度設計も分からないのに、とりあえずそういうことしか述べられないかと思えます。

要は、県もなくなり、この菊陽町もなくなり、名称は変わるでしょうけども、そういった大変な事態が、早くいって5年後にはそういうふうになるんじゃないか、そんな簡単にはいかないと思えますけども。私どもは、そういう場合になった場合、どういう面に対して、やっぱり心構えは必要かと思えます。それが今住んでるこの私たちにとって本当に生活がプラスになるのか、この地域、10万都市か何かになりまして、道庁はどこにあるか分かりませんが、その道庁がこの菊陽町周辺にちゃんと目を配ってもらえるかどうか、ましてやその新しい町になった菊陽町に対して目が行き届くかどうか、そういうところは大変不安なところがございます。

そういうわけで、これからは議会も執行部もこの道州制への移行というのがもう具体的な問題になってる、スケジュールになってるということをお互い認識して、これ勉強していかなければと思います。

この3番目、もうここになっておりますけども、今もう大まかなところ言われましたので、

特別に、これ全国市町村で書いてありますけど、町村会は反対してると。

1点だけ、こういうところがあるから一番反対だと、何か1点あれば。この前町長も6月5日出席されておりますので、何か1点心当たりがありましたら。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましては、道州制に反対ということで、熊日新聞の方にも、今県の町村会長、嘉島の荒木町長がされておりますけども、そこで我々の意見としても取りまとめたところでこの取材に応じられておりますので、その内容から申し上げたいと思いますけども、この基本法案というのは、導入を前提に、具体的な制度づくりを期限を切って政府に義務づけており、極めて問題だと捉えております。今言われましたように、基本法案をつくって、この諮問会議の方に3年以内に、かなりの事務があると思いますが、そこを諮問して、3年以内に答申を受けて、政府は答申から2年を目途にこの道州制の移行に必要な法の整備をするということになっておりますけども、道州制になれば何でもよくなるような変革期待のイメージが先行しているというふうに町村会では見ております。現在の都道府県制度のどこに問題があるかも含めまして、国民的な議論が起きていない中での提案というのは許されないということで反対しているところであります。

町村会が反対する理由というのについて申しますと、道州制と地方分権改革は、似ているようで違うんだということですね。住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体に移すがということで、県の事務がその基礎自治体に移ってくるということでありますので、事務を担えない小規模の自治体は再編が迫られるということで、さっき言いましたように、現在でも人口20万を超える市は全国に100ぐらいしかないということであります。基礎自治体は中核市や特例市をイメージしてありますので、県内でも再編対象にならないのは、熊本市だけがそのままで、あとは全部対象になるということであります。

そしてまた、税源が豊かで社会基盤も整って大都市圏の方にさらに銭が集中しないか。この前町村会で勉強がありまして、東大の元名誉教授の大森先生の方からは、いわゆる地方交付税制度もいずれはなくすということでありますので、そうすると、その道州の中でいわゆる税収を稼げるところとできないところが出る。そうなった場合に、いわゆる連邦制の国のような仕組みになるんじゃないかということで、そういうところもはっきりまだしてませんけども、そういう懸念があるということであります。

そういうところで、非常に、特に自治体の中で、我が町の中でも、これから先の地域コミュニティをいろいろ御質問いただいたところでありますけども、そういったものも20万か30万ぐらいの中に入り込んでしまうということでありますので非常に、そして州都がどこかにできるかと思っておりますけども、今までは県に行けばよかったのが、どこにできるかによって、非常にそういう遠いところになるし、20万、30万の市になれば、周辺部というのが非常にさらに行政の目が届かなくなるんじゃないか、そういう懸念があります。

そして、特に平成の大合併で、いろいろこの合併に対する、よかったかどうかという検証も

まだできていないということで、特に周辺部になったところは非常に影響を受けるという話を聞くわけでありますけれども、それより以上の、合併をしないといわゆる基礎自治体にはなれないという前提がありますので、そんなところが大きな問題だなというふうに思っているところであります。

もちろん見直すべき、この市町村、国、県の中でのありますけれども、そういったことが大きいということで、そういう議論が進む中で基本法案ができ上がればいいんですけど、法案だけ、この道州制の基本法ができ上がりますと、もうそれによって進んで行くという形になるかと思しますので、その事前に十分、我々もしっかり勉強しながら取り組んでいかなきゃならないと思っておりますけれども、議会の、うちのこの菊陽町議会の中でも、この道州制というのは将来の菊陽町の存亡にかかわる大きな課題ということでぜひ取り組んでいただきたいと思いますところがあります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） はい、分かりました。

これをもちまして議席番号7番石原武義、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 皆さんこんにちは。

一般質問をですね、このごろは少し質問をする項目というのがなかなか日々の活動において思い浮かびませんでしたので、2度ほど休憩をさせていただきましたが、今回一般質問をしますが、この今回一般質問をする件については、今の菊陽町の置かれている、非常に誰から見てもうらやましがられるような恵まれた菊陽町という菊陽町の影の部分、影の部分と言ったらちょっと住民の方に失礼になるかもしれませんが、そういうところに光を当てて一般質問をしたいと思っております。

一般質問をする前に、ちょっとこれとは関係ありませんけど、非常に感慨深い記事が土曜日の読者の広場に出てます。「農協こそ出番、真価問われる」、吉田照83歳、これは元JA菊池の農協長さんです。この方が投稿されとる内容をちょっと読みますので、しっかり考えていただきたいと思います。

「政府・自民党が検討している成長戦略で、農家の所得倍増を10年間で実現する構想があるが、私は、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉や参議院選対策のように思えてならない。まだ具体化されていないが、果たして実現可能だろうか。本物は国境を越えるなどといって、輸出や6次産業化で対応できるだろうか。安倍首相の美しいふるさとを守る決意も表明されているが、そのふるさとは、概して山間・中山間地の条件不利地域で、限界集落化しつつあります。経済の論理では守られないと思う村を愛する人々の連帯ときずな、農の魂は、その現場にいないと分らないと思う。昔から」、ここが大事ですよ、「「農村は民族の苗代である」と言われてきたが、今村と農業が歴史的岐路に立たされているとき、方向づけをする政治家に国の運命を左右する未曾有の重責がかかっている。歴史に「もしも」はない。もしもＴＰＰ交渉で聖域が守れない、所得倍増もできないとなれば、安倍首相だけの責任では済まない。農協の出番は、今を置いてほかにない。農業・農村を守る最後のとりでの組織であり、政治連盟もある。過去の農協運動の歴史の中で、前後にない真価を問われる問題である」と。

私は農家でありませんので、客観的に昔から非常に疑問に思っていました。株主である組合員である農家が非常に疲弊してしまっているのに、農協組織そのものは強固な組織になっておると、株主が食えないのに雇われ人が十分食えと、こういう組織はおかしいんじゃないかと、これは農協さんに怒られるかもしれませんが、私はいつもそう思っていました。戦後、自民党が示してきた農政の欠陥というか、私は欠陥と思います。やはりやるべきことがあったのじゃないかという思いを個人的にはしております。

一応これを踏まえて、今日はこの通告した項目について質問をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今回、質問項目として町の均衡ある発展、地域間格差の是正について、特に対象地域、菊陽南小学校区ということでしてます。一応質問の趣旨を今から申し上げます。

この質問は、前回3月議会で同僚の吉本議員からも質問があったことですが、本町として非常に懸案事項であり、地区にとっては大きな問題であることから、あえて質問をします。

本町は、町全域が平たんな地形で、面積的に37.57平方キロ、昨日町長が教えてくれましたけど、東西11キロ、南北9キロという非常にまとまった平たん地です。そこに、空港、高速インターチェンジを控え、国道57号、443号などの東西南北の道路網、あるいはＪＲの駅が3つもあります。バス路線も複数あります。交通の便にも非常に恵まれています。通勤通学など、買い物など、日常生活圏として考えても、政令指定都市である県都熊本市の中心部までおおむね15キロの距離であり、電車で20分、車、バスで30分程度で移動できる非常に恵まれた位置にあります。その結果、近年ソニー、富士フイルムなどの世界的な企業工場も進出し、またゆめタウン光の森、イオン菊陽店などの商業施設もあります。また、近くに県の運動公園、町内のさんさん公園、温泉施設、図書館など文化施設も充実しています。しかしながら、非常に充実していないのがスポーツ施設です。ちょっとこれは加えます、あとの質問と関連がありま

すので。さらに、3か所の大規模な土地区画整理事業の施行により、役場周辺及び光の森住宅団地などの宅地開発も進み、県内の他の自治体にも例を見ない、財政力が豊かな、今後もさらにやりようによっては発展し続ける町として広く注目を浴びています。

このように、本町ではさまざまな好条件に恵まれて、税収も増え、人口も増え、4万人近い人口を抱える町にまで発展してきました。

しかしながら、皆さんいかがでしょうか。町全体が、各地域が本当に等しく均衡に発展していると言えるでしょうか。1955年、昭和30年に菊池郡の津田村、原水村、上益城郡の白水村が合併して菊陽村が誕生しました。それから14年後、町制施行となり、その2年後に、熊本市の都市化の影響で本町も都市計画法が適用され、市街化区域と市街化調整区域という線引きがなされました。当時、40年前の人口が約1万、今では4万人目前でありまして、この40年間に4倍となっております。

ところで、この人口増加、発展を南小校区、白水地区に置きかえてみますと、全く当てはまらない状況です。私の生まれは中国ですけど、一応育ったところは原水の鉄砲小路というところで、北小校区ですが、私の時代で、南小学校の児童は約200人ぐらいいたと思います。しかし、現在は六十数名です。余りの児童の減少に、このままでいけば南小学校は、複式学級とか、ほかと合併をされとか、そういう漠然とした危機感を地元の人たちは持っているのではないのでしょうか。この小学校の問題に象徴される過疎化、高齢化の問題が顕著な白水地区の町の認識と活性化振興策の具体策についてお尋ねするということで質問項目を設けました。

まず1番、この白水地区の人口の減少、高齢化の現状の説明をお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

南小校区の平成2年と平成25年の世帯数、人口を申し上げますと、世帯数は560世帯から744世帯に増加していますが、人口は2,121人から1,850人に減少しております。

一方で、65歳以上の高齢者数を見ますと、421人から616人に増加しており、高齢化率が19.8%から33.3%に上昇しております。

人口の減少と相反して世帯数が増加していますのは、単身世帯の増や核家族化による世帯人口の減少などによる影響と思われます。

ほかの5つの小学校区と比較しますと、この23年間で人口が減少したのは南小校区のみとなっております。

次に、平成25年の高齢化率を見ますと、南小校区33.3%、北小校区25.2%、武蔵ヶ丘北小校区19.1%、中部小校区16.0%、西小校区14.0%、武蔵ヶ丘小校区11.8%と続き、町全体の平均17.1%を上回っていますのが南小、北小、武蔵ヶ丘北小校区の3校区であります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今総合政策課長から説明を受けましたあのとおりです。

個別にちょっと申し上げますと、井口、この10年間でマイナス42名、辛川、マイ55、道明マ

イ31、曲手だけがが増えて39、馬場楠マイ3、戸次マイ25、合計で117名。この117名の減少というのは、小さな自治体が1つなくなったと同じですよ。一応それを認識をしていただきたいと思います。

それから、2番に移ります。

人口の増減の象徴として、南小学校の児童数の過去の推移及び将来の見込み等について学務課長説明をお願いします。

それから、いいですか、議長、ほとんどの課長さんに指名を行いますので、眠らんようにしとってくださいね。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、菊陽南小学校の児童数、過去の推移を説明いたします。

いずれも各年度の5月1日付での数値ということでお願いいたします。

まず、平成2年度の南小学校児童数ですが、154人でした。平成7年度144人、それから平成12年度106人、平成17年度84人、平成22年度64人で、現在の平成25年が69人と推移してきております。

また次に、将来の見込みについて説明をいたします。

これは住民基本台帳をもとに将来を見込んだ数値ということでお願いいたします。

平成26年度、来年度でございますけども、64人、それから平成27年度73人、平成28年度67人、平成29年度64人、平成30年度63人、平成31年度61人というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今学務課長の報告がありました。この実態について、教育委員長に感想をお願いします。現状の小学校をどう思われとるとか。地元の住人の一人でもございますので、ちょっと感想をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 教育委員長。

○教育委員長（曾我惟雄君） 感想等というようなことでございますから、お答えさせていただきたいと思っております。

南校区の住民の方は、小学校の児童が暫時減少しておるといようなことは御案内のとおりでございます。私も聞くとお尋ねという形になるわけでございますけども、今後、大体どがんかとどうするかというふうな、本当に不安の念を持っておられる地域の方が大多数おられるというふうなことは事実でございます。

そのような中で、私の立場と地域住民との、私の重複する面もあるかと思いますけども、せっかくの機会をいただきましたものですから、時間お許しいただければちょっとお話しさせていただくならばと思っております。

実は、御案内のとおり、昔は本当に各集落が農業を主体とする経営のございまして、大多数

が農業でございまして、それはやはり家長がおられて、その長男あるいは次男が必ず農業を後継すると、そしてその子どもたちが、3世代、どうか分かりませんが、3世代にわたってその家族構成をしていたというふうなことがずっとあったわけでございますけども、いわゆる経済の変化と申しますか、いろいろな変化によりまして、いわゆるそのように少子化でもありますし、いわゆる仕事の面で外に居を構えるというふうなこと、あるいはいわゆる先ほど先生言われましたように、都市計画が線引きされまして、非常にいろんないわゆる開発の規制がなされたというふうなこともございまして、なかなかその地域にやっぱり人が定住しないというような幾つかの要素がありまして、子どもたちは宝とっておりますけども、やっぱり現状のこのような形になっておるというふうなことをまず私たちは認識をいたしてるところでございます。

あと、今後のどうのこうのは分かりませんが、すいません、時間の都合で。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 教育委員長さんという立場と、道明にお住まいですから、地域住民の立場と、非常に遠慮された言い方をされました。確かに線引きをされた昭和46年時点では、白水地区は市街化調整区域ということで、宅地化させない、農業振興地域ということで、農業として十分その力を注いでやっていくという地域であったと思います。

しかしながら、この40年後の今の現状を見た場合、全体的に菊陽町がこれだけ、人口の絶対量も熊本一だ、伸び率は全国3位だと言いながら、一地域、菊陽北小学校区もある程度似た傾向がありますけど、南小学校よりもまだましです。そういう、やっぱり菊陽町として本当にこれでいいのかと。線引きがあるから家を建てられないと。ただその法律そのものだけでガードされて、地域住民、それこそ本当に小学生も1年から6年まで66人しかいない、一番多い西小学校なんかというのは785人おるんですよ、785人。

やはり、確かに市街化調整区域ということで、まちづくりができないということで、極端な例が、今熊本市に合併をしましたけど、富合町、これはほとんどが調整区域でした。ですから、熊本都市圏にありましたけども、一時期熊本都市圏から離れて、宇土都市圏に、向こうにくっついた経緯があります。しかし、宇土にくっついて同じような状況で、また熊本市に合併されましたけど。しかしながら、やはりその人為的につくった法律ですね。それで、この市街化調整区域というのはもうどこも廃れてきた。だから、それを何とかしなければいかんということで、この関係何課、町村課で市街化調整区域の活性化を図るために集落内開発制度地区計画というのがやっとできた。この制度で、今旧西合志町、合志町合併して合志市ですけど、合志市の人口増を見てください。宅地戸数を。これは全て地区計画です。旧西合志町の隣からもう調整区域でしたから、家が建てられませんでした。しかしながら、今の自衛隊の練習場、あれから南、それはすばらしい地区計画での住宅団地造成ですよ。何も人口が増えればいいというわけじゃないんですよ。特に極端にこの南小学校が存亡の危機に立っとなるような状況の中で、何とかそこらあたりの工夫はできないのかということで、都市計画課長、はい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） ただいまの質問でありますけれども、議員が申されましたとおり、合志市におきましては、住居系の都市計画であります地区計画を張って、人口が伸びているという現状はあります。本町におきまして問題視されております菊陽南小学校区の地域間格差の件でございますけれども、私たちも、住居系の地区計画を張るために、どのような地区が適地であるかどうか、そのことを検討してまいりまして、実は南小学校の付近に地区計画を張りたいと思っているところがございましたけれども、県の農政畑と協議を行った結果、その地域は優良農地でありますので、実は農振区域の農用地区域ということで、10ヘクタール以上の大型機械を使用できる優良農地ということで地区計画は認められないとはっきり申された経緯がございます。その関係でその計画は断念せざるを得なかったんですけれども、今後においても、効果があると思われる地区計画については、適地関係を精査し、今後も検討すべきことと考えているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） ついでにもう一つ、それに関連して都市計画課長にお聞きしたいんですけど、具体的にね。今南小学校があって保育園がありますね。あの国体道路から東側、個人の農家の分家ということで何軒か家が建つとありますが、あそこらあたり含めて、白地の、もちろん農振区域でもいいですよ、その白地の農振区域で、それなりに町として地区計画指定ができるような場所はないですか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 質問にお答えします。

白地の農振区域ということで、白地については地区計画が張れる可能性がある唯一の場所ですけれども、南小校区におきましては、その農振の白地、その区域というのはもうほとんど集落内開発制度の区域がかぶっているところであります。したがって、地区計画を張らなくても十分に開発ができるということでありまして、地区計画はもう張る必要はないというふうな認識ではありますけれども、確かに、あと白地といっても、集落内開発制度区域以外の白地も多少はあります。その箇所についても十分これから検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） これは町長にお聞きしますが、この件について。検討すると、今まで40年間こういう状況で来たわけですよ。これだけの格差ができとる、これを検討するて、例えばあそこに家が建てられる、若い人、若い夫婦が住み出したと、結婚して子どもを産み、小学校に行く、10年かかりますよ、10年。そうすると、10年間ずっと減らして放しの状況でこの町を見とるわけですか。

まちづくりという、町ということを考えれば、やっぱり等しく同じあれを享受せにやいかんという思いがありますが、ただ都市計画という制限のもとで、やっぱり生身の人間を殺してしまっただけのかと。町長お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この、いわゆる南地区の方でそういったものができないかということでもありますけども、議員も御存じのとおり、この、いわゆるいろんな土地の開発につきましては、都市計画法、そしていわゆる農地法、農振法という3つの法律が非常に、何かやる場合に、その法律をクリアしないとできないというのは現状であります。

そして、この都市計画法の中での市街化区域、市街化調整区域、市街化区域は市街化を促進させる、調整区域はその開発をいわゆる抑制するという地域で線引きができてしまっております。そういった中で、何とかしてできないかということで、今そのクリアするためにできとるのが、この線引きのあるのが、町村、近隣でいえば、近隣というか、もう熊本県の中でその制限を受けておるのが、熊本市は別にしまして、合志市、それから益城町、嘉島町、それから菊陽町、そこ、うちの町も入っとるわけです。

そういう意味で、市街化調整区域活性化連絡協議会の中で、何とかしてその辺を緩和してもらえないかという活動をずっともう10年以上にわたってやっとならなかっただけで、集落内開発制度と、そういった中でまた地区計画、これはその中でできたかと思えますけども。ただ、そういうものがありまして、非常に、以前川俣議員も行ってもらったことがあると思えますけども、県の方に要望するときに、それぞれの関係する市町の議員さん全部行っていただいて、この調整区域のいわゆる活性化のための要望活動をしたところでありますけども、そういうものがあって、若干県の方も見直しをするようなことではあるんですけども、結果的には非常に法をクリアするというのが難しい状態です。特に都市計画の方でクリアしても、都市計画法をクリアしても、今度は、さっき都市計画課長が県の方に相談に行ったということで、確かにあの地域すべしなということで、県の農政局、いわゆる国の方がどう思っただけでなく、県の方でいろいろ話を聞かせにやっただけなんですけども、結果的には非常にその農政の、いわゆる農政局、農水省の方が厳しくて、いわゆる白地の土地についても、どちらかといえばもとに、この農地の方に戻してほしいと、そういうふうなところで、非常にその辺の制限が厳しいところがあるもんですから、それをどうやってクリアしていくかということで、具体的なこういう町の実態あたりなんかも出しながら、また近々、この関係1市3町でまた今年度の取組についてのまた協議をやっていくところでありますけども、非常にそういう制限があって、地域の皆さんの思いもありますけども、現実的には厳しいところを本当に動いとるというような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 町長の口からそう言われるともうこの質問が先に進みませんので、何かもうあれですけど。これも熊日新聞です。宇土市あたり、あれだけすばらしい町並みがあり、

日本合成だ、水だ、鉄鋼だと一時期は非常に華やかな市でした。大きな市でした。しかしながら、もう魅力をなくして人口が減るばかり。だから、行政として人口増を図るために、税金を免除したりとかなんとかということで一生懸命努力をしようわけですよ。

今の菊陽町、町が町としてそれなりに体制だけ整えてやれば、民間はどれだけでもそれに対して興味を持つ、やっぱり町に魅力がある間にやらなければ、町に魅力がなくなって、どんなに手段を講じて、誰も見向きもしませんよ。だから、もう最後ですよ。光の森が大体ほとんど完売の状況になって、大体菊陽町の人口増というのも、光の森の開発から急激に1,000人台に増えてきたわけですから、それまでは二、三百人しか毎年増えてはいないんですよ。だから、こういうやっぱり特殊要因があって、なおかつ時代に乗ってきた今の時期に何とか、ほかのそこはいいですよ、南小校区、難しいかもしれないけど、何とか手を打たなければ、やっぱり私は町として非常にまずいんじゃないだろうかという思いがあるものですから、くどいようですけど、難しいのを覚悟で、やっぱり町として、菊陽町をやっぱりそれなりに均衡ある町として、ある程度長期展望に立って魅力あるまちづくりにするためには、やはりそれなりのことを、これは難しいけども、何とか知恵を絞ってやるべきじゃないかという思いがあります。

現に、この第5期菊陽町の総合計画には具体的には書いてませんが、同じ平成22年3月、町が出した菊陽町都市計画マスタープラン、これにはそれなりに調整区域の集落の中には都市計画的に対応できる範囲を踏まえですけど、地元意向との調整を前提として、活力維持に求める対応策を図っていく必要があると書いとるわけですよ。県から図られんというなら、こういうのは書かんでええですよ。やっぱり、くどいようですけど、40年前は確かに優良農地で、やっぱり守ってやらないかんだった。だけど、これだけ、60名と700人ですよ。やっぱりそりゃ児童数が少ないから、目が届くから、その別の教育の仕方もあると言われるかもしれませんが、やっぱり人間というのは、ある程度の競争心といいますか、いろんな多種多様の人間と一番多感な時期に交わって成長した人と、純粹培養みたいに育てられた人間と、本当に差ができないのかと。私はできると思うんですよ。だから、やっぱりある程度正常な、せめて1クラス35人ぐらい、菊陽北小学校がそうですよ、大体35人ぐらい、150人から180人の間ぐらい、ぎりぎり、これぐらいの小学校の姿ぐらいはやっぱり地元としても要望あると思うんですたいね。ですから、一応これは宿題として投げかけておきますので。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の時点でどういうことができるかということいろいろ提案もいただいたところでありますけども、この南小校区の中でも、この集落開発制度でできる区域というのはそれぞれの行政区の中に場所的にはあるわけですね。それで、その中で開発、そういうものがなかなか出てこないというのがどういう理由であるのかというのを今それぞれ担当の方にも検証させながら、そしてやっぱり魅力のあるような誘導策といいますか、議員が言われたようなところを、そういのを考えていく必要があるんじゃないかということでもあります。

そういう意味の一つで、活性化ということで、今年度から鼻ぐり井手公園の方の整備もかか

っていきますけども、そういった魅力ある施設、そういうものができ上がっていくのも大事です。ありますし、一方では、私が特に地域の方々をお願いしとるのは、まずこの減少化を抑えるためには、もともと南校区の出身の方たちが、長男さん、次男さんとかいろいろ、最近では、大分結婚して自分のもとに戻るところも出とるような場所もありますけども、そういう中で、特に地元の方々ともきちんと話し合いをせんといかんと思いますけども、誘導、こういうことがあったら子どもたちも帰ってくるというか、そういうためには、よその方に、特に近隣のところで別な生活をされとる人たちがおられれば、どういうことがあればその地元の方にまた戻ってきて住むというか、そういうなこともやりながら、教育委員会の方にも、確かに将来的には複式学級になるような、年齢別に見ていくとそういう学年も出てくるようでもありますので、その点も含めて、例えば南小にあります白菊保育園の方には、あそこはよそからも来ますけども、そういったとかでまたそこに、学校の方にも、そんなことも考えんといかんかなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） そういうことで、ぜひ町長に、難しいことかもしれませんが、これだけ優秀な幹部職員がおるわけですから、フルに知恵を絞って、仕事をさせていただいて、何とか解決の方法を探っていただきたいと思います。1の質問を終わります。

2番目行きます。

役場を中心とした文教地区としての町の構想についてと。これはもう私、もう今はこの役場を中心とした文教地区構想というのは総合政策課長がないというふうなことを前言われたような気がするんですけど、私が記憶しとる範囲内においては、役場中心にはやっぱり文教地区として充実をしていきたいという計画があったと思います。

その中で、この役場を中心としたこの地域の、その文教関係としての構想というのが今役場でお持ちかどうか、総合政策課長、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

文教地区としての施設の構想はあるかということでございますけども、現在のところ、具体的にこの地域における公共施設の整備計画などの構想はございません。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） じゃあ、私の方から提案します。

これは、先ほど冒頭にも言いましたが、菊陽町は非常に小ぢんまりとした平たん地域ばかりです。市街化、市街化調整区域ということで線引きをされておりますので、今大体もう市街化区域というのは、ほとんど大体宅地化構想で、もうどんどん大体、第2区画整理地内あたりは多少は残っとるかもしれませんが、市街化は大体利用されておると思います。

ここにも書いておりましたが、役場の東、菊陽バイパスから南方の南、地名からいうなら、菊陽町久保田、下原、中原、上原といいますか、ここに約50町歩、50ヘクタールですよ。坪数

に直すと15万坪ぐらい。都築紡績の2倍、光の森の開発の半分、これだけの畑があります。これはどちらかというと規制の緩い畑だと思いますが、ここらあたりを、やっぱりこの前の、ずっと私も主張してきましたが、先ほどの恵まれた菊陽町の中で唯一、非常に貧弱な、恵まれない体育館やグラウンドや、また菊陽町が4万となろうとしとるときに、高校の一つもない、専門学校の一つもない。大津には、大津高校、翔陽高校、菊池には菊池高校、元の菊池農業。やっぱりこの子どもの教育機関というのは非常に住民に夢を希望を与えるんですよ。だから、そういうふうな具体的な構想、もう学校の耐震化も大体目途がついて、やらないやいかんのは総合体育館と総合グラウンドどうするかということでしょう。そうすると、もう限られた土地、土地はもう限られとるわけですよ、できるというのは、先ほど町長の話じゃないけど。だから、そこらあたり、やっぱり町民にある程度夢と希望を与えられるような、でけんでもええんですよ、でけんでも、こういうふうなことをこの地域はやっていこうじゃないかというふうな提案をさせていただきますが、町長どうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今できんでもいいですがと言われたんですけども、できんでもいい行動はなかなか立てにくいなと思ったところですけども。

ここに、御質問にあったような点については、言われるように、早くこの学校の方も、菊陽中学校をすればもう耐震化終わりですので、その後、懸案になつとる体育館またはグラウンドの、そちらの方に入っていきたいというところで、今年度の中で、教育委員会の方でそういった、これから詰めていくということで、予算化もしながら、場所の特定はまだできておりませんけども、その検討といいますか、実際もう具体的な将来の構想あたりまでつくるようなところで今年度から入っていくような状態であります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 熊本市の貢町、もう今崇城大学あるところですね、フードパルがあるところですけど。もう昔は非常にへんぴな、何とも言えん魅力のないところでした。しかし、崇城大学が中身を充実して、あのあたりは非常に開けてます。それにプラス、熊本保健大学というのが新しく立派なのができるおります。

私は、やっぱり菊陽町に不足しとるのは、これは町の構想にもありますけど、「文化の薫り高いまちづくり」とか、言葉ではいいんですよ、言葉では。だけど、本当にその文化的なもの、教育的なもの、やっぱりそのカルチャーというのが菊陽町には何にもない。

私は、やっぱりもう限られた、これだけの立地条件に恵まれたところで、やっぱり学校ですたいね。農家の人が畑耕しよってですたい、もう本当女子高生が行き帰りをして帰りよるといったらやっぱり夢があるじゃないですか。女子校でなくていいですよ、男子でもよかですよ。いやいや、やっぱりそこらあたりですよ。やっぱり子ども、これだけ子どもが増えとると言いながら、それを受け入れる高校なり専門学校なり何なりというのが一つもないという、やっぱり私は努力をすべきだと思うんですよ。たまたまセミコンテクノのところに短期大学がありま

すね、技術短期大学。もうあれで「菊陽町」と見るとほっとしますよ、本当に。

ですから、やっぱりそこらあたりも踏まえて、この数、貴重な久保田大地50ヘクタール、15万坪、これを真っ正面に明日を見て、本当にすばらしいロケーションだと思いますので、やっぱり、これは所有権は個人ですからこんなこと言うといかんですけど、やっぱり町としてもそこらあたりの構想ぐらいは温めていただきたいと思って、2番の質問を終わります。

次最後、3番に行きます。

昨日、6月9日、「さんふれあ」の13周年創立記念ということでお祭りがありました。今社長が高田君ですけど、もう幼なじみの後輩だからしょっちゅう電話かかってくるので、私も参加しました。町長も来られておりました。産業建設部長も奥さん連れてこられてますね。それと農政課長も来てました。それだけです。ちょっと質問に移りますあとで言いますけん。

さんさん公園を中心とした継続的發展についてということで、さんさん公園を中心にした地区の継続的發展のための具体的対策は考えているかと。さんさん公園は農政課長やね。思い切って夢を語ってくださいね。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、夢をということでございますが、まず現状の方からちょっと御説明させていただきます。

（13番川俣鐵也君「ちょっと短くしてね」の声あり）

はい。一応総合交流ターミナル「さんふれあ」については、15年度より指定管理者等で現在に至っております。できました当時からすると、入場者数、売上高ともに減少傾向にありまして、今年度は非常に少ない売り上げとなっております。

この原因につきましては、温泉は、近隣に同様の施設ができましたこと、それから直売所は、また近隣にいろんな直売所の展開がありまして、目新しさもなくなり、最近ではイオン、ゆめタウンの中にも直売コーナーがあったりしまして、何もここで買わなくてもというような感覚があるかと思えます。

今現在「さんふれあ」では、活性化を図りたいということで、いろいろ企画をやられておまして、9日のものその一つの企画でございます。近年、杉並木公園のスポーツ広場では、さんふれあ杯でのグラウンドゴルフ大会、年4回開かれております。毎回大体170名ぐらい参加されておるということで、そのときはにぎわっていると。

（13番川俣鐵也君「課長、現状はわかっとなってます。将来です、将来。現状はよか、将来ばちょっと語ってください」の声あり）

そうですね。一応最近立体交差もできまして、バイパスの交差点もでき上がりました。そのことで、「さんふれあ」としても、旅行業者とか観光バスなどの会社の方にPRされて、JRバスですが、二、三回来ていただいて、トイレ休憩のところで直売所を利用していただいた経緯もあるということです。大津に道の駅があることもありますけど、最後、熊本市に向かえば最後ということになりますので、その辺はアピールしたいというふうな考えです。

それから、昨年は水害もありましたけれども、その影響かどうか分かりませんが、ちょっと雨漏りが見つかりまして、改修を大分お金をかけてやりました。建物については、外観あたりも相当やりましたので、現状維持ではございますが。

今年度は、駐車場の方の整備は、公園側の駐車場整備とあわせて北側の砂利駐車場をどうにかやっていきたい。それから、「さんふれあ」に入るアクセスの位置が非常にちょっと危ないという御意見もございますので、位置の変更もあわせてやりたいというふうに思っておりまして、今後は道の駅的なところでも攻めていきたいなということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今「さんふれあ」は指定管理者制度をしいておりますが、町でつくった温泉センター、それなりにまあまあやってるのは「さんふれあ」ぐらいのもんでしょう。大津の「岩戸の里」だめ、高森だめ、久木野だめ、旭志の四季の里もだめ。

これも熊日新聞6月8日、だからもうごくごく最近です。合志市が西合志町の時代につくったユウパレス弁天、これを、直売所以外は赤字だから、指定管理者でよそに任せると。公募したと。もう皆だめですよ。ですから、今「さんふれあ」の場合は、全体的に赤字じゃありません、今売り上げが落ちたと言われても、辛うじて頑張っただけです。しかし、今の現状、もう下がるばかりの状況で、私はその個人的に言うわけじゃありません。今の「さんふれあ」の社長というのは、やっぱりJR出身で、やっぱりしゃばば広く見てきて商売をしとるから、いろんな企画をしながら頑張っていますよ。ただ、やっぱり一人の力ではどうしようもない。やっぱり町として95%出資をしとる、最終的には町の責任になるわけですから。そこらあたりを充実させてもらいたいと。

私の方からの提案、中身の出荷とかなんとかの、そこらのところは私もちょっと抵抗がありますから言えませんが、環境整備、1つ。西小学校の西、「さんふれあ」のお客さんは、あそこからずっと新地を抜けて堀川まで直線です。だから、「さんふれあ」の社長に聞けば、地元の人よりも向こうからのお客さんの方が多いということでした。

環境整備ですね。あれだけ「さんふれあ」の周りには立派な公園が2つあります。こっちの運動公園の方はそれなりに使われて、こりゃ金とっとるのかととらんかよく分かりませんが、あれだけ設備の整ったところありません。あれを生かす、「さんふれあ」を生かすために、私から2つ提案させてください。

1つは、西小学校のあの新山の交差点から「さんふれあ」まで、あの両側、一般の人に募って、基金でもつくって、桜並木を10年ぐらいかけてしようじゃありませんか。町民からみんな募ったらいいし、町外からも募っていいですよ。桜の苗木植栽するやつ、管理料、財団でもつくったら十分今の時代では賄えます。10年たったらどうですか。大阪の造幣局の桜並木までとはいかんけど、それなりにすばらしい「さんふれあ」に対するアクセス道路になると。これが1つ。

2つ目。今町としてやっぱり抱えとる問題は、子育てと、私を含めた年寄り対策です。金になるのは年寄りですよ。金になるというのにおかしいけど。というのは、あそこに、ある民間企業はパソコンセンターやりよりました。非常ににぎわいました。グラウンドゴルフの専門のコートぐらいをつくってやって、熊本県下から大型バスで年寄り呼ぶんですよ。「さんふれあ」で買い物するのは年寄りぐらいしかなかですから、若者が「さんふれあ」で買い物するやつは何もないですよ。大型バスで「さんふれあ」に年寄りが、私も含めて年寄りですけんね、差別じゃなかですけんね、私も含めて。グラウンドゴルフをして、県下から来てみんですか。そりゃ「さんふれあ」の売り上げは上がりますよ。そういう構想はどぎゃんですか。2つ。町長お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われる、その桜並木ということでありますけども、その件については、1つ取り組んだのは、富士フイルムの方が周辺に全部、春めき桜という非常にソメイヨシノが咲く1か月ぐらい前に満開になる花がありますけども、それを植えられて、同じように西側の部分については、町の方でも将来は両側に植栽今度しましたので、あの部分については、何年かすれば両側から桜ができて、花のトンネルみたいところでいくんじゃないかということはやっています。

ただ、全体的な両側の通路ということになりますと、そういう、もちろんいろんな人を呼ぶことは考えなくちゃならないと思いますけども、ある人から提案があったのは、バラ園といいますか、バラの花が非常に人を、魅力あるということで、そういう提案もあって、どういうことができるかということもありますけども、そういうものを、いろんな人を呼ぶ策。

それと、イベント関係では、スポーツ広場の方は、もう今見て、あそこの管理センター見ていただくと分かりますけども、もうほとんどあいとる日はないように使われております。そういう意味で、特に鼻ぐりカップあたりのときは、もう物すごい人たちが集まって、確かに集客があれば、「さんふれあ」の方にも相乗効果が上がっておるということで。ふれあい広場の方についても、最近はできるだけ、去年はグラウンドゴルフの九州各県から来られるような大会も誘致して、だから今度は、今管理センターの方で貸し出しをやっていますけども、そこと、「さんふれあ」の方にいろいろ申し込みがある時点で、その食事とかなんかいろんな面で、そちらの方もきちんと対応できるようなことも、そういうことはすぐやれって思えばできることから取り組みながら、そして投資面という方もやっぱり考えんといかんと思いますけども。

予算化していただいた分言えば、電気自動車の充電箇所をあそこの「さんふれあ」の中に設置するということは予算化しております。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 質問もまとまらない質問だったかもしれませんが、熱意だけは感じてください。

そして、役場の幹部クラスの課長、部長、部長待遇、全部ここに出席しとるわけですね。で

すから、やはり同じ仕事をするなら、その日常の仕事はもちろんやらにやいかんけど、少しはとっぴなことも考えて、もう真面目だけこうしとかんでですたい、いつも言うように畑回りぐらいしてもらったら、菊陽町に何が不足しとるか、どんな考えを持っとるか、たまには今のシーズン行ったらスイカの一丁ぐらいくれるかもしれんですよ。そういうやっぱり地道な、末端の役所としての仕事が効率的にやれるような人間関係をつくってやっぱり仕事してもらいたいと。私、いつも向こうから見とって、こうして座とって、役所の課長さんたち、何かつまらなそうにしとるね。そのつまらなそうにしとったらいかんのですよ。やっぱり、確かに私たち議員の質問も、何ともつくれん、もうほんなもんと、いや私を含めてですよ、そりゃもう眠たくて時間の無駄みたいな質問があります。だけど、やっぱり、いつも言うように、役場から玄関入ってきたら、葬儀場に入ってくるんじゃないで結婚式場に入ってきたというふうな雰囲気を持ってやっぱり仕事してもらいたいし、私たちも努力をしていきたい。

それともう一つ、さっき「さんふれあ」の13年式典がありましたけど、高田社長が議会に、議長宛、議会議員に案内がやらんだったのも悪いかもしれんけど、やっぱり私たち議員も職員も、できるだけ部課に関係なく、やっぱり町の行事とかそういうのにはやっぱり参加して、応援体制の姿勢だけは見せていかんやいかんと。常にもうその課だけとか、その議員だけとか、そうじゃない。やっぱり私たちも議員ですから、町の、少しでも行政とは違った、町をよくしていきたいという思いでおるわけですから、口で言うだけじゃなくて、やっぱり態度が一番ですよ、行動が。私は、同僚議員に向かって、本当はこっちにも言いたいんだけど、同僚議員に向かってそうやっていきましょうという協力の呼びかけをして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 皆さんこんにちは。議席番号4番の吉山哲也です。

ただいまより第2回定例会におきまして一般質問の方をさせていただきます。

今回の一般質問は、通告にありますように、近年の社会情勢の変化が国民生活の基礎であります住まいとか環境づくりの分野における変化をもたらしていると、そういう状況の中で、それに応えるための都市計画なり環境対策というようなところでの調和がこれまで以上に重要な部分となってきました。そこでは居住者や地域コミュニティー組織等の多様な主体が参加、連携する仕組みが不可欠になっているというようなことが考えられます。

そのような時代背景におきまして、まちづくりはという視点から3つの質問項目を上げております。

各質問につきましては自席の方から行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、通告書に上げております第1番目の事項について質問をしたいと思います。

1番目の事項は、通告書にも書いてありますが、優良田園住宅の促進に関する法律、これが平成10年4月17日に施行されておるんですけども、この法律について、町の認識等について質問をさせていただきたいと思います。

いろんな菊陽町の概要につきまして、情勢につきましては、先ほど川俣議員の方からも本当に詳しく質疑されましたので、私の方はちょっと割愛をさせていただきますが、そういう中で今日の状況がありますが、町でも総合計画前期基本計画におきまして、今の菊陽町の状況、まちづくりへの課題というところで規定がされております。その幾つかを紹介しますが、1つは、農村地域の生活環境を整備していく必要があると。また、これまでのまちづくりから見た主要課題というところで、快適でゆとりを持って暮らせる町。土地利用や生活環境においては、急速な都市化への対応が十分でなく、適正な規制と誘導に基づく用途地域のあり方など、計画的な土地利用が求められているというふうな分が前期基本計画においてもされております。

そういう中で、この優良田園住宅の促進に関する法律というのが平成10年に施行されたところですけども、この法律施行後におきまして町においてはこの法律を検討されたか否か、その辺をまずはお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 御質問にお答えいたします。

菊陽町では、昭和46年の線引き後、市街化区域での宅地化の推進であります区画整理事業を取り組んでまいってきておりますけれども、その中で、市街化調整区域が制限を受けてしまうことで地域間格差が広がり、その対策のために、近隣の1市3町で市街化調整区域活性化連絡協議会を立ち上げ、その成果として、集落内開発制度、地区計画制度ができ、この制度を活用していることから、当該法律の検討は行っておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今町ではまだこの法律についての検討は行っていないということでしたけれども、その理由を、この法律に対する認識、そういうところを説明していただければ私の方でも理解できると思うんで、その辺をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 質問にお答えいたします。

認識のことについて、熊本県の方にも確認しながら調べましたところ、平成10年4月10日成立、同年7月15日施行された議員立法による法律でありまして、別名がセカンドハウス法と申しております。多様な生活様式に対応し、かつ潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況に鑑み、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図ることを目的としております。

この法律は、自然環境を形成している地域に一定の条件を課した戸建ての住宅建設を認める制度であり、また税制等の支援措置も盛り込まれているようであります。市町村が基本計画を策定することになっており、その基本方針を定めた区域におきましては、事業者が申請する建設計画に対して、都道府県知事の認定に関する協議が調えば、戸建て住宅を建築することが可能となります。

建築の基準としましては、敷地面積が、集落内開発制度では200平方メートルから500平方メートルに対して、優良田園住宅では300平方メートル以上と広く、建ぺい・容積率では、集落内開発制度では70%、200%に対して、優良田園住宅では30%、50%と厳しくなっております。

なお、取り組んでいる自治体の多くは北海道でありまして、その事例を確認しましたところ、退職後の老後の生活を自然豊かな環境の中で植栽の手入れや家庭菜園をしながら過ごすために優良田園住宅を建てたということでありました。

以上のように認識しておりますが、熊本県内ではこの法律に基づく基本方針を定めている市町村はありません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、認識というようなところで説明ありましたが、まず1点目、この法律が制定された当初は、今課長も言われたように、北海道とか東北とか、あちらの方が策定している市町村については多かったように思います。それは、まずはその時点では集落内開発というふうな制度がなかったというふうなこともあるかとも思います。その、これは国交省のホームページの資料ですけども、昨年4月の時点で40市町と、この基本方針を策定してるのが。ところが、これは当初は、先ほども言いましたけども、集落内開発制度というふうなものがなかったもので、当初の対象からすると、農振の白地地域とかそういうのが対象に基本方針をされてたようです。ただ、最近といいますか、今平成25年ですが、25年、私が調べたところで、25年3月に宗像市、25年4月に柏、小田原市と、こういうふうなところが策定をしております。もうこれは、北海道とかそういう土地に余裕があるというふうなところでありませんので、土地環境的には、ある面菊陽の環境と似ているのかなというふうに感じるところです。

もう一つは、その集落内開発制度ができたというのがこの法律の後だものですから、どちらかというと、その制度自体も逆行するような形と、仮にこの田園住宅の基本方針を立てるとし

たら、そういうふうにも感じられますけれども、ただその現実問題として、集落内開発制度の利用で、今菊陽町でも住宅は増えてきてます。ただその都市化と、その西部、東部地区と見た場合に、西部地区の方の都市化という環境の中では、自分が把握してるところでいくと、西部地区にも従来からの集落がありまして、そこで農業されてる方もいらっしゃいます。そういう農業者の方とかにおいて、その都市化された新しい住人の人たちとの間で、トラブルではありませんけれども、いろんな苦情も農業者の方に出てきてるというふうなところで、そういう状況もありますから、ただ単に集落内開発制度を使つての都市化ということには、もう多少限界も来てるのかなというふうに感じるところです。

また、社会情勢としましては、豊かな自然環境の中で生活を求めると、快適な生活を求めるというような状況もここ最近はあるというふうに認識しております。町の基本計画におきましても、暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進と、これは先ほど川俣議員の質問のときにも町長の方から魅力あるまちづくりとかということを言われました。その部分で、今後は本町が本来持っている平たんな地形、豊かな水や緑といった固有の自然資源を改めて見詰め直し、都市地域と農村地域がともに発展していくためにも、暮らしやすく魅力あるまちづくりに取り組む必要があると規定されております。

こういう流れの中で私が考えるところですけれども、この菊陽の地域的な部分、地理的な部分、熊本都市圏の中におけるその生活至便さといいますか、また豊かな田園環境という部分を生かすと、これはもう菊陽の本当にその特性を生かした既存集落の活性化や農業経営維持のための一つの大きな土地利用の計画あるいは目的になってくるんじゃないかと思います。

そういう中で、これは1つ、先ほども伝えましたが、小田原市の基本方針の中にある言葉ですけれども、都市計画法34条第11号を活用し、豊かな田園環境と調和した住宅（優良田園型住宅）を積極的に受け入れるというような基本方針が策定されております。そういうところから、本町において、今すぐということではありませんけれども、今後こういう部分についても検討していく必要があるのではないかと思うところではありますが、この点については町長の方からお言葉をいただきたいと思いますが。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今後この、これ3番のところでよろしいんですね。この件につきまして、担当課の方に、県の方とよく話の方も聞かせに行かせとるような状況でありますけれども、熊本県のいわゆるこの市街化調整区域における開発許可条件というのは、他県に比べて非常に緩和しているということを聞いておるところであります。特に集落内開発制度では、ほとんどの集落が区域指定できるように、川俣議員のときもお答えしましたように、この県条例が整備されておりますし、地区計画においても、この緩和に向けた、幾度かこの条例等が改正されているような状況であります。

そういうことで、またこの法律の中で、担当課の方でもいろいろ研究しておった中で、この法律の中で非常に気になる条文があったということで、それは第5条の中にありますこの優良

田園住宅の用に供するために、この農地法、都市計画法等の許可が必要な場合に、この建設の促進が図られるような適切な配慮をするというのが規定されとるということでありました。このように、この開発関係のこの法律に基づいてやればそういうことができるんじゃないかということで、また再度内容を県の方に聞いたところでもありますけども、この配慮がどういうものかといいますと、この配慮の内容次第では非常に有効性があるということも考えられるということですけども、確認した結果、この配慮というのは、いわゆる手続の簡素化、迅速化、これを適切に行うということで、農振除外あるいは農地転用が優遇されるということではなかったということでありました。また、この法律でも、その農用地区域の複数区画の住宅地造成は不可能でもあるということでもあります。

したがって、集落に隣接しました白地の農地は全てこの集落内開発制度の区域にほとんどが指定されておりますので、この区域外をこの法律により取り組んだとしても、県の方では、いわゆる農振除外あるいは農地転用が非常に厳しいということで、既存集落に隣接していない、いわゆる飛び地でのまた建築は認めないということもあるものですから、非常に建築がこの法律によって進められるかという、非常に厳しいところがあるようでありました。

以上のようなことから、この法律を、吉山議員の方の先の質問では、宗像市とか、またほかのところでも新たな取組があったというふうなお話でありましたので、さらに調査していく必要があると思いますけども、現在の段階では、この法律の趣旨に沿った方針というのは、まだ策定するには、そういった調査をきちんとするべきじゃないかということで、現時点では策定する考えは持っていないような状況であります。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○４番（吉山哲也君） 今すぐの策定ということを求めているわけではありません。それは急いでもらった方がいいという気持ちはありますけども。ただ、この法律が、いろんな条件、そういう部分については町の方で基準を設けられるというようなところで、先ほど伝えました筑紫野市、福岡県の筑紫野市ですけども、ここは2010年にこういう市街化調整区域における整備保全の方策というような資料を出しております。ここでは、その集落内開発制度についても述べられております。一つの調整区域内における周辺環境との調和のもと、集落部等における計画的な土地利用を促していく上では誘導的な手法であるというふうな捉え方をされております。そのほかの整備手法等として、この優良田園住宅制度というふうなことも位置づけられております。ということは、こういう国なりの方針があつて、法律があつて、これは一つのこういう制度を事前に行政の方で判断してこれはだめだということじゃなくして、制度ある分は全て情報提供をやって、利用云々については、それはもう利用者、例えば建築される建築主というような方の判断でその制度を利用する、利用しないという分ができてくると思います。そういうことでありますから、こういう法律もあるということであれば、これは市町村の方でも策定をできるというふうなことが方向としては正しいのかなというふうに思っております。

そのほか、その資料としては、熊本市の調整区域における地区計画の運用基準というこの基

準にも、第16条で田園住宅の建設の促進に関する法律というような文言で位置づけもされております。この法律の目的としまして、先ほど担当課の方から法律の目的というようなことで説明していただきましたけども、こういうふうにして多様な生活様式に対応し、かつ潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況に鑑みと、こういう時代背景に配慮した中で、農山村地域、土地の均衡等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図ることを目的とすると、これはもうそのまま先ほど法律の目的というところで説明をしていただいた部分ですけども、こういう目的に沿った基本方針なりの策定ということは、これはその歯止めを整備していただきたいとかという分ではなくして、ソフト面での充実をしてもらって、それを打ち出してもらえば、人の動きっていうのも出てくるのかなというふうな思いであります。

そういう思いでありますので、この最初の質問からいきますと、まだ検討をしてないということでしたので、検討の方をしていただきたいというようなことを要望しまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第2問目に移りたいと思います。

第2問目は、地域コミュニティの育成支援というところで質問を上げております。

これについては、最初に演壇の方で申し上げましたが、まちづくりの中で、その都市化と農村地域というふうなところでの問題もありますし、その都市化されたらされたで、その地域を支えていくこのコミュニティというようなことについて、やはりその基本計画にも組織強化の支援に努めるというふうな文言もあります。そういう流れの中で、今年3月、菊陽町町民参画協働推進条例というのが策定されたところだと思います。この条例に向けて、私なりにちょっと勉強させてもらったところ、菊陽町コミュニティ検討委員会とか、菊陽町協働の仕組みづくり職員プロジェクトチームといういろいろな形で要綱に基づいていろんな取組をなされてきたという、その結果、この町民参画協働推進条例というのが策定されたというふうな認識を持っております。

その中のこの菊陽町コミュニティ検討委員会というところから条例の策定前に意見書が出されております。それによりますと、地域コミュニティにおける現状と課題、地域コミュニティの将来像、地域コミュニティ活性化に向けての方策等についての意見提案してるところです。

そこで、この質問要旨の方に移りますけども、地域コミュニティ活性化に向けて、そのコミュニティ育成支援を、意義といいますか、目的といいますか、そういうところでどのように考えていらっしゃるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問にお答えします。

地域づくりの柱となる地域コミュニティ活動につきましては、現在さまざまな支援を行っているところですが、議員もおっしゃられたとおり、本年4月から施行しております菊陽町町

民参画協働推進条例で地域コミュニティの役割や支援についても定めております。

この条例の第15条第1項の中で、「地域コミュニティは、町民相互のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決のために向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりに努めるものとする」としており、さらに、第2項では、「地域コミュニティは、さまざまなまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする」とし、その役割について定めております。また、同条例第17条におきましても、町は、コミュニティ活動、町民公益活動への支援について定めております。

このように、町民参画、協働のまちづくりを進めていく中で、地域コミュニティの役割は非常に重要であり、また町の地域コミュニティに対する支援は欠かせないものと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） その条例においていろんな形で制定されているというところですけども、この意見書にもありますし、またこの地域コミュニティ育成支援の現況といいますか、取組の状況というのはどうなってますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 具体的な地域コミュニティへの支援については、現在いろいろ実施しておりますので、主なものについて御説明させていただきたいと思います。

主なものとしては、昨日もお話あったかと思いますが、地縁型コミュニティというものがございます。各区自治会運営の支援としまして、行政区へ補助金を交付しております。これにつきましては定額、年額で6万5,000円、戸数割が世帯当たり年額200円というふうになっております。

また、各地区で放送施設や掲示板を設置、修繕される場合に、補助率2分の1で上限20万円を補助しているところでございます。

次に、地区内の防犯灯を設置する場合、2分の1の助成を行っております。

地区の公民館では、公民館を新築される場合に、3分の1の補助で上限500万円、バリアフリーとしまして600万円の補助制度を設けております。

用地の貸し付けにつきましても、町で先行取得し貸し付ける制度を設けております。

平成13年度からの実施しておりますわがまちづくり支援事業では、地域の活性化、地域住民の連帯意識の高揚を図り、魅力ある地域づくりに資する新規の事業について、補助率3分の2で上限30万円で補助を行っております。

消防・防災関係では、地区の自主防災組織の育成強化のために、自主防災組織の育成事業推進費を交付しているところです。

また、消防施設整備補助金として、防火水槽、消火栓、それと格納倉庫等の整備についても補助金を交付しているところでございます。

それと、環境衛生面関係では、ごみの減量化及び再資源並びに環境問題に関する意識の醸成、啓発を図ることを目的とし、リサイクル事業を推進する団体に対して奨励金を交付しております。自治会、老人会、子ども会など町内78団体が利用されておられます。

また、地球温暖化防止の推進に向け活発な運動を展開されておられますグリーンゴーヤカーテン推進協議会も地域コミュニティー活動の代表的な団体と考えております。この団体に対しましては、会の設立、運営、事業に関するアドバイス、地球温暖化防止に関するさまざまな行政情報等の提供、町広報紙及びリーフレット配布による広報、ゴーヤカーテン講座開設というようなソフト・ハード両面にわたる支援を行うなど、物心両面からサポートしているところでございます。

さらに、町の事業ではございませんが、コミュニティー助成事業、これは宝くじの収益を財源に、財団法人自治総合センターが実施している事業でございます。これまで、公民館の備品、放送施設等の整備について補助の実績がございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） いろんな町の取組を紹介していただきましたけども、そういう施策をしていただいている中で、そこで見えてくる課題とかそういうものについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） このように地域コミュニティーの支援育成を行っているわけではございますが、課題等いろいろあるかと思っております。それぞれの地域において地域の状況は違います。例えば少子・高齢化による地域コミュニティーの担い手不足のため、地区の行事等を進める際に影響が出たり、地区の役員選出等が難しいなどといった問題も聞くようになっております。また、新興住宅地の地域では、コミュニティー活動への参加意識の低下や連帯感の希薄など、このような問題もあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） そういうふうな課題があるということですが、先ほど紹介したコミュニティー検討委員会の方からの意見書の中にも幾つかの課題を提示してありますが、そういうような課題解決に向けた今後の町としての具体的方策といたしますか、そういうものについてはどうなっていますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 町としましては、各地域におけるそれぞれの課題解決のために、地域の実情に合った支援や効果的な施策について、具体的には区、自治会の運営の相談窓口や地域の人材発掘、自治会活動マニュアル作成の支援、また、自治会活動以外のコミュニティー活動について、今後有効な支援方法を検討してまいりたいと考えております。

さらに、組織づくりとしまして、小学校区単位の地域コミュニティー協議会といったものの

設立についても支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今地域コミュニティー協議会というような言葉も出ました。これも検討委員会の方の意見書の方にあるわけですが、これも1つ、協議会の支援というふうなことも地域活性化の一つの目的かなと思います。

その地域活性化っていう言葉を考えた場合に、この地域活性化とは何だろうというようなところから自分なりに考えたところ、やっぱりこれは、以前は地域力とか地域共生力とかという言葉で、コミュニティーの云々についてはそういう用語があったかと思います。そういう中で、1日目の一般質問でも渡邊議員の方からコミュニティーデザインというようなことで質問がありまして、そのとき人づくりというようなことも言われました。そういうところを総合しますと、この地域コミュニティー協議会の設立といたしますか、この菊陽町においても、やはりそういう団体というか、そういうものが必要な時代になってきたというふうに考えます。

そういうわけで、菊陽町の南校区の方ではこの協議会の立ち上げを行ったというようなところでもありますけれども、今後、先ほども課長の方から説明ありましたけれども、こういうことへ向けて、地域コミュニティーの活性化、育成支援をやっていくということでありましたけれども、これは私の方が思うところですが、そういうコミュニティー自体の力、そういうのをアップする、力をつけていく、そういうことがひいては町行政の方の発展にもつながってくる、町全体の発展につながってくるというふうにも思っております。先月の活性化の研修で、目的は違いましたが、宗像市の方に研修に行きましたけれども、そのときも、このコミュニティーづくりというふうなところで、これは研修の目的外の内容ですが、それについてもいろいろと詳しい話を聞かせてもらってきました。そういう形で勉強をしてきたところです。

そういう、今町としても取り組んでいらっしゃるということですが、今後もやはりその町とコミュニティー協議会と、そこに人がいてということですが、そういう関係、これを宗像市の方ではパートナーシップというような形で、言葉で表現されてましたけれども、そういう関係の中で、互いの理解、尊重や連携協力でまちづくりというふうな方向に進んでいってもらえたらと思いますので、その辺はよろしく願いをしておきたいと思います。

これでコミュニティーについての質問は終わらせていただいて、次、3番目の質問の方に移らせてもらいたいと思います。

3番目の質問ですが、これ、災害時要援護者避難支援計画ということですが、これについては、今回の議会当初に防災計画の見直しもされております。そういうところでありまして、また最近の新聞記事でしたが、これは東北の震災時の反省ですが、この避難支援計画は震災時役に立たないというアンケートが4割というふうな新聞記事も目にしました。そういう中で、もう1年になろうとしてますが、昨年の北部豪雨災害というふうなところで、そういう状況の中で、この避難支援計画、これがどのように機能したのか、実行されたのか、そういう視点から説明をいただきたいと思います。

まずは1番目の質問で、災害後の援護者避難支援計画の課題はどう認識されたのか、そういう点についてお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、平成24年7月12日に発生しました九州北部災害後の要援護者避難支援計画の課題をどう認識しているかという質問に対してお答えします。

菊陽町の災害時要援護者避難支援計画では、65歳以上のひとり暮らし高齢者、重度の障害者、認知症高齢者等の要援護者のうちで自分で避難または家族等による支援を受けられないためにほかの人に避難支援を希望する人は、緊急時の連絡先あるいは避難支援者、自分のかかりつけ医療機関等、自分の個人情報を町、社会福祉協議会、民生児童委員、区・自治会等に提供することに同意して、一人一人の避難支援計画であります個別計画を作成することができるようになっております。

町では、平成23年度から社会福祉協議会や民生児童委員と連携しまして、その要援護者を対象に個別計画を作成を働きかけまして、6月1日現在でございますが、災害時要援護者、全体で3,085人いらっしゃいます。その中で727人が現在個別計画を作成されております。議員が先ほどおっしゃった昨年7月の九州北部豪雨では、前日から当日の未明にかけて、阿蘇地方で1日、24時間当たりで500ミリを超える大雨が降りまして、町を流れる白川が氾濫し、護岸の崩落、農地の冠水、土砂の流入、住宅への浸水等により、白川沿岸を中心に甚大な被害が発生したところであります。この7月12日の当日でございますが、白川流域10地区に対する避難勧告が発令されました。その後、町の災害時要援護者避難支援計画に基づきまして、当時の福祉生活部長を班長として、福祉課、介護保険課の福祉担当者、総務課の防災担当者及び町の社会福祉協議会の職員で構成します要援護者支援班を設置しました。当日は、先ほど申しましたひとり一人の避難支援計画を定めました個別計画を区や自治会あるいは民生委員さん等に配付する前の災害でありましたので、今度は町と社協の職員が直接民生児童委員の協力を得まして、避難勧告発令された10地区に住まれる個別計画を作成された当時89人を対象に、その方たちの安否確認、避難勧告情報の伝達、避難所の案内、救援物資の配付を行いました。

先ほど議員がおっしゃいましたように、この九州北部災害を踏まえて、町の災害時要援護者避難支援計画の課題でございますが、まず1点目に、地域の避難支援体制、次に2点目としまして、避難支援訓練の実施、3番目として、この個別計画の作成等が今後の課題として考えておりますので、今後関係者とともにもその解決に向けて取り組んでいきたいとは考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 昨年の状況から避難支援体制の云々というところまで今答弁いただいたところではありますが、2番目、この質問において、課題に対する認識というところでの質問で、支援体制というふうなことも言っていただきました。ただ、それはちょっと2番目にもかかっ

てくるところでありますが、もう先に言っていたので。

この2番目に移っていきますけども、その避難支援計画の課題があって、その課題で見直した部分、そういう、その方向性というふうなところで、その支援体制云々についても言っていたかもしれませんが、その支援体制が、考えてみますと、例えば個人の計画を立てる、これは平常時ですね。平常時にはそういう計画を立てて、次にその災害、発災時の対応が求められると。そして、今度はその後に、避難誘導とかそういうところでの避難時の支援体制というふうなことまで考えられると思います。最終的には、その避難所での支援体制というふうなことでもありますけども、去年の状況からすると、その避難支援者と要援護者との関係において、その2者の関係なのか、それとも地域を含めた、先ほどは民生委員さんとか区長さんとかというふうなことも言われたかと思えますけども、そういう支援体制を平常時からやっぱりつくっていく必要があるのかなと思うんですけども、そういう観点からこの見直しの方向性としては今されてるところなのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、一番最初の質問にお答えします。

まず、一人一人の避難支援計画をつくりました個別計画の作成者と避難支援者との関係についてです。

まず、平常時につきましては、双方の同意で、自分は避難支援をお願いする人、片や避難支援をする人という関係でこの個別計画の登録、作成をお願いしております。実際は、実際避難支援者が決まってる方が全体の53%ということになっております。

菊陽町も、結構日ごろの近所つき合いが多いところは避難支援者がすぐに見つかりますけども、やはり新興住宅地等で日ごろの地域コミュニティーが、そういうところではなかなかいられないので、そういったところで、やはり個別計画の作成はしたものの、避難支援者がまだ決まってないという方がまだ多いですから、この辺については、今後町としてはこの計画の方をより具体的に進めていくためには、避難支援者を見つけていくと。そして、やはり災害の場合は、自助、共助、地域の場合の共助というところをお願いしまして、地域ぐるみで、いざ災害があったときには、避難支援者がいなくても助けてもらう。あとは、避難支援者が決まっても、日中お仕事等でいられないので、災害はいつ起きるか分かりませんので、そういったところで、やはり災害対応につきましては、自助、共助で、最終的には町の公助になりますけども、地域におかれましては、共助というところで地域の支援体制を組んでもらうために、こちらの方でまた今後一緒に研修会をしていきたいと思います。

それと、もう一つの分については、やはり幾つか、確かに災害時要援護者避難支援計画についても、より、先ほどあったように、情報の伝達とか避難誘導とか、あるいは避難所の生活とか、そういったところの細部的なところのまた詰めがまだできておりませんので、今日午前中、総務課長が申しましたように、去年の災害を教訓として、白川中流域の防災訓練を9月以降にやりたいということでありましたので、そうした訓練等を経験しながら、より細部の具体

的な行動というのを決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4 番（吉山哲也君） そういう、今説明いただいたようないろんな、支援体制と一言言っても、いろんなそのときそのときの状況があると思います。これはやはり、その発災後、避難時、そういう場面になっていきなりやはり役立つんじゃないというところで、先ほども説明ありましたけども、その防災訓練なりとかということも言われました。ぜひそういう方向も実施をしていただきたいと思います。

もう一つ、最後の方の質問になりますけども、そういう個別計画なり、そういう部分についてのその情報の共有ということが大事になってきますが、例えば民生委員さん、区長さん等にはリストが行っててということも聞いてますが、それ以外に、やはり先ほど言われました、自助、共助というようなことを言われましたし、その共助という部分では、日ごろからの情報共有という部分というのは物すごく大事になってくるのかなと思います。情報保護という法制度からの関係もありますけども、その辺について、今後町としては、その情報共有という部分で、どういうふうにしてその支援計画、個人計画を生かしていこうというお考えなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 平常時は情報の共有だと思いますけど、災害時に要援護者の迅速かつ円滑な避難支援を行うためには、平常時からこの要援護者情報を、町、そして社会福祉協議会、あるいは区、自治会と共有しておくことは非常に重要であると考えます。町では、この要援護者情報の第三者提供につきましては、菊陽町の個人情報保護条例第8条第1号に規定します本人の同意を条件としまして、要援護者個人ごとに避難支援計画を定めました個別計画を平常時から社会福祉協議会、民生児童委員、そして区、自治会に提供しております。そして、町では、各地区の代表者や役員さん、組長さん等もいらっしゃいますが、その方たち、いわゆるその災害時には要援護者避難支援に携わる方たちですので、その方たちが日ごろから災害時要援護者を把握し、防災訓練、避難訓練等に活用していただくことを目的に、この個別計画を作成した人の住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記載しました、いわゆる閲覧用の台帳、私たちの言葉で災害時要援護者登録台帳と申しますが、そうした個人情報の簡易なものについては、地域で共有できるようにするために各区、自治体に提供しております。

また、災害時には、町の個人情報保護条例第8条第4号に基づきまして、個人の生命・身体または財産の保護のために緊急、やむを得ないと認められるときには、要援護者情報を町、社会福祉協議会、民生児童委員、区、自治会はもとよりですけども、救出活動を行われます警察、消防署等の機関、組織に提供する用意ができております。

現在国会では、災害対策基本法の一部改正案が審議中でありまして、その内容は、市町村は災害時に自力で避難することが困難な要援護者の名簿作成の義務を負うとなっております。そ

して、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、要援護者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、本人の同意を得ることなく、同意なしに消防機関、警察、民生児童委員、市町村の社会福祉協議会、その他の関係者に名簿情報を提供するものとなっております。ですから、町では、この災害対策基本法の法案が成立後に、その改正内容を町の地域防災計画、そして先ほどから出ております災害時要援護者避難支援計画の内容について反映して、まずそこあたりのこの計画の見直しというのは今後やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○４番（吉山哲也君） その災害時要援護者避難支援という部分で、昨年の北部豪雨後の見直しというところで尋ねてきたところでありますけども、その今国の方でも災害対策基本法というふうなところでの詰めも出てきているところでありますが、これについての、この避難支援計画の運営マニュアルといいますか、そういう部分についてはまだなかったですね。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） ちょうど全体の計画と、及び個人ごとの個別の計画というのは策定しておりますけども、これをより具体的にそれを運営していくというところのマニュアル、先ほど申しましたけど、避難所関係、福祉避難所も含めてですけども、現在策定の準備をしております。ですから、これについては、マニュアル等をつくりながら、そして防災訓練等を実施しながら、より災害に強いまちづくりを目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○４番（吉山哲也君） そういったところで、運営マニュアルといいますか、援護者支援の手引といいますか、そういうなものを早急に策定していただいて、災害時避難支援計画の実効性を高めていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後２時７分

再開 午後２時１８分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○３番（吉本孝寿君） 皆さん、改めてこんにちは。

本日は、非常にお昼過ぎのちょっと眠たいひとときにお集まりをいただきまして誠にありが

とうございます。傍聴していただく皆様方に改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

5月だったでしょうか、国民栄誉賞が長嶋さん、松井さんお二人に授与されました。お二人に共通して言えることは、謙虚さと責任感であると思っております。松井選手、長嶋選手、元ですが、あれだけのスーパースターでありながら、ファンの方々を大事にし、そして一見厄介とも言われておりますマスコミの方々に非常に真摯に対応をされるお二人にとって、国民栄誉賞は当たり前のことかなというふうに思ったところでございます。

そしてまた、もう一つが責任感でございます。長嶋選手は巨人軍の4番として、松井選手も同様ではございますが、皆様御記憶にあられるかと思いますが、松井選手は高校の甲子園のとき、4打席連続の敬遠というのがございました。どう思ってるのかなというふうに思って調べてみましたところ、松井選手は、その4打席連続敬遠を受けたことで、その選手に恥じないような選手にならなきゃいけないということを強く思われたそうでございます。4打席連続敬遠をされた選手がプロになって全く活躍をしないということだけは思ってはほしくないということで、一生懸命プレーをされたそうでございます。その結果、メジャーリーグに行かれまして、皆様も御記憶に新しいかと思いますが、ヤンキースで非常に立派な成績をおさめられまして、すばらしい賞をとられたということは記憶に新しいことだと思います。その責任感と謙虚さ、これがニューヨークのファンの皆様方にも非常に感銘を受けまして、来月ではございますが、何とマイナーリーグと1日だけ契約をして、ニューヨークヤンキースで引退のセレモニーをされるそうでございます。私ども議員も、やはりこの謙虚さと責任感というのはいつのときも持っていなければいけないのかなというふうに改めて感じているところでございます。

そういった責任感ということからいたしまして、今回も一般質問をさせていただきます。

質問は議席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 早速ですが、質問に移らせていただきます。

6月は、文部科学省によりますと食育月間というふうになっているようでございます。平成17年6月に成立をしました食育基本法を踏まえ、平成18年3月31日に政府の食育推進会議におきまして決定された食育推進基本計画では、食育推進運動を重点かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月がこの食育月間と定められたようでございます。

食育月間では、国、地方公共団体、関係団体などが協力をして、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施をし、食育の一層の浸透を図るとし、各教育委員会や学校等におきましても、学校や地域の実情に応じた適切な方法により食育月間の趣旨の普及や食育に関する理解と関心を高めるためとあります。

以上のようなことから、今回は学校給食における米飯給食と地元農産物の推進について質問をさせていただきます。

まず、学校給食における米飯給食についてであります。

質問要旨の訂正をお願いいたしますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） はい、いいです。

○3番（吉本孝寿君） ①の質問の最後部分で、「米飯給食に対する町の考えはないのか」という質問ではございますが、現在菊陽町では週3日は米飯給食が行われておりますので、こちらを「米飯給食に対して町はどのように考えているのか」と訂正をさせていただきます。

学校給食は食べることを学ぶ時間だと考えます。昔学校給食は、食料の少ない時代に栄養不足を補う目的で始まり、そのときはアメリカなどの外国から小麦粉や脱脂粉乳などをもらい、パンと牛乳を基本にした献立でありました。そして、私たちは、いつの間にかパンを主食とする食事にすっかりなれてしまい、おかずがなくてもおいしい、調理の手間のかからないパンやめんを主食にした食事をする機会が非常に多くなった。このことは偏った栄養素の摂取につながり、多くの生活習慣病の要因になっていると考えます。

そこで、何千年も前から日本人の主食であり、国内で一番たくさんとれる米を主食とした日本食を学校給食に提供することが、子どもたちが生涯を健康で暮らすための望ましい食習慣の定着につながると考えます。

学校給食の米飯給食に対して町はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 失礼いたします。

それではまず、学校給食には2つの側面がございます。その一つは管理面です。これには、衛生管理と栄養管理があります。つまり子どもたちに衛生的で栄養のバランスを考えた給食を提供するということです。

もう一つの側面は指導面です。ここで子どもたちへの食に関する指導が行われます。したがって、学校給食の時間は、単に子どもたちと教師が給食をともにするだけでなく、指導の時間として位置づけられております。当然教師にとっては、休憩時間ではなく勤務時間となります。

日本の給食は、明治22年、山形県の私立忠愛小学校で始まりました。そのときの献立は、おにぎり、焼き魚、漬物でした。パン、ミルク、おかずといったいわゆる完全給食は、太平洋戦争後の昭和25年に都市部から始まりました。昭和51年には米飯給食も始められ、週1回から2回、3回と、米飯が提供される回数も次第に増えてきました。

本町では、御存じのとおり、現在週3回の米飯給食、週2回のパン給食を提供しております。学校栄養職員が、主食であるパンや御飯に組み合わせる主菜や副菜を考え、バランスのとれた給食を提供しております。これが学校給食における栄養管理の大事な一面です。パン給食だから栄養素が偏り、米飯給食だから大丈夫ということではないのです。

次に、生活習慣病についてですが、これは日ごろの食習慣や生活習慣が要因と考えられております。その一つ、食習慣の面から話をしますと、学校給食の回数は、子どもたちの年間の食事の回数の6分の1程度です。食習慣の形成においては、家庭での食事が大きく影響します。生活形態の核家族化により、家庭で食卓に出にくくなった豆類、海草類、野菜類、種実類など

が栄養素として摂取しにくくなったことも考えられます。給食では、それらの食材を献立に取り入れ、意図的に提供する工夫がなされております。そのことは、給食日より、食育日より等として家庭にも働きかけているところです。

現在の週3回、いわゆる5回中、過半数を占める3回を米飯、そして2回をパン食ということについては、現在のところ本町では妥当かなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 本町における米飯給食ですが、私も、こういう質問をしてるとはいえ、教育次長と考えは同じでございます。

しかしながら、いろんな考えを持って質問させていただきとるところでございますが、東海大学の農学博士の片野学先生という方にお聞きをしに行きました。菊陽町給食のことにに関して御相談をしたところ、個人的には結構だめ出しをしていただけるのかなと思ったところ、非常にいい給食であるということと言われておられまして、特に麦御飯、こちらが非常によろしいということでもございました。糖尿病、脳卒中、貧血予防、さらには便秘解消に効果があるということで、非常に菊陽町の給食に関してはある程度の評価をしていただいております。しかしながら、やはり全日米飯給食でいくべきではあるのかなというふうにつけ加えてお話をいただいたところでもございます。

そういったところから、2番目の質問に移らさせていただきます。

学校給食は、年間で考えれば、先ほど次長も言われましたが、年間約180回程度でございまして、食事回数に占める割合はわずか17%程度の貴重な時間だと思います。御飯もパンも同じでん粉質の供給源と考えている人が大多数だと思いますが、ここで皆さんイメージをしていただきたいのですが、パンを手でぎゅっと握ってみるとピンポン球程度になってしまうということから分かるように、パンにはその程度しかでん粉が含まれておりません。そのため、御飯に比べると腹持ちも悪く、特に育ち盛りの中学生においては、パン給食では午後の授業中においておなかがすいてしまい、授業に集中できないということもあります。このことは、私が中学時代の経験からしても非常に実証済みでございまして、パン食だったから集中できなかったのかなというふうに、なるほどなという、思うところでもございます。

また、中学校のとき、今だから言えますが、先生方の目を盗みながら、町民体育館の前にあった、今ありませんが、榊田商店でしたか、あそこでこっそりパンを、先生から見つかったら怒られるのを覚悟の上で買って、おなかがすいた午後の部活に食べて備えたものでございました。今の子どもたちにはそのような生徒はいないでしょうから、特にこのような夏の長い、夏場の部活動にかなり影響があるのではないのでしょうか。

また、これまでの、この定例会中におきまして、本日もそうでしたが、お昼の弁当にパンが出てきたことは過去一度もなく、しっかりとお米を食べているから、午後の定例会もこのようにしっかりと町民全体の代表者として臨むことができているわけだということでもございます。

多分、町長以下職員の皆さんも、ほとんどの方が昼食で御飯を食べてこられたというふうに思っているところでもございます。

御飯は粒の食、パンは粉の食であるという違いもございます。粒と粉の大きな違いは、粉では消化吸収が早く、血糖値が高くなります。血糖値が高くなると、膵臓からインスリンというホルモンが多く分泌され、血糖値を下げるように働きます。たくさん出されたインスリンは、高くなっている血糖値を脂肪にかえて脂肪細胞に蓄えてしまいます。なので、粉食は太りやすいのです。さらに、インスリン分泌を刺激する食事を続けていると、膵臓のインスリン分泌細胞が疲弊して、やがてはインスリンが十分出なくなってしまう、糖尿病になるとされております。

もともと我々日本人は農耕民族でありまして、穀類と野菜中心の食事であったため、インスリンをたくさん必要としなかったからで、この50年間のパン、肉を食べ、牛乳を飲むという急激な食事の変化に体が対応できておらず、糖尿病、肥満が増え続けているのではないかと思うところでもございます。つまり同じでん粉質であっても、粒で食べる御飯の方が粉で食べるパンより健康に言えるというようでございます。

私は、農業高校でございましたが、農業高校の同級生からは、いろいろなものを食べるのは食育ではなくお楽しみ、日本人なので御飯が主の和食で育ってほしい、社員食堂だって、介護施設だって基本は御飯なのだという声もございます。

しかしながら、その一方で、知人の栄養士は、御飯好きになってほしい、でも食べさせたい物と子どもたちが食べたい物とは合致はしない、バラエティーに富んだ物を食べさせたいと言い、また栄養を考えると御飯の方がいいが、パンと混在しているのが今の現代社会であり、一つの食文化を考える上でパン給食も必要といった現場の声があるのも十分承知をいたしておるところでございます。

ここで、横浜市医師会学校医部会の小児生活病委員会で、小児科医の相澤扶美子さんという方がおられますが、その方のお話の中で、本来ならば完全米飯給食が理想、パンには油が含まれているが、御飯には基本的には油は含まれていない。パンでは腹持ちが悪く、帰宅後に家で甘いお菓子を食べてしまう可能性もあると子どもの危険を危ぶむと言われ、また菓子パンが主食の給食には特に違和感を覚え、お楽しみも必要ではあるが、今の世の中、家の中でもお楽しみだらけで、もやは給食でお楽しみを教える時代ではない、ふだんの食事がお祭りなのだから、給食ぐらいは粗食でいいのではと提言をされておられます。

そこで、何千年も前から我々日本人の主食であり、国内で一番たくさんとれるお米を主食とした日本食を学校給食に提供することが、子どもたちが生涯を健康で暮らすための望ましい食習慣の定着と、いつも問題視されます医療費削減につながるところでございます。米飯給食の話になると、必ずと言っていいほど関係業者とのかかわりについて議論がされているようでございます。学校給食法で、第1条の目的に、この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資する、役立つということですね、ものとあり、子どもの健康より関係業

者さんの経営を優先するというのはここから見てもおかしいことだと個人的には思います。

ここで少しだけ例を言いますと、自動車業界、こちらもしかりをにかけて、ハイブリッドなる車を次々に発表されておられます。当然ガソリンスタンドの事業も減り、数多くのスタンドがあちらこちらで姿を消していております。携帯電話の普及もしかりでございます。公衆電話も同様の現象となっており、テレホンカードなどは、今ではすっかり見なくなったということでもございます。

新しく何かに取り組むためには、新しい仕組みを取り入れていくしか方法がないと個人的には思いますし、そこには関係業者とのかかわりもあるでしょうが、子どもたちの健康を考えるならば、現状から、徐々にではありますが、パン食の割合を減らし、週4日御飯、我々農家の立場から言わせていただきますとしたら、将来的には毎回御飯を食べる給食の献立にしていたきたいというふうに思っているところではございますが、ここで2番目の質問、週4日以上にした場合の問題点としてどのようなことが上げられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えします。

週4回以上にした場合の問題点ということでお答えしたいと思います。

まず、保護者が負担します給食費については、米飯の回数が増えることで、そのことでの原因として給食費が上がるということはありません。それから自治体の負担についてでございます。これにつきましては、本町でもですが、各学校の調理場で米を炊飯しております。単独調理ということでやっております。また、米飯給食の日は、パン給食の日より作業量が増えてまいります。その関係で、調理員を1名米飯給食のために増やすという学校が4校本町にはございます。したがって、そのことから、米飯給食の回数が増えることによりまして、光熱水費、それから人件費、こちらの方が増えてまいりますので、これにつきましては設置者である菊陽町が負担してまいります。自治体の負担が増えると予想されます。予算の面が問題点という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） お答えとしては、私も先生にお話を聞いたときに同様の答えをいただきました。しかしながら、教育というものはやはりお金が、費用がかさむというか、必要などころでございます。食育を普通の国語、算数といったような普通の教育と同じように捉えていただくなれば、やはり若干費用はかさんではくとは思いますが、しっかりと対応をしていただくのもよいのかなというふうに思うところでございます。

私の同級生に聞きますと、小学校1年生の子どもさんがいらっしゃる方ですが、子どもさんに聞いたら、毎日御飯ばかりだったら飽きるからパンがいいということで言われたそうでございます。確かに1年生となるとそうなのかなというふうに思うところでございますが、私がお話したのは、食育も教育として捉えるならば、教育が、国語、算数飽きたからと

いって全く勉強をさせないということはないだろうということをお伝えしました。食育も一つの教育の一環として考えるならば、やはりこれは飽きたと子どもが言っても、やはり日本人とするならば、お米を食べさせるべきではないだろうかというふうにその友達にお伝えをしたところであります。なかなか小学校1年生というところで、非常に難しいとは思いますが、高学年になるにつれ、そのようなことを少しだけ教えていったらどうかということをお話をさせていただいたところでもございます。

苓北町におきましては、保育園、学校、行政が協働と連携を図り、苓北町の将来を担う子どもたちの食の応援団、これ何か「チームぱくぱく」という名前だそうですが、があり、1年間の取組のまとめとして次のような活動報告をされておられます。「食の営みは生活そのものですから、子どもたちが卒園した後も続いていきます。そのため、子どもの育ちや食育を学校や園ごとに考えるのではなく、継続した流れで捉え、園での生活を小学校にバトンタッチするお互いの連携が必要です。その取組の一つとして、本年度は、毎月1回、期日を統一し、食育に関する目標を町内共通で定め、それに合わせた献立や食育を進めてきました。保育園と小・中学校で同じ日に料理を実施することで、給食の話題が家庭で広がり、食に関する興味や関心が高まってくれたと思います」と報告をされておられます。

また、地産地消の学校給食推進の要件といたしましては、地元農産物を安定的に購入できる仕組みづくりと生産者、団体と給食関係者が話し合いの機会を持つことであり、食育の限界を超えるには地産地消の学校給食が必要だと思われます。そのためには、生産者団体と給食関係者に加えて、地元農産物を利用しやすい給食運営システムづくりや、地域住民への食への関心を高める活動を展開していることが必要だと思われます。

内閣府食育推進室から出ております平成25年4月5日付の食育の推進の目標値、これ目標値が平成27年度までの達成を目指すものでございますが、学校給食における地場産物を使用する割合の増加、現状値が26.1%ということでございます。これに対しまして、目標値を30%以上というふうに定めてあります。その目標値をさらに超えるためにも、農林水産省が進める学校給食応援団という組織を学校、流通関係業者、J A、生産者、栄養教諭、農政課、教育委員会などがメンバーになっていただき構成をし、一丸となって学校給食で使用する食材の安定的な供給に努めていただきたいというふうに思うところでございます。

ここで3番目の質問でございます。

給食の地元産食材提供の現状はどのようにになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の御質問に答弁いたします。

まず、米でございますけども、米飯の米につきましては、菊陽町産米のヒノヒカリ、こちらを購入しております。平成24年度での実績でございますけども、約31トン、これは週3日で31トンという形になります。要は、週1食米飯を増やせば約10トン増えるという計算でいいのかなと思っております。

それから、野菜につきましては、季節によっては、どうしても地元産の野菜がございません。これは生産の状況でどうしようもないということでございますが、納入先としまして、「さんふれあ」、それから菊陽町商工振興協同組合の方から可能な限り地元産を購入できるように努力しているというところです。それからまた、この出荷のされる方々も、学校の方への配達等配慮していただいて初めてこの地元産の使用がかなっているというような状況がございます。ですから、ほとんどが地元産で生産できる野菜については学校給食で使っているという状況です。

それからまた、パンにおきましても、地場産物の活用でつくられました米粉パン、これをまた県産のお米を使用しておりますが、週に1回の提供を行っているところです。ですから、週3回は米、米飯ですね。それから、週2回のパンの中でも、その1回は米粉パンを極力使用しているという部分です。

また、学校給食ではできるだけ地元産のものを児童・生徒へ提供しているという状況は変わりありません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 給食の献立表でしたっけ、毎月子どもたちにお渡しをされているようでございますが、その中で生産者の顔というのも出ささせていただいて、実は私も一回載ったことありますが、メロンを提供される方が一回載られたそうでございます。当然その方のメロンは、糖度系もはかりますので、甘かったメロンではございますが、何か月か後に、さんさんの方から、違うところからそのメロンが出されて、残念ながらちょっとそれがちょっと甘くなかったらしくて、その提供されたお孫さんがその友達とけんかをしたそうでございます。「おまえんちのじいさんのつくったメロンは甘うなか」っていうて、非常にそのお孫さんが友達から、いじめまではいきませんが、非常に言われたそうで、おじいちゃんに泣きながら、こういったことを言われたというふうで、おじいちゃんも非常に悩んでおられました。

というのは、私もさんさん出荷協議会で監査をさせていただいております、実は内情はよく分かっているところでございます。5月の売り上げに関しましては83万4,215円となり、「さんふれあ」の経営にこちらは大きく貢献をしているものだと考えております。

しかしながら、「さんふれあ」の担当の方にお話をお聞きいたしますと、現在の納品体制が精いっぱいであるということでございました。農家の方も非常に手いっぱいで、なかなか物に對しての対応ができないということでございました。

どうすればいいんでしょうかということをお尋ねをいたしました。これは農協の職員さんにお尋ねをしたところですが、対応できない部分の対策といたしましては、今までは、地元産ではありませんが、学校給食安定供給のお願いをしたところ、現在出荷協議会で出荷できない品物をそろえ、こちらまんま店で地元業者の方に經由をして納品をしていただくことは可能であるということをお話をされておりました。現在学校給食に納品されておられる業者の方の問題

の解決や、新たな学校、保育所、そしてさまざまな企業、こちらを増やしていくことが可能になると考えているところでございます。

菊陽中学校の5月、菊陽中部小学校の6月の献立表、先ほども言いましたが、拝見をさせていただきました。「今月の菊陽産の」というところでスペースをあけていただき、そしてエネルギー、たんぱく質の値もきめ細やかに書いてございました。先生方の工夫と心遣いが一目で分かる献立表になっているということで、非常に感心をさせられたところでもございます。

英国の消費者運動家ティム・ラングが1994年から提唱をし、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負担が少ないであろうという仮説を前提として考え出された、皆さんお聞きになったことがあられるかと思いますが、フードマイレージという考え方からいたしましても、給食に使う食材はやはり地元産の方がよいと思いますので、しっかりと検討をしていただいて、2番目の質問事項に移らせていただきます。

2番目でございます。

学校教育と連携した田植え・稲刈り体験学習活動についてでございます。

菊陽町は、近年の人口増に伴い、同僚議員の方々も同じことを言っておられますが、都市化の傾向にあり、同じ町に住みながら、都市部と農村部の交流の場が少なく、農業に対する理解を深めることが必要であると考えます。食育におきましては、食に関する指導内容の充実を図り、学校の教育活動全体で取り組むことが重要であり、田植え・稲刈り体験学習を、町内の学校と連携をし、全ての学校で同じ内容で実施する考えはないのかとも考えます。

教育基本法の第4条第1項に、「全て国民はひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とあります。また、菊陽町社会福祉計画地域福祉基本方針、平成25年度から平成29年度まででございますが、地域のつながりの変化においてでは、「町民意識調査の結果から、近所づき合いや地区行事への参加などで地域による特徴が見られ、地域での活動によく参加する割合は、西小、武蔵ヶ丘小、武蔵ヶ丘北小校区では3割に満たず、転入して時間が短い住民の多い校区で行事への参加が少なくなっていることが分かります。今後も、同じ地域に住む住民同士がお互いに知り合い、話し合うことのできる地域としていくことを地域福祉を推進していく上での最重要課題として捉え、重点的に取り組んでいく必要があります」とあります。

また、東日本大震災の後、森の防潮林をつくろうと、瓦礫を活かす森の長城プロジェクト、こちらを発足させ、シイなどの植林を行っている、熊本出身の方でもありますが、細川護熙元首相は、一人一人の児童・生徒の興味や関心を尊重する情操教育とは緑であるということを考えておられるようであり、全国的に力強く発信をされておられます。

本町における課題の一つに、全国でもトップクラスの人口増加率となっていることから、町内における地域の特性の複雑化がございます。具体的には、これもよく皆さん言われますが、東部地区と西部地区では家庭構成や居住形態が大きく異なる部分が多く、近所づき合いについても、若い世代ほど疎遠になる傾向にあり、特に地区行事によく参加する人の割合も、先ほど

言ったように、西小、武蔵ヶ丘小、武蔵ヶ丘北小校区で3割に満たない結果となっているようでございます。

現在、菊陽町の小学校5年生での総合学習で田植え・稲刈りの体験学習を行っている学校があります。そういった中で、本年、菊陽西小学校におきましては、PTA会長の意向もあり、田植えを6月18日に保護者も交えて実施をされます。その中で、かかしづくり、そうめん流し、草取り、田んぼの昆虫観察、こちらも予定をされ、収穫後、学校給食で全校児童、さらには11月の30周年記念式典の昼食、来年1月のいいハートデーで食べる予定があるそうでございます。さらには、JAの協力を受けられまして、みそづくりや、わらを利用して納豆づくりまでできればいいということ言われてるようございまして、こちらは実際に行われるようでございます。

釈迦に説法ということかもしれませんが、日本国憲法に定められております国民の3大義務の一つに教育を受けさせる義務がございます。教育基本法の第16条第3項には、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」とあります。策定とは、計画を立てて決めることでございます。そこで、町が計画を立て、田植え・稲刈り体験学習を、町内の学校と連携をし、全ての学校で同じ内容で実施する考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 失礼いたします。

今の質問のお答えの前に、ちょっと誤解されてはいけませんので、前の質問について補足をさせていただきます。

週3回の米飯が現在のところ妥当ではないかと考えていると申し上げましたけれども、その後の質問で、週4回にしたときの問題点は町の負担が増えるということで、負担が増えるから週4回の給食が妥当ではないというふうにとられると困りますので、議員のお話の中にもありましたが、現在子どもたちは多様な食生活を送っております。パンも家庭でもたくさん食べるでしょうし、お米ももちろん食べております。そんな中で、給食は、先ほどお話ししましたように、大事な食に関する指導の時間であると捉えております。子どもたちを取り巻く食生活、食習慣が多様化すればするほどパンを食べる機会が増えると、そのパンとふさわしい主菜や副菜の組み合わせはどうなのかといったところの食品を選択する能力、そういったことも重要な指導の内容の一つでありますので、そういったことを考えて、今のところの週3回のお米、週2回のパンが妥当ではないかなとお話をしておきたいと、そのことも理由であるということをつけ加えておきたいと思っております。

それから、お話の中で苓北町の例がありましたけれども、菊陽町でも、学校の先生方、学校栄養職員が1人寄って、翌月の献立をみんなで知恵を絞って考えているところでございます。その中で、この献立のときにはこういった話を子どもたちに放送で聞かせたいねとか、6月の食育週間についてはそれぞれの学校どうやって取り組むというふうに共通理解を図って進めら

れているところですので、したがって本町でもそういった研修会は毎月行われて、食に関する指導をどうしようかという工夫、改善がなされているといったところも御紹介をしておきたいと思います。

つまり献立も、ほとんど町内の小・中学校は一緒になると。ただし、学校の行事とかなんかでどうしても早く給食を仕上げなくちゃならないといった場合が出ますので、そのときは曜日で若干の入れ替えがある程度ですということでした。

それでは、お答えさせていただきます。

平成17年に食育基本法が施行され、その前文には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけると明記をされております。その法律を受けて策定された食育推進基本計画では、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定め、その普及啓発に努めているところです。

学校における食育の推進は、食に関する指導によって行われております。その食に関する指導には6つの目標があり、その目標に沿って、それぞれ食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化といった観点から指導がなされております。そして、給食の時間だけでなく、各教科、領域の事業において適宜その内容が取り扱われ、指導が行われているという状況です。

町内において田植え・稲刈りを授業に取り入れている学校は、小学校で5校ございます。その内訳は、農地を借りて、農家やJ A、P T Aの協力のもと実施している学校が3校、バケツやプランターによる栽培を行っている学校が2校です。こちらに、ちょっと見えにくいかもしれませんが、これが1人1バケツで稲の栽培を行っている学校の様子です。そのバケツからもこんなに大きく稲が成長をしているといったところです。もちろん指導にも来ていただいております。ただ、唯一稲の栽培を行っていない小学校がありますけれども、その小学校では、農地を借りまして、地域の方の協力をいただきながら、サツマイモや中国野菜の栽培を行っています。また、稲作もやり、その中の学校ですけれども、さらに、さらにということで、菊陽町の特産物であるニンジン栽培を、農家の方に協力いただき、種まきから収穫までの活動を取り入れている学校もございます。中学校では、田植え・稲刈りを含め、その他の作物の栽培は行われておりません。

このような教育活動の内容、いわゆる学校の教育課程は、校長の責任のもと、各学校で編成されます。児童・生徒の実態や地域の実情、学校の経営方針に従って編成されるものです。教育委員会としましては、各学校がそれぞれの実態に応じて特色ある教育活動を伸び伸びと展開していくためには、教育委員会主導による強制的で画一した指導は極力避けるべきであると考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） なかなか田んぼを借りて同じような体験をさせるというのは、菊陽町の特

質からいっても非常に、言われるように難しいのかな、地域地域によって難しいのかなというふうに思います。

私も、少しだけ勘違いをしてましたが、八久保の方で田んぼを借りるといいじゃないかと思っていましたが、向こうは開田でありまして、それに伴って電気代が発生するということですね。そういった問題も考えますと、非常にそういったところも考えて難しいのかなというふうに思います。

しかしながら、最近ニュースでも取り上げられておりますが、平成22年には全国で最も多い1,552人を数えた待機児童の問題ですが、横浜市の積極的な施策により、短時間で解決し、全国最多からゼロにしたということでございます。林文子市長によりますと、問題解決の最大の決め手は、やる気、こちらにあったそうでございます。新設の保育所の場所も、市役所全職員の課題と捉え、担当課ではなく、みんなで空き地情報などの情報を交換したそうでございます。

第5期菊陽町総合計画の中に、特色ある学校教育の推進の中での施策の展開において、豊かな心を育む教育、人権教育、国際化や高度情報化などの時代の変化に対応した情報教育、さらには身近な地域から地球規模までの環境に関する教育の充実を目指し、創意工夫を生かした各学校の特色ある教育活動を進めますとあり、具体的な施策といたしまして、道徳教育や体験学習の充実、自然体験、社会体験、ボランティア体験等が明記をされております。まさしく総合学習がこれに当たるのかなというふうに思うところでございます。

全ての小学校で田植え・稲刈りなどの学習を、老人会の皆さんをはじめ地域のさまざまな方々にお手伝いをいただきながら実施をするとしたならば、同じ地域に住む住民同士がお互いに知り合い、話し合うことのできる地域となり、最重要とされる課題を、少しずつではございますが、解消がされていくと考えるところでもございます。農家、田んぼの問題も取組次第では不可能ではないというふうに思いますし、J Aなどとも協力をし、また先ほども話をいたしました、地域の方々に協力を依頼すれば、菊陽町でほぼ同じ内容の田植え・稲刈りなどの学習を実施できると思います。

なぜここまで同じ環境でということをごだわるかと申しますと、私も菊陽北小学校5年生の皆さんと田植えを経験させていただきました。子どもたちの笑顔のすばらしさに感動したところでもあります。子どもたちも素足で田んぼに入り、昔ながら1列に並び、手で苗を植えたことで、米に対する考え方も変わったということは感想文を見るところで聞いております。1年置きに大津、菊陽で交互に行われ、こちらは町長も参加をされておられると聞いておりますが、田んぼの学校、こちらに参加した子どもたちの感想文を、先週J Aに行きまして拝見をさせていただきました。ほとんどの子どもたちは「土がぬちゃぬちゃして気持ちよかったです」と答え、多分あの感覚は一生忘れることのできない思い出だと思います。また、「10月に稲刈りが楽しみです」と答えた子どももいて、野菜、果物の季節感がなくなっている昨今、お米の収穫は10月なんだといった一つの気づきにつながったと思います。さらには、「おじいちゃんた

ちがこんなに頑張っているなんてびっくりした」との感想もあり、お年寄りに対する思いやりも改めて子どもたちに芽生えたのではないのでしょうか。

しかしながら、その一方で、教師が多忙なことによる準備時間の少なさの問題、総合的な学習の時間にも批判的な意見が唱えられ、総合的な学習の時間の方向性を考える上での混乱も生じており、端的に言うならば、総合的な学習の時間は教科学力の向上には寄与しないので廃止すべきであるという少数意見もあることも承知をいたしております。しかしながら、最近では、熊本の学習塾、こちらにおきましても、自前の小さな簡易の田んぼでしょうが、田植え・稲刈り体験が実施をされているようでございます。個人的には、学校とは当然教育の場であり、知識と知恵を教える場であると考えます。さまざまな知恵を教え伝えられることができる学校だから、総合学習の時間という時間があるのではないのでしょうか。

教科学力にしか興味を示さない、こちらはテストの点数しか興味がないといった風潮が強まってきている昨今、総合的な学習の時間が担うべき役割は増しているというふうに強く考えるところでございます。米飯給食のお米も、自分たちが植えたお米を使い、給食として食べれば、ひと味違うと思いますし、これが全てではないでしょうが、食料の生産方法や食に関する文化、広い視野から食について教育することがまさしく食育と言えるものではないのでしょうか。自分たちがつくったお米を給食で食べたいというのは、菊陽町の給食の先生から少しだけお話をいただいたところでございます。これが可能か不可能かということを経験に申し添えておりましたが、やはり私はそういうことも一つの選択肢なのかなというふうに思っているところでございます。

地域のつながりの変化においてしっかりと対応できるよう、またその手段として、やはり同じ体験学習を実施すべきだと考えますが、改めて町長に、同じ内容で田植えの学習どうなのかというところをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 田植えの体験というのは、非常に子どもの時代、実際の田植えはほとんどもう機械でやっとなんですけども、昔の手植えの田植えというのもやっとなような状況でありますけども。

この、今町の教育委員会と離れたとこで、さっき言われた田んぼの学校ですね、これは大津町と菊陽町、熊本市も入られて、熊本県、そしてJAも入られた中で進めておりますけども、今年は大津町ですけども、去年は菊陽の方でしたけども、そのとき菊陽の方から、さっき実際に田植えの体験やってないって、武蔵ヶ丘北小学校の子どもたちだったと思いますけども、先生が引率されて参加しとったような状況であります。田植えやって、収穫をしながら、そしてこの水田が持つ多面性、いわゆる地下水の涵養になる、そういう勉強もしながら、一方では、ちょうどそのころトウモロコシの収穫時期にも当たるということで、そういう体験もしながら交互にやっておりますけども、やはりこの食育の大事さがありますけども、言われるようにできるだけそういう機会がとっていければということで取り組んでいるところであります。

吉本議員も、何か被災地の方に送るのために北小学校のされてた話聞いておりますけども、議員の方におかれまして、またそういう取組もしていただければありがたいと思います。

そういうことで、できるだけそういう子どもたちに実際の農業体験、いろんな場面であればいいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 先ほど町長も言われましたが、田んぼの学校、こちらに参加された子どもさんが、東海大学の先ほどの片野学先生のお話を少しだけ使わせていただくなれば、一番最初のころ参加した生徒が非常に農業に関心を持って農学部に進んで、今ではその地域でリーダーとして農業の普及ということに努められているようでございます。そういった中で、やはり実際の体験をさせるということが非常に子どもたちに大事なのかなというふうに思いますし、やはり今求められてるリーダー像というのがそこから少しだけでも芽生えていくのかなというふうに思っているところでございます。

ストーブなどを手がける株式会社コロナというところがございますが、こちらは社員数約2,000人の優良企業でございます。社員の意識調査におきましては、朝食をとらずに出勤をし、中華そばなどを食べ、夜は焼き肉等を食べる職員が多かったことに社長自ら驚き、地産地消で無農薬、低農薬の食材を使った食事を出すようになり、現在においては、社員も皆明るくなり、やる気にあふれ、生産性が向上しているというようなことであります。また、2011年度からにつきましては、安全・安心な米や野菜をおのおの社員の家庭にも供給をする体制をつくり、社員と家族の心と体の健康を真剣に考える企業となり、さらに成長を続けられているところでございます。

総合学習のまとめといたしまして、菊池市の七城小学校におきましては、メロンドームで行っている米の販売会がございます。子どもたちによるお米の販売は非常に問い合わせが多く、「昨年学生さんたちが販売していたお米は今年は売ってないの」とか「去年は今ぐらいに販売していたよ」とか「あの米おいしかったから、また今年も買いたいんだけど」など、たくさんのお問い合わせがあっているようであります。我が菊陽町におきましても、自分たちがつくった作物が売れる喜び、そしてまた他人に笑顔を与えられる喜びをしっかりと味わっていきたいと思うところでございます。

1週間の5食全てを米飯に切り替え、いじめ、非行がなくなり、優秀校になった長野県真田町の奇跡、元真田町教育長大塚貢さんという方が出されてる本でございますが、「給食で死ぬ」という本がございます。本日持ってくるのをちょっと忘れてしまいましたが、後日町長にお渡しをさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも参考にいただき、今後の菊陽町の食育につなげていただきますようお願いをいたします。

最後になりますが、やはりいろんなものを変えるのは行政の力なのかなというふうに思います。我々がいろんな提案をしましても、やはり町長がゴーサインを出さないと非常に難しいの

かなというふうに思いますので、やはり町長もいろんなところに顔を出していただいて、そして同じような体験をしていただきたいというふうに思います。

先ほども御紹介をさせていただきましたが、菊陽西小学校の子どもたち、父兄も交えまして、田植えの日というのがあるそうでございます。非常にお忙しいということは私も承知をいたしておりますが、ぜひとも町長も参加をしていただいて、なぜこういうことを私が言うのかというのを考えていただきますようお願いを申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時14分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成25年6月12日（水）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成25年6月14日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成25年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成25年6月14日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 議案第27号 菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
日程第2 議案第28号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について
日程第3 議案第29号 町道路線の認定について
日程第4 報告第1号 平成24年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について
日程第5 報告第2号 平成24年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第6 報告第3号 平成24年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第7 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況について
日程第8 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について
日程第9 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決
日程第10 発議第3号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）
日程第11 議員派遣について
日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 中 岡 敏 博 君 | 2番 | 野 田 恭 子 君 |
| 3番 | 吉 本 孝 寿 君 | 4番 | 吉 山 哲 也 君 |
| 5番 | 渡 邊 裕 之 君 | 6番 | 坂 本 秀 則 君 |
| 7番 | 石 原 武 義 君 | 8番 | 甲 斐 榮 治 君 |
| 9番 | 芝 和 長 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 教育委員長 | 曾 我 惟 雄 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 鶴 田 義 晃 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 |
| 産業建設部長 | 松 村 孝 雄 君 | 会計管理者兼
会計課長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 総務部審議員兼
人権教育・啓発課長 | 堀 川 俊 幸 君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長 | 服 部 誠 也 君 |
| 財 政 課 長 | 阪 本 浩 徳 君 | 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 |
| 福 祉 課 長 | 宮 本 義 雄 君 | 健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 | 環境生活課長 | 大 山 陽 祐 君 |
| 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 | 武蔵ヶ丘支所長 | 大 川 由紀美 君 |
| 農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長 | 今 村 敬 士 君 |
| 都市計画課長 | 小 野 秀 幸 君 | 下 水 道 課 長 | 士 野 公 典 君 |
| 総務課長補佐兼
庶務法制係長 | 中 島 秀 樹 君 | 教育審議員兼
中央公民館館長 | 矢 野 陽 子 君 |
| 図 書 館 長 | 山 崎 謙 三 君 | 学 務 課 長 | 松 本 洋 昭 君 |
| 生涯学習課長 | 堀 行 徳 君 | 農業委員会事務局長 | 堀 川 正 信 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第27号 菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第27号菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

（16番小林久美子君「議長、その前にちょっと発言があります」の声あり）

日程どおりに行きたいと思います。

（16番小林久美子君「すいません、よろしくお願いします」の声あり）

議長の指名がない限り発言は許しません。よろしくお願いします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第27号菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを御説明させていただきます。

議案の1ページでございます。

提案理由でございます。提案理由は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じた措置を講ずるよう要請がなされたため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の給与減額措置を実施するため地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表紙をめくっていただきまして、条例の内容を御説明いたします。

第1条は、この条例を制定するに当たっての趣旨でございます。

第2条は、町長の給与の額の特例でございます。町長給与条例第3条に掲げる給料の額から、町長100分の5、副町長100分の3を減額することとしております。

第3条は、教育長の給与の額の特例です。教育長給与条例第2条第3項に掲げる額から100分の3を減額することとしております。この第2条、第3条につきましては、国の特別職では少なくとも10%の減額を実施していますが、町長、副町長、教育長の給料月額については行政改革の推進とともに隣接の天津町とも協議、連携を図りまして、平成18年1月1日からの適用で町長は10%、副町長及び教育長は7%を減額し、現在に至っております。

第4条は、一般職の職員の給与の額の特例です。同条第1項は、一般職給与条例3条1項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対しまして給料月額から職員の区分に応じ、その職務の級

が2級以下の職員は100分の3.69、その職務の級が3級以上の職員につきましては100分の6.01を減額することとしております。

第4条第2項第1号は管理職手当、同条第2項第2号は地域手当の月額をそれぞれ100分の10減額することとしております。

1 ページお開きいただきたいと思います。

同条2項3号は、休職者の給与の減額措置を定めております。アからウまで休職の事由によりそれぞれ減額措置を定めております。

同条3項は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当など、超過勤務手当に対する減額措置を定めております。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例10条により部分休業している職員についても前条第3項の規定によるものとしております。本町におきましては現段階ではこの部分休業している職員はございません。

第6条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項及び16条第3項の介護休暇と組合休暇についても第4条第3項の規定によるものとしております。本町におきましても、今年度、昨年度はまだこの介護休暇、組合休暇をとっている職員はございません。

第7条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の派遣職員について、第4条第1項及び第2項の規定によることとしております。この公益法人等の職員の派遣も現在は本町職員はおりません。

第8条は、端数調整でございます。この条例の規定による給与の支給に当たって減ずることとされる金額を算定する場合におきましては、当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとしております。

なお、この条例は平成25年7月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 質問いたします。

今回の給与削減で全体で幾ら削減になるのか。

2点目が、その削減された額はどこに充当されるのか。

3点目が、今回の給与削減で国及び県等からのペナルティーはあるのかないのか、3点質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 第1点目でございます。今回の削減により約3,500万円ほど削減を予定しております。

第2点、一応これ充当策といいますか、一応本町が削減するしないにかかわらず、もうそもそも国の交付税措置によりましてその分はもうカットされてきております。それによりまして、例えば住民サービスがその分できないというふうになりますので、その辺で今回やむを得ずこの減額措置をすることとしております。

ペナルティーがあるかどうかというのは、これはもうペナルティーというよりも、もう国の方から国が削減措置をやっておりますので、それに倣って地方の方もやってくださいというような要請が来ておりますので、それとあわせて交付税がその分削減されてきているということではないかと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 約3,500万円交付税の中で削減されて、その3,500万円が今回もし否決された場合には住民サービスへの影響が出てくるということですね。その件に3,500万円についてですが、予算の組み替え等でどうにか対応できないものか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、坂本議員の質問にお答えいたします。

今、総務課長が申しました3,500万円といいますのは、職員の給与が3,500万円は支払わなくていいということになりますので、予算上は3,500万円は結局余ってくるような形になります。しかしながら、地方交付税におきましては約7,000万円ほど低く算定されるというのが出ております。これは基準財政需要額の1.1%程度ということで試算をいたしております。これは国の指標に基づきました試算でございまして7,000万円です。しかしながら、新たにその削減した金額を新たな事業に充てましょうというのもございます。それが地方交付税算定上に新たに設けられました地域の元気づくり推進費という項目がございます。これは、人口をベースにしまして、ここ十数年間のラスパイレス指数とか、職員数の削減率などを参考としまして国全体では3,000億円追加されます。そのうち1,050億円が市町村分でございますが、これも国から示されました指標に基づいて試算をしますと、菊陽町の場合は約2,500万円程度は交付税の方に反対に反映されるということになるかと思えます。ですので、交付税は7,000万円がマイナスになって2,500万円がプラスになりますので、差引普通交付税としましては4,500万円は減るのではないかとこのように見越しております。それから、職員の給与分が3,500万円は反対に支出がする必要がなくなりますので、差引1,000万円は全体から見れば影響するというふうな形になるかと思えます。

それからもう一点、この給与削減に係る分がございまして、削減した分を国の緊急防災・減災事業債という地方債を活用するというのがございます。これはその事業債を活用する市町村については当然影響が出ます。菊陽町の場合は、菊陽中部小学校の改築事業で約3億円は地方債を活用することとしております。この地方債といいますのは充当率が100%ありまして、そのうち元利償還金の70%につきましては今年度交付税に反映されるという有利な地方債でござ

いますので、町としましてはこの地方債も活用しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 今、阪本課長の答弁ですが、結局国、県からのペナルティーというか、交付税への影響はあるのですか、ないのですか。お願いします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えします。

結局交付税への影響は全市町村ございます。そのうち、その金額についてはそれぞれの市町村によって変わってくるかと思えます。基本的には需要額の1.1%が市町村の場合は減額されるだろうと思えますので、菊陽町が約65億円の基準財政需要額でございますので、約1.1%を掛けますと7,000万円程度になると思えます。これはあくまでも現時点での試算でございますので、当然本算定によっては若干増減をするというのは間違いないと思えますが、それから反対にプラスされる地域の元気づくり推進費というのもこれまでの行革、人件費削減の努力というのも反映されておりますので、人員削減が多かったところなんかは反対にプラスされてくるというのがございます。ですけど、7,000万円もともと減られて2,500万円は増えるということでございますので、交付税としては4,500万円程度はやっぱ減ると、影響するということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の件ですが、既にもう削減されておるのかと、ね。あるいは、今のはこれだけ削減されるであろうという予測なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

交付税の算定と申しますのは、現在3月ごろから資料をどんどん収集しております。それを取りまとめて県の方に報告しておりますが、本算定は7月になるかと思えます。その中で正確な数字が出てまいるかと思えますが、今の7,000万円と申したのは国が示しました指標に基づいた算定した額というところでございまして、確定額ではございません。今から変わってくるだろうと思えますが、基本的に給与費というのは包括的に算入されておりますので、個別に実際幾らかというのはなかなか推計は難しいかと思えますけども、この辺も推計ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それで、大体その7,000万円ぐらいという推定というふうに考えていいで

すね。

(財政課長阪本浩徳君「はい」の声あり)

そうしますと、その菊陽町で今度削減する給与の全体の額が3,500万円ですね。3,500万円の差額がありますね。それについては地域の元気づくり推進費とか、あるいは中部小学校の地方債の性格上出てくる国庫支出金とか、そういったのではぼその3,500万円というのは埋まるというふうに理解していいですか。

○議長(大塚 昇君) 財政課長。

○財政課長(阪本浩徳君) お答えします。

地域の元気づくり推進費と申しますのは、地方交付税に新たに設けられた項目でございます、これは交付税が増える方になります。もともと給与費減額については7,000万円でございます、7,000万円から2,500万円を引きますと差引交付税は4,500万円程度減るんじゃないかというふうな分析でございます。4,500万円減りますけども、菊陽町としましては緊急防災・減災事業債も活用しておりますので、その分後年度交付税で加算されるというのは当然見えますが、その金額については幾らかまだ分かりません。

それから、その先ほど3,500万円と申しましたのは交付税ではございませんで、予算の歳出額として3,500万円は、今予算はありますけど3,500万円は結局不用額として残るような形になるかと思っておりますので、差引1,000万円はちょっと不足するかなという感じになるかと思えます。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 坂本議員の質問はこのペナルティーはあるかということだったかと思えます。

もう今、財政課長、総務課長が申し上げましたように交付税のいわゆる本算定は7月になりますけども、その算定するところで国が示した計算方法ですと約7,000万円はもう減額をされるというふうな見通しがついております。一方では、元気づくり推進費あたりで2,500万円はまた交付税の中で措置されるようになっておりますが、さらに地方債で有利になる分が予定されておりますけども、それでこれを減額をしなかったとした場合は国のいわゆる要請に応じないということで、いろいろ算定はした後で調整の段階でそのペナルティーが来るということは覚悟しなければならないというふうに、実際はどうか分かりませんが、国も当然そういうことは最終的にどうだったかということは精査すると思います。そういうことで、大変地方交付税というのは人が限定されていないものでありますけども、今回のような中で国が示したものに従わずにやれば、そういうのも差引しても1,000万円ほどは3,500万円の職員の給与を減額しても1,000万円はマイナスになるということでありまして、そして、さらにその3,500万円は予算上は残っても、これも御承知しておきたいと思えますけども、当初予算組む段階でいわゆる予算不足については基金の繰入金で9,500万円、今財源として充てているとい

うことも、これも知っと思っていただきたいと思います。そういうところで、非常にこれ今回対応しなかったというときは、結果的にはいろんな国の方のどういう形で出てくるか分かりませんが、ある意味でのペナルティーは覚悟が要るなと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） もう一回だけ残っておりますが、今回の減額措置ですね。これは限定的、期間が限定されておりますですね、来年の3月までと。それで、もう一回しかあと質問機会ありませんから何もかんも聞きますが、退職金、年金ですね。これに影響が出るのではないかと、いうふうな私は今の時点で理解しておりますが、といいますのは退職金にしても年金にしても以前はやめるときの、やめる年の標準給与の月額何%という、そこが算定基準になっておりましたですね。ですから、ところがその後、退職金にしても年金にしても生涯の賃金の平均値ですね。これが算定基準になるというふうに、これは私はそういうふうに今は理解しておるんですが、そうなりますと当然この約半年分ですか、これについてはやっぱりその平均値に影響が出てきますね。そうすると、退職金とか年金とか、そういったものに影響が出てくると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 実際もらう額は実際減るかと思います。あと、それでは退職金と年金がどういう算定をするのか、ちょっと詳しくは存じ上げておりませんが、給与月額自体は変わりません。ただし、もらう分について特例で減額しますので、実際生涯賃金は若干少なくなりますけども、給与額そのものを変えているわけではございませんので、その辺でどういふ影響が出るかは、今のところはまだちょっと把握していない状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回はこの特例によって減額するわけでありまして、1つが期末手当、勤勉手当等については減額の対象にしておりませんのでありません。

そして、退職金とか、また年金関係についてはもともとの給与の額がありますので、それを基準にやっていきますので、今回特例でこの期間のいわゆる東日本大震災関係で非常に金が必要ということでの減額措置ということですので、その辺は……

（8番甲斐榮治君「実際に支払われた額ではなくて、もう決まってる額」の声あり）

はい、そういうことで退職手当組合あたりの負担金あたりもそれで負担していくということではその分は変わらないということで影響はないと思います。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子君） 議案第27号菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

今、質疑でもありましたけれども、今度のこの給与の削減は今国会で3月22日に地方公務員給与の7.8%削減を盛り込んだ地方交付税法の一部改定案が3月22日の衆議院本会議で可決をされました。日本共産党は反対をしています。このなぜ問題かといいますと、今度のこの改定案では地方財政計画で地方への一般財源の総額を厳しく抑え込んでいるということです。今地方交付税の話がありましたけれども、それとあと、その中に抑え込んだ中に地方公務員の人件費、また社会保障関係費、特に生活保護費などの大幅削減をもう狙い撃ちにしたもので非常に問題だと思います。地方公務員給与の削減を前提に、この地方交付税を一律、さっきペナルティーの話がありましたけど、その前にも一律に削減しているということがやはり前代未聞のやり方で断じて許せないと思います。また、医療、介護、保育、教育などあらゆる分野で住民生活を支えて地方公務員の人たちは奮闘しているわけですから、その生計費を乱暴に削るのは非常に間違いであると思います。

また、政府が今唱えていますデフレ不況を脱却すると言いますが、今の本当のデフレというのは賃金さがり続けていることが一番大きな問題で、もう本当、もう一握りの資産家には優遇策があるんですけれども非常に厳しくなっている、そういうのにもデフレ不況から脱却すると言いながらも、やはりその姿勢にも逆行するというふうに思っています。

あと、全国では国が余りにもこの横暴なやり方に問題があるということで、町と労働組合などが話し合っただけに被災地に寄附をするとか、そういう姿勢で自分たちの心意気を示そうというようなこともありますけれども、やはり非常に大きな問題があるということを述べて、反対討論とします。

また、最初に議長にちょっと発言をしたいということをお話ししましたが認められませんでしたけれどもやはり……。

○議長（大塚 昇君） ほかの発言は認めませんので、やめてください。

○16番（小林久美子君） 本会議しっかり私たちは慎重に町民の声を代表してますので、議長にも慎重な言い回しをお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 慎重に行います。

（16番小林久美子君「いや、行っていないから言っているんですよ」
の声あり）

ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議案第27号菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について賛成

の立場で討論をいたします。

ただ、言いたいことはきちんとやっぱり言って状況を判断して、その結果のやむを得ぬ賛成討論であるということを前置きしておきます。

今、小林議員からもいろいろありましたけれども、1つは地方分権が大方向になっておると、日本のですね。国庫補助金をてこにして地方自治体に国の言うことを聞かせるやり方ですね。これはやっぱり非常に時代に逆行する手法ではないかというふうに思います。しかも、このアベノミクスというのは最終的には国民の給与引き上げを目的として日本経済の復活をもくろむという大方向であります。地方公務員の給与引き下げはその方向との整合性がないんじゃないかというふうに考えます。

それから、普通その企業体を例にとっても従業員の給与引き下げは最後の手段であります。安易に従業員の待遇の改悪を図るならば、経営者はその資質を自ら問わなくてはならないと思いますが、詳しくは申しませんが、現在の状態を考えたときに国のトップに立つ人たちが自ら身を切っているとは到底考えられません。

しかしながら、現在の状況を見ますと、もし地方公務員の給与を引き下げれば減額に相当する金額の分だけ町民へのサービスを低下させることにならざるを得ない。町民に十分なその情報が行っているかどうかはよく分かりませんが、この状態のままでこの減額に反対をすれば町民の反発とか、不信感とか、そういうことを買いかねない。地方自治体の首長もかなりの方が気持ちとしては反対ということを表示していらっしゃいますけれども、結果としてはこの減額を認めざるを得ないと、提案せざるを得ないというふうな立場に陥っていらっしゃるというふうに思います。このように極めて不本意ではありますが、町全体の町民の事情等を考えたときに残念ながら賛成せざるを得ないというふうなことで、賛成討論といたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

中岡敏博議員。

○1番（中岡敏博君） 議案第27号菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、これは国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組を要請され、ただし既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組を要請されるものと認識し、反対の立場で討論いたします。

理由におきましては、本町職員の職務遂行の現状は、挨拶の仕方、電話の取り次ぎ、お客様への対応等、いわゆる接遇に対して教育がなされていない、責任を持たない発言、高齢者が困っている様子に対応しない、歯ブラシをくわえたまま挨拶をする、廊下を歩く職員を幾度と見ております。それゆえ町民から批判やお叱りの言葉をよく耳にし、先の一般質問においては対応が遅い、反応がないと私は発言しました。しかしながら、各課現場夜間において現状調査をいたしましたところ、このような問題がある職員はほんの一部であり、今後改善のための教育、研修がなされるのではないかと強く希望しております。大半の職員は分かりやすい丁寧な言葉を選び、すぐに席を立ち、対応し、行動し、遅くまで残業し、町のために尽力されております。これらの優秀な職員の衛生要因は満たされず、またモチベーションの低下を含めまして当然苦

洪の決断であることを理解した上で、この議案内容は妥当でないと判断し、反対いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

吉本孝寿議員。

○3番（吉本孝寿君） 議案第27号につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

反対の立場の御意見は十分分かりますが、やはり課長、町長も答弁されたように職員の方々も決してこれは賛成をしたいということでないということを私は理解をいたしておりますし、職員の奥様方からもそういうお話、できれば反対をというお話をいただきましたが、やはり御説明のとおり反対をするべきではないというふうに理解をいたしております。

また、職員等々の接遇ということでありましたが、そのとき気づけば私は止めてでも注意をするべきじゃないかなというふうに思います。それがトータル的に職員がどうこうというのは全くこれは関係ないというふうに思います。何回も言いますけども、この議案第27号につきましては職員の方々が一番悩まれているということを私は思います。議会議員であるならば、確かに行政職員の方々のチェックをするのは当然ではございますが、やはり職場の環境をつくるということももう一方で重要なことではないかなというふうに感じているところでございます。ということから、議案第27号という菊陽町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてというところは賛成というところで討論させていただきます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第28号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第28号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第28号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

新年度に入りまして2か月余りが過ぎたところでございますが、総務費、民生費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額に5,481万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億1,561万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

2ページから3ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたしますので、割愛させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入歳出予算に関する説明書の歳入歳出補正事項別明細書で、まず1、総括の歳入です。補正額を申し上げますと、款の17県支出金を4,981万3,000円、款の22諸収入を500万円それぞれ増額し、歳入合計は5,481万3,000円の増額となり、総額は129億1,561万3,000円となります。

下の7ページは歳出になります。

補正額を申し上げますと、款の2総務費を500万円、款の3民生費を5,025万8,000円、款の7商工費を85万円、款の10教育費を79万4,000円それぞれ増額し、予算調製のため款の14予備費を208万9,000円減額し、歳出合計は5,481万3,000円の増額となり、総額は129億1,561万3,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

8ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

順番に申し上げます。款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、節区分2の老人福祉費補助金を4,080万円、3の児童福祉費補助金を776万3,000円計上し、次の目の5商工費県補助金は節区分1の商工振興費補助金を125万円計上しています。内容は説明欄に記載のとおりであります。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は節区分4のその他の雑入で、財団法人自治総合センターのコミュニティー助成金を500万円計上しております。

下の9ページは、3の歳出になります。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費は、節区分19の負担金、補助及び交付金を500万円計上していますが、内容は一般コミュニティー助成事業補助金で、2つの地区に対する補助であります。

次の10ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費は、節区分19の負担金、補助及び交付金を4,080万円計上しております。内容は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金で、認知症高齢者グループホーム設置者に対する補助金であります。財源は全て県の支出金であります。

下の段の項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費は、放課後児童クラブ検討委員会に係る

報償費と旅費を計上し、子ども・子育て支援計画策定に係るニーズ調査のための委託料も142万8,000円計上しているところであります。

次に、目の4保育園費は、節区分19の負担金、補助及び交付金を776万4,000円計上しております。内容は、私立保育所の保育士等の処遇改善臨時特例事業補助金で、財源は県の支出金であります。

下の11ページを御覧いただき、款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、節区分19の負担金、補助及び交付金を85万円計上しております。内容は、菊陽町商工会に対する観光振興補助金で、県の補助金を活用するものでございます。

次の12ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分19の負担金、補助及び交付金でプール監視人補助金を31万9,000円計上し、目の5学校建設費は菊陽中部小学校の落成式関係経費を47万5,000円計上しているところでございます。

それから最後に、下のページ、13ページを御覧いただき、款の14予備費は予算調製のため208万9,000円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第28号のページ、10ページですね。10ページの民生費の中の児童福祉総務費と保育園費のところですけども、児童福祉総務費の中の節の委託料の調査委託料は保育に関するニーズ調査ということで一般質問でもあったんですけども、大体これは早くした方がいいと思うんですけども、いつごろされるのかというのが1つと、保育園費の補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の776万4,000円ですが、これは私立だけだったかなというふうに思うんですけども、その内容についてお願いしたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） おはようございます。

まず、最初に質問がありました、いわゆる子ども・子育てのニーズ調査の調査の実施時期ですけども、一応予定では本年10月に調査をする予定でしております。一応6月、7月に予算計上、そして選定と、業者を決めまして10月に調査をします。

それと、後半の質問でありますが、県補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これにつきましてはこれは国の昨年度、平成24年度の補正予算、日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として行うものです。これは対象者は私立保育所……

（16番小林久美子「だけですよね」の声あり）

の保育士に限っております。算定につきましては、その市町村の保育所の定員数、あるい

は入所児童数、あとは保育士の数ですね。そういったものと、あとはそれぞれの保育士さんの勤続年数等で算出されたものでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第29号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（今村敬士君） 議案第29号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定によりまして、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回御承認をいただきたい道路は、下原31号線と原水団地2号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1枚目を御覧ください。

まず、下原31号線であります。場所は、町営下原団地の南側に位置します民間の住宅開発地で造成されました道路でございます。既に町に帰属されたものでございます。

延長が49.18メートル、幅員が6メートルの道路でございます。起点、終点とも菊陽町大字久保田字下原地内でございます。

次のページを御覧ください。

原水団地2号線であります。場所は、JR原水駅北側の町営原水団地内の団地周回道路を町道とするものでございます。

延長は373.05メートル、幅員は6メートルのから8メートルで、起点、終点とも菊陽町大字原水字下八町地内でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 平成24年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、報告第1号平成24年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第1号平成24年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について説明いたします。

内容は、平成24年度一般会計の中で議決いただきました継続費について、5月31日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定より、繰越計算書として報告するものであります。

表紙をめくっていただきますと、継続費繰越計算書がございます。

繰り越します事業は3つございます。

最初は、款の2総務費、項の1総務管理費の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業で、これは緊急経済対策によります前倒し事業の分でございます。継続費の総額は9億525万円で、そのうち平成24年度継続費予算現額が4億9,201万3,000円で、支出はありませんでしたので、残額と翌年度逓次繰越額は4億9,201万3,000円となります。財源は記載のとおりでございます。

2つ目は、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽中部小学校改築事業で、継続費の総額36億7,557万9,000円のうち、平成24年度継続費予算現額が23億4,607万500円であります。このうち支出済額及び支出見込み額が17億5,002万4,985円で、残額と翌年度逓次繰越額が5億9,604万5,515円となります。財源は記載のとおりであります。

3つ目が、款の10教育費、項の3中学校費の菊陽中学校増築・改修事業で、これも緊急経済対策によります前倒し事業分でございます。継続費の総額20億3,139万3,000円のうち、平成

24年度継続費予算現額が3億266万6,000円で、支出はありませんでしたので、残額と翌年度通次繰越額は3億266万6,000円となります。財源は記載のとおりでございます。

以上、3つの事業を合計しますと、継続費の総額が66億1,222万2,000円、平成24年度継続費予算現額が31億4,074万9,500円、支出済額及び支出見込み額が17億5,002万4,985円、それから残額と翌年度通次繰越額が13億9,072万4,515円となります。財源は繰越金が1億4,319万5,515円、特定財源のうちの国庫支出金が3億1,492万9,000円、地方債が9億3,260万円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 平成24年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、報告第2号平成24年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第2号平成24年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成24年度一般会計予算の中で議決いただきました地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月30日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額は実際に平成25年度に繰り越した額であります。翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1行目の款の3 民生費、項の1 社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は1億3,340万円を繰り越すもので、内容は本年11月開設予定の小規模特別養護老人ホームの設置に係る補助金で、財源は全て県の補助金であります。

次に、4行目の款の6 農林水産業費、項の1 農業費の強い農業づくり交付金事業は5億4,000万円を繰り越すもので、内容はJA菊池が実施しますニンジン選果施設整備に対する補助金で、財源は全て県の補助金でございます。

次に、下から3行目の款の8、項の2 道路橋梁費の南方護川線付替改良事業の5,928万

7,000円は、原水工業団地に係る町道の改良で、下から2行目の款の8 土木費、項の2 道路橋梁費の八久保1号線外道路改良事業の7,215万円は、八久保1号線と杉並台団地内道路、新山1号線の3つの路線の改良事業でございます。

次のページをお開きください。

2行目の款の9 消防費、項の1 消防費の防災行政無線デジタル化更新事業は2億3,098万8,000円を繰り越し、下から2行目の款の10教育費、項の3 中学校費の武蔵ヶ丘中学校空調整備設置事業を7,856万7,000円繰り越しております。

以上を合計しますと15の事業で、翌年度繰越額は12億6,633万5,000円になります。なお、このうち7つの事業7億4,300万9,000円は緊急経済対策による前倒し事業分でございます。

なお、財源は記載のとおり、未収入特定財源の国庫支出金が7億5,397万4,500円、地方債が3億3,630万円、一般財源が1億7,606万500円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 報告第3号 平成24年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、報告第3号平成24年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） それでは、報告第3号平成24年度下水道事業会計予算繰越計算書について説明いたします。

平成24年度下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。

繰り越しましたのは、款の4 資本的支出、項の1 建設改良費、事業名公共下水道事業で、事業費総額4億9,883万1,000円のうち1億4,182万3,000円を繰り越したものでございます。繰り越しました主な理由といたしましては、菊陽第二土地区画整理事業における工事期間の調整や県道開削工事に係ります占用協議等に不測の日数を要したために工事着手が遅れたことによるものです。

繰り越しました1億4,182万3,000円の内訳を申し上げますと、菊陽第二土地区画整理事業に

伴います汚水及び雨水管布設工事、道明地区の汚水管布設工事、舗装復旧工事、さらには武蔵ヶ丘地区の汚水管更生工事などがございます。

財源といたしましては、交付金が6,702万7,000円、地方債が6,270万円、当年度損益勘定留保資金が1,209万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、菊陽町土地開発公社の平成24年度決算に関する書類及び平成25年度事業計画に関する書類を提出するものです。

決算関係につきましては、土地開発公社経理基準要綱、土地開発公社予算基準、菊陽町土地開発公社財務規定により作成しています。

それでは、表紙をめくっていただきまして、ページ、1ページをお開き願います。

平成24年度決算に関する書類は、事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録、収入支出決算明細書、決算附属諸表で構成されています。

次の2ページをお開き願います。

平成24年度事業報告書で、原水工業団地造成事業について報告します。

下から2行目になりますが、平成24年度は同団地の用地売却に向けて立地を検討する企業に対して営業活動を行い、また区域の拡張に伴う地区計画変更等を行っています。

下の3ページを御覧ください。

平成24年度損益計算書で、これは単年度の経営成績をあらわす計算表になります。

3の販売費及び一般管理費で、事業損失として106万7,000円、内訳は土地の草刈り、雑工事費などの維持管理費です。

4の事業外収益は、受取利息、消費税還付金、雑収益で、合計4万2,517円。

5の事業外費用は、支払利息が778万6,352円となり、当期純損失は881万835円となっていま

す。

次の4ページをお開き願います。

平成24年度貸借対照表になります。

これは、財政状態をあらわす計算表になります。

まず、資産の部です。資産合計は8億4,391万1,073円。

次の負債の部は、負債合計が7億9,620万円となっています。

下の5ページを御覧ください。

こちらは資本の部です。

1の資本金合計は500万円、2の準備金合計は4,271万1,073円となり、資本合計4,771万1,073円になります。この資本合計に、先の負債合計を足しますと、負債資本合計は8億4,391万1,073円となり、資産合計と一致します。

次の6ページをお開き願います。

キャッシュフロー計算書です。

平成24年度の全ての現金の動きをあらわす、示す計算表となります。

1の事業活動によるキャッシュフローは、合計しまして1億3,639万4,621円、2の財務活動によるキャッシュフローは、合計しましてマイナス1億5,650万円。

以上によりまして、現金及び現金同等物の増減額、マイナス2,010万5,379円、現金及び現金同等物期首残高4,383万495円、現金及び現金同等物期末残高2,372万5,116円となります。

下の7ページを御覧ください。

平成24年度の財産目録で、1の資産の部は合計が8億4,391万1,073円、2の負債の部は長期借入金の負債が7億9,620万円、差引純財産が4,771万1,073円となっています。

次の8ページから12ページまでは、収入支出決算明細書及び決算附属諸表ですが、これまでの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

飛びまして、13ページをお開きください。

平成25年度の事業計画に関する書類で、事業計画、予算、資金計画で構成されております。

14ページをお開き願います。

平成25年度の事業計画書で、1.1ヘクタールの売却を予定しており、事業費として1億6,500万円、造成事業として平成23年度で取得した0.6ヘクタール、1,600万円の事業費を予定しております。

15ページからは、平成25年度予算になります。

第1条で、平成25年度菊陽町土地開発公社の予算は次に定めるところによるとしております。

次の16ページをお開き願います。

収入支出予算書でございます。

(1)収益的収入支出予算は、収入について事業収益を1億6,500万円、事業外収益を

5,000円、支出について事業原価を1億4,000万円、販売費及び一般管理費を1,489万1,000円、支払い利息を750万円としています。

下の17ページを御覧ください。

(2)資本的収入支出予算は、収入について長期借入金1,500万円、支出について土地造成事業費1,600万円、長期借入金償還金1億6,000万円としています。

18ページをお開き願います。

平成25年度の資金計画でございますが、1、受入資金及び2、支払資金とも2億374万5,000円で、それぞれの区分ごとの計画となっております。

以上で菊陽町土地開発公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（志垣敏夫君） おはようございます。

報告第5号有限会社さんふれあの経営状況について説明します。

有限会社さんふれあにつきましては、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度決算に関する書類及び平成25年度の事業に関する書類について報告するものであります。

では、表紙から2枚めくってください。

平成24年度の決算に関する書類でございます。

それでは、3ページを御覧ください。

平成24年度事業の実施状況です。4月から3月末までの期間において実施されたものです。

主なものを申し上げます。4月16日、さん彩出荷協議会総会で92名中52名の出席で行われています。5月20日、春の感謝祭と第1回消費者モニターではイチゴの収穫体験を実施されています。6月10日、「さんふれあ」創業祭と第2回消費者モニターでは、トウモロコシの収穫体験を行われています。6月25日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者が169名でございます。7月10日、マナー研修、講師を招きまして接遇に関する研修が実施されています。8月24日、「さんふれあ」の夏祭り。10月4日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、今回はこの回は88名でございます。10月6日、「さんふれあ」秋祭り。それから、11月8日、12日、熊日びふれす広場で行われました菊池地域大収穫祭に参加して菊陽産野菜の販売を行っております。11月18日、鼻ぐり井手祭りで農産加工品の販売。11月23日、秋の感謝祭と第3回消費者モニターではカンショの収穫体験。それから、12月12日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者が163名です。それから、12月27日から30日、年末餅つきの実演販売。それから、1月4日、初売り。それから、2月17日、熊本城マラソンに出店しております。3月24日、第4回消費者モニターでタケノコの収穫体験。3月25日、さんふれあ杯グラウンドゴルフで参加167名でございます。3月31日、富士フイルムのさくら祭りにも出店しております。そのほかに、毎月ふれあ館のコンサート、感謝デー、さん彩便りの発行が行われています。

次に、4ページから11ページにかけまして平成24年度決算の状況について報告いたします。

まず、6ページをお開きください。

貸借対照表を御覧ください。

資産の部の合計が7,263万8,381円、それから負債の部の合計が4,362万8,678円です。また、純資産の部合計が2,900万9,703円で、負債及び純資産の部の合計で7,263万8,381円となっております。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算書です。純売上高で温泉券売機の売上、ふれあ館売上、大広間売上、売店・氷菓里の売上、直売所売上、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他の収入で2億972万1,324円となっております。さらに、純売上高から売上原価を引いた売上総利益が1億6,767万3,459円となっています。

その下段には、販売費及び一般管理費の総額です。

内訳としましては、次の8ページを御覧ください。

職員の給与、水道光熱費、燃料費、衛生管理費など、合計で1億6,693万2,998円を支出されています。

7ページにお戻りいただき、中段の売上総利益の1億6,767万3,459円から経費部分であります販売費及び一般管理費の1億6,693万2,998円を引きますと、営業利益が74万461円となります。営業外収益と営業外費用を加算しまして、経常利益が574万2,378円でございます。ここから法人税などの税金81万5,900円を差し引いた492万6,478円が当期純利益であります。

町への寄附金につきましては、町の出納整理期間と「さんふれあ」の決算時期が毎年同時期

で苦慮しておりましたので、24年度寄附金からは翌年度予算での収支としたいという申し出がありました。そこで、承認し、平成24年度決算には計上されておられません。ちなみに、25年度支出における平成24年度分の寄附予定額は100万円の見込みであります。昨年の実績に比べまして大幅減額となっていますが、これは昨年の九州北部豪雨による農産物の不作と、通年にわたっておりますけれども、直売所の不振、また温泉施設のレジオネラ菌の発生と浴室改修工事によります営業中止などで売上額が減少したことによります。

次に、10ページをお開きください。

5月16日に監査が実施されていまして、5月30日に有限会社さんふれあから報告があったものであります。

13ページからは、平成25年度の主な事業計画を載せております。

また、次の14ページに収支予算に関する平成24年度計画と実績、及び平成25年度計画を載せています。

ここで、下から3行目の寄附金の欄を御覧いただくと、平成24年度実績では0で、平成25年度で100万円の支出計画となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ページ、8ページの販売費及び一般管理費の中の交際接待費85万4,611円はどのように使われているか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 実際の細かな内容については存じておりませんが、これにつきましては「さんふれあ」におきましていろいろな会合がある中で宴会があったときのこのような中での社長のおたるであったり、社長が出向かれるときの交際費であったりというところで聞いております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありますか。

中岡敏博君。

○1番（中岡敏博君） お尋ねいたします。

ページ、3ページの平成24年度事業の実施状況についてお尋ねいたします。3月19日、防災訓練とありますが、右の項目で漢字が間違っている避難訓練、火災訓練等がありますが、具体的な内容等、これは命にかかわる問題になりますので、教えていただければと思います。それと、防犯訓練等もされているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 3月のこの防災訓練につきましては報告が上がっている中では定期的

にあのような施設においては訓練をやらなきゃいけないというところになっておりますので、その部分での消防による訓練を行っているということは聞いております。

それから、防犯訓練については今のところやったということは伺っておりませんので、実際に万引き等もあっておりますので、これは「さんふれあ」の中で実施していきたいという話だけは聞いております。まだ実際にやったというところまでは聞いておりませんので。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（大塚 昇君） 日程第9、委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） それでは、総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書について、以上1議案であります。この請願は3月議会において付託され、継続審査となったものであります。

6月12日、改めて総務部長及び総務課長から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。事前に請求しておりました資料等を執行部に提出をしていただき、審議を進めましたが、請願内容についてさらに調査する必要があると委員の皆さんの意見が大半でございました。

この件につきましては、全員賛成により継続審査に決定いたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書については、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号各地区の街灯（防犯灯）の電気料金を町負担にすることを求める請願書については、委員長から会議規則第75条の規定によって議席に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 発議第3号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第10、発議第3号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、梅田清明君外5名の議員から提出されたものであります。

代表して、梅田清明君から趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） おはようございます。

発議第3号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、円安のもとに大企業は空前の利益が出ているが、中小企業はまだまだ足踏み状態で、強く活性化を求めるものです。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）。

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いています。2010年10月から12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態と言えます。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生、活性化策が極めて重要となっています。例えば地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要です。

政府が目指している強い経済を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生、活性化策は急務です。昨年８月に施行された中小企業経営力強化支援法では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できます。あわせて、地域の金融機関による地元の中小企業に対する支援体制を強化することが重要です。よって、政府におかれては以下の事項について早急な対策を講じるよう求めます。

記。１つ、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど、総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。

２、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年６月14日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣安倍晋三様、金融担当大臣麻生太郎様、経済産業大臣茂木敏充様。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１１ 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第１２ 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に提案されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、6月6日から14日までの9日間、平成25年第2回菊陽町議会定例会におきまして提案いたしました全ての付議事件について慎重に御審議いただき、そして御承認を賜り、ありがとうございました。

それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

同意第1号副町長の選任について御説明申し上げます。

同意第1号は、副町長の選任についてであります。議員の皆様も御承知のとおり、現在副町長が不在になっておりますが、このたび井手義隆様を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

井手様は、熊本県職員として昭和50年に県庁の方に入庁されておりますが、福岡事務所長、それから企画振興部の文化企画課長、球磨地域振興局局長、熊本県労働委員会事務局長等を歴任されておまして、平成22年3月に熊本県を退職、同年7月から財団法人熊本テルサ専務理事兼館長に就任されております。熊本県職員として35年間、行政経験も豊富で、そのうち約3分の1を民間会社や団体等に出向された経験と人脈をお持ちの方であります。性格は温厚で誠実、仕事には熱心で意欲的な人であり、副町長として適任であると考えていますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第1号副町長の選任について御説明申し上げます。

井手義隆様を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

井手様は、現在、熊本市中央区帯山5丁目36-38にお住まいで、昭和24年4月17日生まれの64歳であります。昭和49年3月に立命館大学産業社会学部を卒業され、50年4月に熊本県職員に採用、家庭児童課に配属されています。その後、天草事務所福祉課、企業立地課、くまもとファズ株式会社に出向や企画開発部政策審議員、商工観光労働部観光審議員、福岡事務所長、企画振興部文化企画課長、商工観光労働部労働雇用創出長、球磨地域振興局長、熊本県労働委員会事務局長を歴任されまして、平成22年3月に熊本県を退職、同年7月に財団法人熊本テルサ専務理事館長を務められております。

町長の提案理由にもございましたように、井手様は熊本県職員として長い行政経験をお持ちであり、人柄もよく、副町長として適任であると考え、選任の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 一応町長の人事は専権事項ですから何もクレームつけるつもりはありません。しかしながら、町長の任期が1年半、この間に菊陽町の今置かれとる立場、副町長として菊陽町の副町長として何を求められ、一番適任と思われるのかですね。菊陽町の実態、実情というのをしっかり知った上でこの一番大事な時期にどういう務めをされるのかというのは、過去これは特定の名前を言うと不適當かもしれませんが、あえて言いますけど松永副町長がああいう状態だった。中富氏も私たちからするなら、県からの出向ということで菊陽町のために一生懸命頑張ったとは思いますが、私たちの感覚からするならば、もうちょっと頑張ってもよかったんじゃないかという気がします。ですから、今この時期に町長が副町長をあえて井手さんですか、私たちもいきなり聞いてキャリアだけを聞いて、常に賛成はします。今回も賛成はしたいと思います。町長が一番適任ということで選ばれたわけですから。しかしながら、職員にしても町民にしても、副町長として町長がどういうことに一番期待を持って副町長を選任されるかというのをもうちょっと分かりやすい状況で選任をしていただきたいなという思いがするものですから、あえて質疑ということでやらさせていただきますけど、町長にそのあたりを何を一番期待しておられるのか、確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の選任でありますけども、ただいま同意を求めるということで御説明はしたところでありますけども、菊陽町、非常に都市化する中で、そして一般質問等でもいろんなこの町の課題等について御質問、また御意見等をいただいているところでありますけども、この井手様におかれましてはこの県の職員として県庁の中で非常に人生経験といいますか、公務員としての行政経験も豊富でありますけども、そのうちの35年間の約3分の1、12年間ほどはいろいろ民間の会社、あるいは団体等に出向されて非常に幅広い人脈もお持ちでありますけども、豊かな経験を持たれた方であります。そういった中で、今菊陽でいろんなことを取り組んでおりますけども、そういうものについてもお願いする時点で当然きちんと説明をしながら、そして詳細についてはもう申し上げませんが、それぞれに出られたときに、それからいろんな職場にあったときにその中から座右の銘あたりもどんなものを持っておられますかと聞きましたんですけども、そのとき折々の中で非常に学んだこと、そしてそれを実践に移すところもあります。

そして、先ほど有限会社さんふれあのことにも報告もいたしたところでありますけども、現在も熊本テルサの方で約3年間ぐらいの専務理事、あるいは館長としておられますけども、そういった民間的な非常に視野も広い、そういったところから今本町に置かれておる中でふさわしい人だということでお願いしているところであります。そういうふうな中で人選した人であ

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 副町長の人事案件ということですが、これは人事の問題というのは本当に慎重に扱わないといけないということは重々分かっておりますけれども、私のちょっと反省も含めながら申し上げたいと思ひますが、先般の議会運営委員会のときに追加議案ということで町長から副町長の件を追加議案として出したいという意向ございました。そのときに、ちょっと私もうかつだったんですけども、副町長の人事であるとか、あるいは教育長にいずれなるであろうという人のそういう人事であるとか、大事な議会の同意を要する案件については追加議案ということではなくて、やむを得ない場合は仕方ありませんけれども、追加議案ということではなくてあらかじめどの時期に出すかというのはこれは難しい問題でもあります、あらかじめ議会に何らかの形で提示をしていただければという希望を持っております。今回は幸ひ全員協議会に説明がありましたので、それなりの理解をいたしましたけれども、今後ともこういう議会の同意を要する案件についてはしかるべき時期ですね。この時期は考えないといけないと思ひます。しかるべき時期に全員協議会なり、あるいは議会に何らかの形でお伝えいただいて、判断の猶予を我々が持てるようにしていただきたい。ここで町長にお聞きしても急にお答えはできないかと思ひますが、このことについて検討をしていただきたいという希望を持っております。この検討していただけるかどうかについてお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） こういった人事案件でありますけれども、いろいろこの人選に慎重を期する面もあつてありますけれども、そういう早い時点からきちんとそういうふうにできておればそういうしかるべき時期に今言われたようなことについては十分考慮していきたいというふうに思ひます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号に同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成25年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時50分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
ここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 梅 田 清 明

菊 陽 町 議 会 会 議 録
平成25年第2回6月定例会

平成25年6月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 大 塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣 野 豊 徳

印 刷 株式会社 きょうせい九州支社

電 話 (092) 432-0781 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電 話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919